

第8章 その他資料

主 要 資 料 等 一 覧 表

| 提 出 書 類 | | 備 考 | 根拠法等 | |
|---------|-----------------|-----|--|--------------------------|
| 項 目 | 内 容 | | | |
| 契 約 関 係 | 1 工事費内訳書 | 入札時 | 全ての建設工事が対象 | |
| | 2 工事請負契約書 | | | |
| | 3 契約保証又は履行保証 | | 請負対象金額500万円以上 | 契約書4条 |
| | 4 現場代理人及び技術者届 | | | 契約書10条、業法26条 |
| | 5 工事着手届 | | | 仕様書1-1-1-10 |
| | 6 請負代金内訳書 | ※1 | 契約後5日以内 | 契約書3条、業法20条 |
| | 7 工事カルテ | | 500万円以上契約後10日以内(当初、変更[工期・請負代金額・技術者変更]、完成、訂正) ※単価契約工事の場合は登録不要 | 仕様書1-1-1-7 特記仕様書 |
| | 8 建退共掛金収納書 | | 契約後1ヶ月以内 | 諸法、仕様書1-1-1-45 |
| | 9 工事変更契約 | | 変更契約書 | 契約書25条 |
| | 10 工事完成通知書 | | 工事完成後10日以内 *監督職員が設計図書と照合して完成を確認したうえ受理すること | 契約書32条 |
| 検 査 関 係 | 1 材料検査 | | 工事で使用する各種材料のうち完成後外面から直接明視できないもの等新工法、新材料を採用した工種工事監督職員、検査員が指示するもの監督職員と協議確認のうえ施工のこと | 契約書13条 |
| | 2 段階確認等 | | 諸工作物等の各段階検査に於いて監督職員が立会、検査、確認等を要するもの | 契約書14条、要綱4条7、仕様書3-1-1-3 |
| | 3 破壊検査 | | 受注者が材料検査、段階確認等を請求しないで施工し、その適否が確認できない場合 | 契約書32条 |
| | 4 部分使用(契約書第34条) | | 発注者は、工事目的物の全部又は、一部を使用する場合、確認検査を行い受注者の承諾を得て使用する | 契約書34条、仕様書1-1-1-25 |
| | 5 部分引渡(契約書第39条) | | 工事完成に先だって引渡し(重複工事で他工事が施工し、完成検査で確認できない場合等を含む)を指定した場合は、部分完成検査を行う | 契約書39条 |
| | 6 完成検査 | | 工事の全部又は一部が完成した場合、工事完成通知を受理した日から14日以内に完成検査を完了し、当該検査の結果を通知する ※緊急応急工事については10日以内 | 契約書32条、要綱11条、仕様書1-1-1-22 |
| | 7 契約不適合責任 | | 工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する | 契約書45条 |

注1) 根拠法等欄記載の略称

- ・契約書;高知県建設工事請負契約書
- ・業法;建設業法
- ・再生法;リサイクル法、廃掃法、建設リサイクル法
- ・適正化法;公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・安衛法;労働安全衛生法等
- ・要綱;高知県建設工事技術管理要綱
- ・安施技指;土木(森林)工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術視指針、港湾工事安全施工技術指針
- ・諸法;公害対策基本法、騒音・振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、火薬類取締法、土壌汚染対策法、道路交通法、道路運送法、雇用保険法、労働者災害補償保険法など
- ・仕様書;高知県建設工事共通仕様書
- ・特記;特記仕様書

※1 請負代金内訳書について

【建設工事契約事務処理要領の第3を参照】
入札時に提出を受けた工事費内訳書は、契約締結時の請負代金内訳書に代わるものとして取り扱う

| 提出書類 | | 備考 | 根拠法等 | |
|-------------------------------------|----------------------|-----------------------|---|--|
| 項目 | 内容 | | | |
| 施工計画書 (※変更がある場合は、その都度事前に提出すること。) | | | 契約書11条、要綱全般、仕様書1-1-1-6 | |
| | 1 工事概要 | 工事名、工事場所、契約金額、工事内容、工期 | | 要綱4条2・5、仕様書1-1-1-6 |
| | 2 計画工程表 | 総合工程表 | 但し、当初請負代金額200万円未満は省略、 二工事 については、技術管理要綱工程表様式5で代用できる | 契約書11条、要綱3条、4条、5条、仕様書1-1-1-6 |
| | 3 現場組織表 | 現場組織 | 作業主任・資格者等一覧表様式のみ | 業法24条の2、要綱4条3 |
| | | 施工体制台帳 | 体制台帳は下請があれば全て作成 | 業法24条の7、契約書6条・7条・10条、適正化法、要綱4条11、仕様書1-1-1-11.12.28 |
| | | 施工体系図 | 体系図は下請があれば全て作成 | |
| | 4 主要機械・船舶 | 機械名、形式、台数、目的、使用工程 | 主要な機械のみ記載 型式明示写真(黒板)撮影 | 仕様書1-1-1-10 |
| | 5 主要材料 | 材料の品名・形状・寸法・製造業者 | 主要な材料のみ記載 | 契約書13条、要綱4条3 |
| | 6 施工方法 (仮設備計画を含む) | 施工方法及び施工の順序 | ただし二、三工事であっても応力計算等安全を確認できるものは整備しておくこと | 仕様書1-1-1-7 特記仕様書 |
| | 7 施工管理 | 品質管理計画表 | | 要綱3条・4条3、7条、9条9 |
| | | 出来形管理計画表 | | 要綱3条・4条3、6条、9条8 |
| | | 写真管理計画表 | | 要綱2条、3条、4条3、9条 |
| | | 段階確認計画表 | | 契約書14条、要綱4条3・7・8、仕様書3-1-1-3 |
| | 8 緊急時の体制 | 緊急時の連絡系統図 | | 契約書2条、安衛法、安施技指、要綱4条3、仕様書1-1-1-12.30、特記 |
| 9 交通管理 | 交通安全管理、工事標識 | | 契約書29条、要綱4条3、仕様書1-1-1-37、特記、諸法 | |
| 10 安全管理 | 安全管理組織・安全訓練等 | | 契約書2条、安衛法、安施技指、要綱4条3、仕様書1-1-1-12.31、特記 | |
| 11 現場作業環境の整備 | 現場事務所、仮設物の設置計画等 | | 要綱4条3 | |
| 12 環境及び地元対策 | 事前調査、公害防止対策等 | | 契約書29条、要綱4条3・4、9条9仕様書1-1-1-35、諸法 | |
| 13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | | | 再生法、要綱4条3 | |
| 14 その他 | | | | |

※下請業者が追加となった場合、施工体制台帳・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図現場組織表・安全管理(安全衛生管理体制フロー)も同時に変更提出必要

| 提出書類 | | 備考 | 根拠法等 |
|-------|-----------------|---|--|
| 項目 | 内容 | | |
| 工程管理 | 1 総合工程表 | | 当初請負代金額2000万円未満は省略 |
| | 2 PERT工程表 | 監督職員指示工事 | |
| | 3 部分工程表 | 監督職員指示工事 | |
| | 4 履行報告 | 全工事 | 確認票に履行報告書を添付（翌月の5日までに提出、工程表や写真等の根拠資料は不要） |
| 施工管理 | 1 起工測量 | 全工事 | 測点及び現地変化点について測量し計画と比較 |
| | 2 設計図書照査等報告 | 全工事 | 設計図書と対比して報告 |
| | 3 段階確認実施表 | 段階確認 | |
| 出来形管理 | 1 変更申請図 | 計画変更のある全工事 | * 金抜き設計書を作成 * 工事写真等の管理資料を添付すること |
| | 2 施工経過図 | 場所ちコンクリート（主な構造物）及びトンネル掘削等の施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成する。 なお、当初請負代金額2000万円未満は省略。 | 型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する |
| | 3 完成図 | 全工事 | 平面図、横断図、展開図等（数字を対比記入）* 展開図については、主な工種のみ |
| | 4 出来形管理図表 | 図面等で表示可能なものは省略 なお、当初請負代金額2000万円未満は省略 | 展開図に測定数値を記入し省略することができる |
| | 5 使用量一覧表 | 現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。 | 伝票類は提示することとし、提出は不要 |
| 品質管理 | 1 アルカリ骨材反応対策 | コンクリート使用工事 (注意) ・この場合の荷卸時は、施工時の品質確保のための検査を示す。 ・小規模工事や重要構造物については、8-5～8-10による。 | 品質証明書にて確認（骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合） |
| | 2 塩化物総量規制 | | 鉄筋構造物について試験 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合、1回以上か品質証明書等のみとすることができる (用心鉄筋を有さない無筋構造物の場合省略できる) |
| | 3 単位水量測定 | | 1日あたりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合(午前1回、午後1回) |
| | 4 スランプ管理図 | | 荷卸時、1回/日、及び荷卸時に品質変化が認められた時 |
| | 5 コンクリート圧縮強度総括表 | | 荷卸時、1回/日 重要構造物1回/20～150m ³ その他 1回/150m ³ |
| | 6 空気量測定 | | 荷卸時、1回/日、及び荷卸時に品質変化が認められた時 |
| | 7 コンクリート品質管理図 | | 材令28日強度試験データが10個以上の場合にはX-Rs-Rm管理図も作成する |

| 提出書類 | | 備考 | 根拠法等 | |
|-----------|-------------------|---|--|--------------|
| 項目 | 内容 | | | |
| 写真管理 | 1 着手前及び完成写真 | | 要綱2条・3条・4条 3・9条検査規程11条 | |
| | 2 施工状況写真 | | | |
| | 3 安全管理写真（交通安全を含む） | | | |
| | 4 使用材料写真 | 鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。（形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する | | |
| | 5 出来形管理写真 | 完成後明視でき容易に測定可能な箇所は省略 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）は省略 | | |
| | 6 品質管理写真 | 公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合は省略 | | |
| | 7 災害写真 | | | |
| | 8 事故写真 | | | |
| | 9 その他（公害・環境・補償等） | 用材林等の伐採 ・伐採前と後の全景写真 ・胸高直径の計測状況の代表写真ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと。 | | |
| その他 | 1 材料使用承諾願 | 生コンクリート | ・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる | 契約書13条、要綱4条3 |
| | | アスファルト | | |
| | | 各種材料 | | |
| | 2 工事打合せ書 | 工事条件変更等確認請求書 | 契約書18.19条で実施・監督職員の指示は工事日誌、指示簿等による | 契約書18条 |
| | | 工事の内容変更通知書 | | 契約書19条 |
| | | 工事に関する承諾票 | | |
| | | 指示簿 | | |
| 3 現場出来形寸法 | | 表示（マーキング） | | |

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の改定について

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の一部を改定しましたので、施工管理に当たっては、適切に取り扱ってください。

記

1 改定内容

次の工種の施工に係る試験区分のうち、必須の試験項目に関する一部。

セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）

2 適用 平成23年7月1日以降に着手する工事

【改定のポイント】

- 1 コンクリート重要構造物のコンクリート圧縮強度試験は打設量50m³ごとに1回以上としていたが、コンクリート標準示方書どおりの1回/日又は打設量20～150m³ごとに1回とする。（例えば200m³/日打設の場合は2回/日となる）
- 2 コンクリート重要構造物のスランプ試験、空気量測定は、1回/日又は1日当りの打設量50m³ごとに回数の多い方としていたが、同様に1回/日又は打設量20～150m³ごとに1回とする。
- 3 コンクリート重要構造物の総使用量20m³未満の上記試験については、1回以上又は品質証明書等によることができる。

【改定の内容：セメント・コンクリートのみ抜粋】

| 試験項目 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|---------|------------------------------|--|---|
| 塩化物総量規制 | 「原則0.30kg/m ³ 以下」 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 |

| 試験項目 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|--------|--|---|---|
| 単位水量測定 | <p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> | <p>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上の場合；2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。</p> | <p>・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p> |

注) コンクリートダムにおいても、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上となる場合には、特記仕様書で本項を適用するように規定すること。

(特記仕様書記載例)

第〇〇条 施工管理

・
・

2 コンクリートの品質管理は品質管理基準による他、単位水量測定を実施するものとする。試験方法等はセメント・コンクリートに準じること。

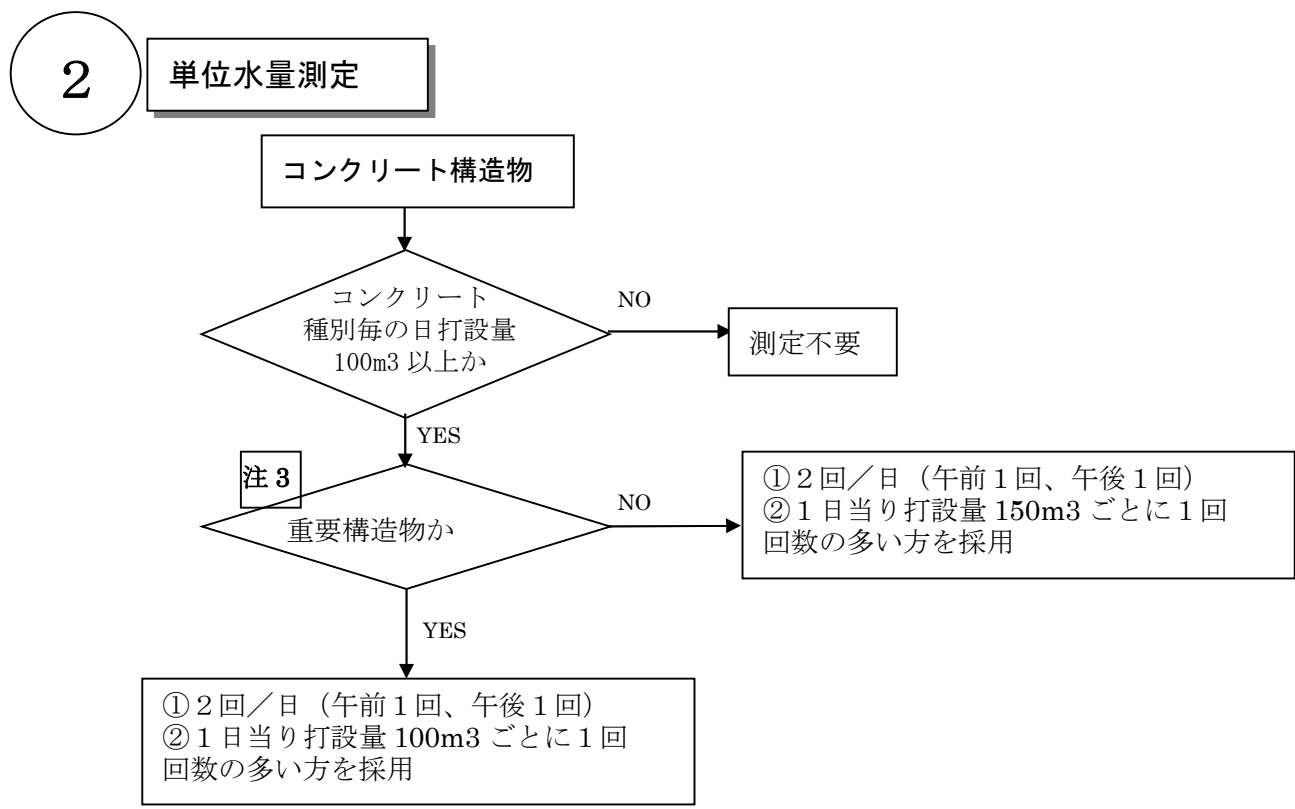
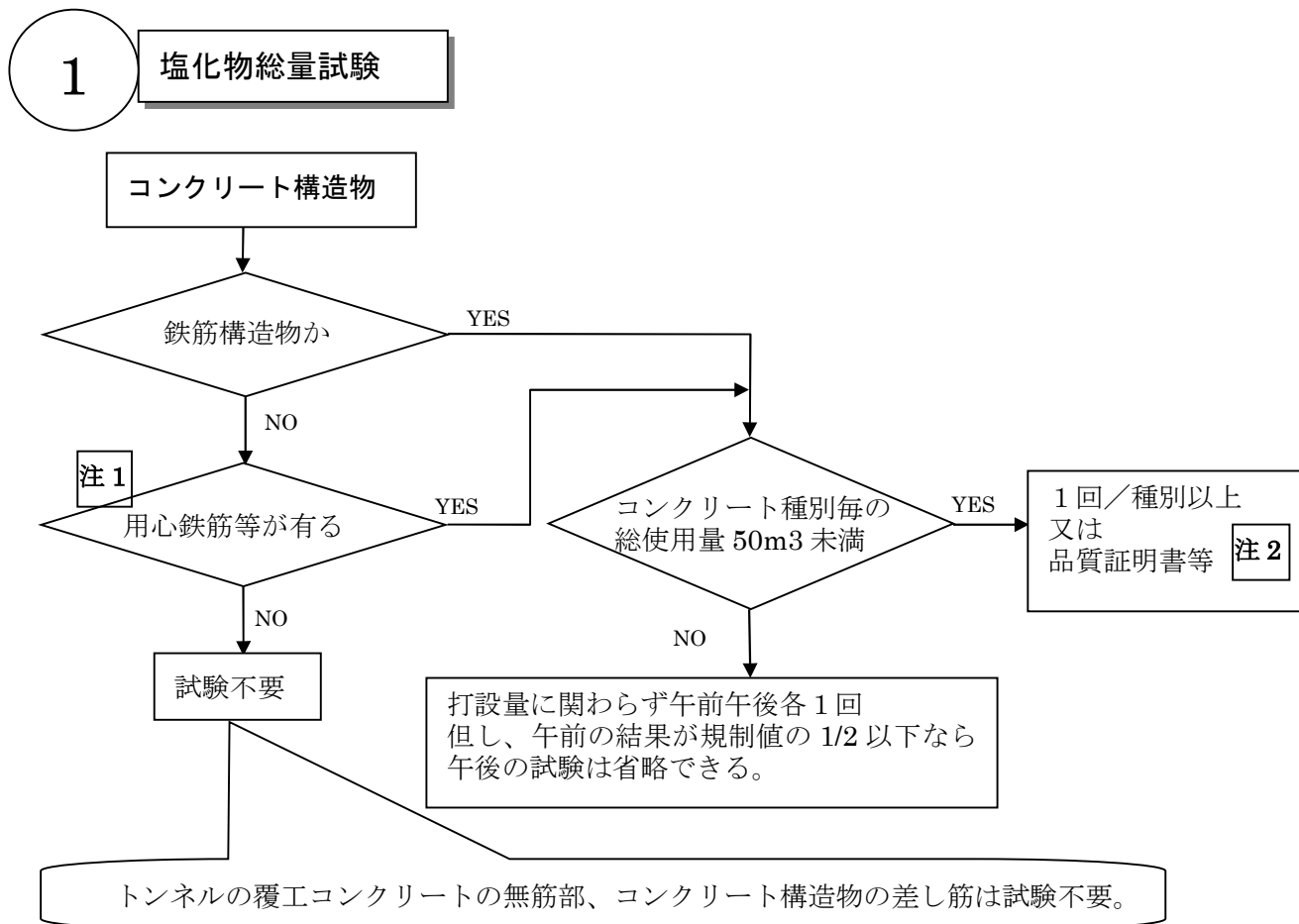
どちらか回数の多い方

| 試験項目 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|---------------|--|--|---|
| スランプ試験 | スランプ 5 cm 以上 8 cm 未満 : 許容差 ±1.5 cm スランプ 8 cm 以上 18 cm 以下 : 許容差 ±2.5 cm (コンクリート舗装の場合) スランプ 2.5 cm : 許容値 ±1.0 cm (道路橋床版の場合) スランプ 8 cm を標準とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 <u>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m³ ごとに 1回</u>、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 |
| コンクリートの圧縮強度試験 | 1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値) | <ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m³ ごとに 1 回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 6 本 ($\sigma 7 \cdots 3$ 本、$\sigma 28 \cdots 3$ 本) とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じて $\sigma 3 \cdots 3$ 本についても採取する) <u>1 週の圧縮強度試験は、監督職員による立会は不要。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 $\sigma 28$ については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。 |

どちらか回数の多い方

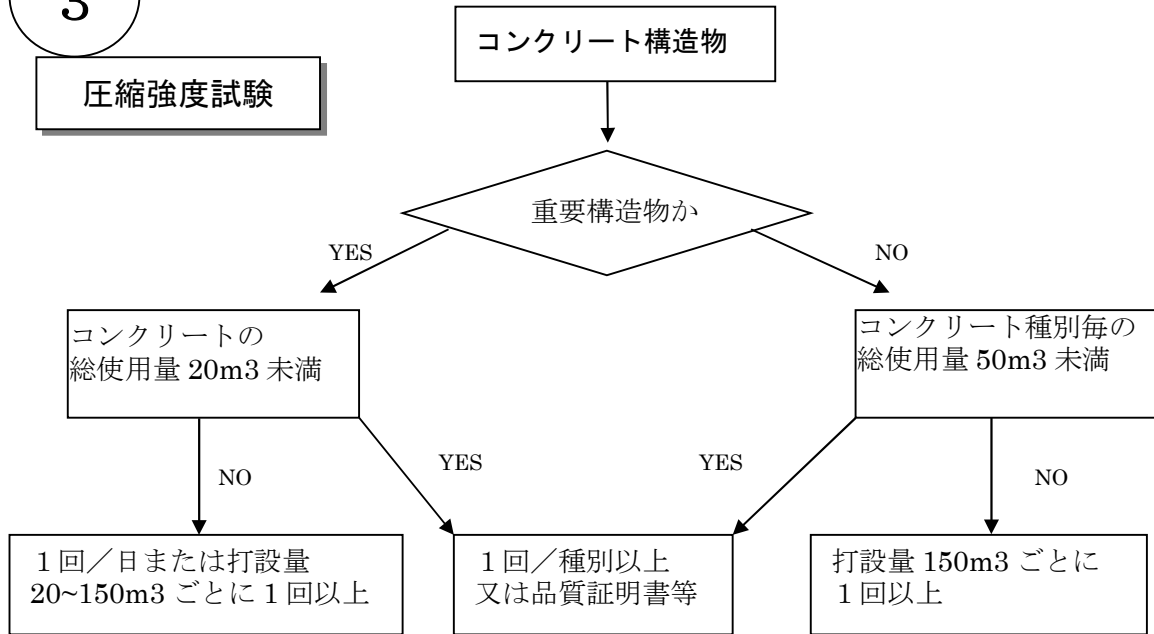
| 試験項目 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|-------|-------------|--|---|
| 空気量測定 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時 <u>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回</u> 、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が20m³未満の場合は1回以上。</u> またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 |
| | 以下省略 | | |

コンクリート品質管理基準の運用フロー



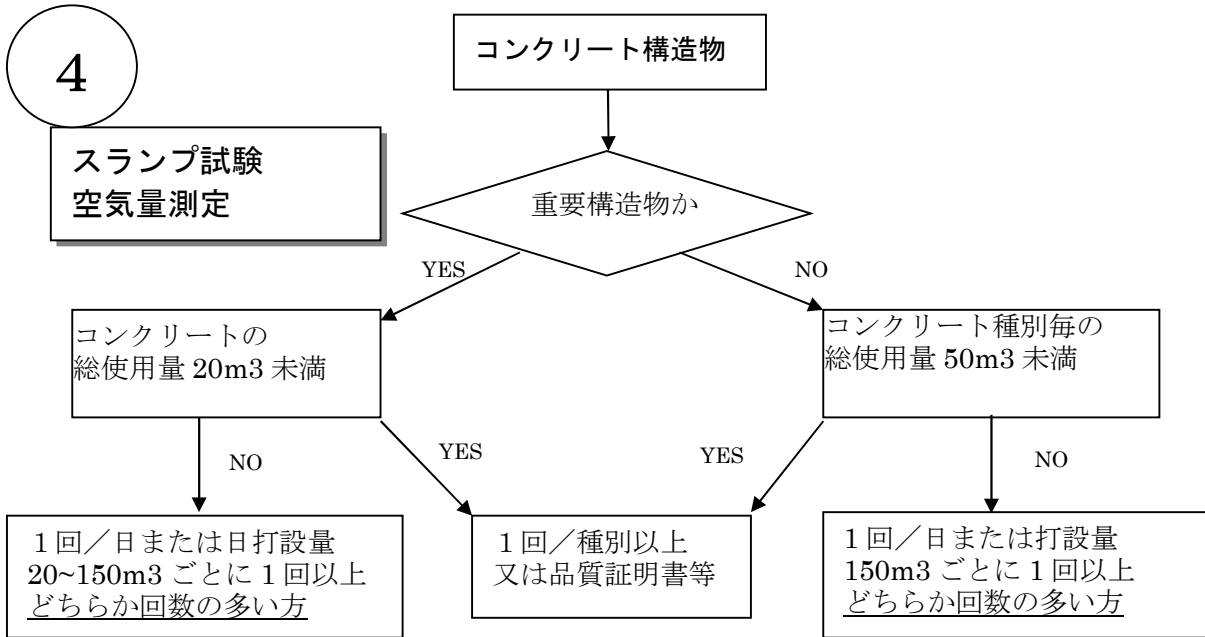
3

圧縮強度試験



4

スランプ試験
空気量測定



注1：用心鉄筋とは、荷重による応力集中、温度や乾燥収縮によるひび割れに対して、設計計算上は算定されないが、用心のために用いる補助の鉄筋。

注2：品質証明書とは、施工業者（購入者）の求めに応じて、生コン工場（生産者）が発行する証明書で、当該製品の荷降ろし地点における品質を製造者の責任で保証する書類。

注3：重要構造物とは、

- ①高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁
 - ②内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類
 - ③橋梁上・下部工
 - ④トンネル
 - ⑤高さが3 m以上の堰・水門・樋門
- をいう。但し、いずれの工種も工場製品は除く。

6 高土政第 1498 号
令和 7 年 3 月 24 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

設計変更に関する事務取扱要領の一部改正について（通知）

このことについて、設計変更に関する事務取扱要領（平成18年3月30日付け17高建管第729号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

情報共有システムを利用した場合、押印を省略することができる旨、様式に追記しました。

2 施行日

この改正は、令和7年4月1日から施行します。

※ 様式のための改正のため、新旧対照表は省略します。

設計変更に関する事務取扱要領

(基本原則)

第1条 工事の発注に当たっては、事前の設計及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要を生じないように措置すべきである。しかしながら、工事にはその性格上不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合等があり、このような原因により設計変更を伴うものについては、契約の同一性を失わせない限度において、標準書式の工事請負契約書（昭和48年6月6日制定。以下「契約書」という。）の規定に基づき、その一部を変更することができる。

(設計変更の範囲)

第2条 設計変更の範囲は次のとおりとする。

2 変更見込金額が当初請負代金額の30%以内（変更見込額が75万円未満の増減である場合を除く。）かつ2,000万円以内の範囲で増減する場合で、それぞれ次の要件を満たしている場合に限るものであること。

(1) 延長（数量）

当初設計の20%以内の範囲で増減をする場合

(2) 単価

当初設計にない新たな工種が生じた場合及び契約書第26条の規定に基づく変更をする場合

(3) 箇所

当初設計の起・終点を20%の範囲で変更する場合。ただし、変更前の工事箇所と変更しようとする工事箇所とが連続している場合であること。

(4) 工法

当初設計に基づく決定工法では施工が不可能な事態が生じた場合における決定工法と同一程度の効用を有する工法に変更する場合

3 次の各号に掲げる場合にあつては、前項の規定にかかわらず設計変更することができる。

(1) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合

(2) 契約書第18条第4項の規定に基づき、前号に規定される以外の事由により設計変更しようとする場合又は実施設計書の施工条件を処理するために設計変更しようとする場合にあつては、前項の列記部分以外で定める範囲において設計変更をすることができる。

(3) 特別の事情により、知事が特に必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、設計変更することができる。

(別途契約)

第3条 変更見込額が当初請負代金の30%を超え(変更見込額が75万円未満の場合を除く。)又はその額が2,000万円を超えるときは、別途契約を締結しなければならない。ただし、前条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、この限りでない。

(設計変更の手続)

第4条 設計変更の手続は、次によるものとする。

2 工事施工中において設計を変更する必要があるときは、原則として変更設計書を作成し、必要により契約変更の手続をとること。

3 本庁において契約した工事について設計を変更する必要があるときは、原則として次のとおり事業主管課と事前協議を行うこと。

(1) 後日の設計変更により措置できる見込みの変更については、その都度変更は行わず、事前協議書(別紙様式1)により事業主管課長に対して行う事前協議(以下「事前協議」という。)により変更の承認があったものとし、工事の継続施工の迅速化等を図るものとする。ただし、変更部分が工法的にも簡易であり、また、その数量も軽微なものと認められるものは、事前協議を省略することができる。

なお、事前協議の変更の承認のみでは、変更契約を行っていない施工部分の支払はできないので、この部分の支払については、契約変更の手続き等を経て行うものとする。

(2) 設計変更の事前協議の対象及び範囲は、次のとおりとする。

ア 主務大臣の承認を必要とする設計変更

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定に基づき補助事業等に要する当該箇所における決定工事費の配分等の変更で主務大臣の承認を必要とするものにかかる設計変更

イ 第2条第3項第1号又は第3号による設計変更

4 条件変更等の処理方法は次のとおりとする。

(1) 受注者から契約書第18条第1項に基づく通知を受け、確認を求められた場合の処理は、次によるものとする。

ア 監督職員は、受注者に対して工事条件変更等確認要求書(別紙様式2)に「変更事項」を記入させ、2部提出させるものとする。

イ 監督職員は、確認要求書の記載事項を調査及び確認のうえ、「変更事項に対する措置方法」欄へ指示事項等を明記し、所属長(土木事務所において施工する工事にあつては土木事務所長、事務所において施工する工事にあつては事務所長をいう。次号において同じ。)の決裁を受けるものとする。

- ウ 決裁後、確認要求書の1部は記名押印のうえ、受注者に送付するものとする。
 - エ 設計変更の事前協議を要するものは、前項に規定する事業主管課長の承認後、この処理を行うものとする。
 - オ 設計変更の事前協議に時間を要する場合及び設計を伴うなどの変更事項に対する措置方法の決定に時間を要する場合は、その旨を記載し、回答することとして、措置方法の決定後、契約書第18条第3項に基づき内容変更通知書（別紙様式3）により指示を行うものとする。
- (2) 契約書第19条に基づく設計変更の必要が生じた場合又は監督職員自らが契約書第18条第1項に掲げる事実を発見した場合の処理は、次によるものとする。
- ア 監督職員は、工事の内容変更通知書（別紙様式3）に所定の事項を記入のうえ、所属長の決裁を受けるものとする。
 - イ 決裁後、受注者に対し通知書を2部送付して、変更の同意を求めるものとする。
 - ウ 受注者が変更同意すれば、通知書に記名押印のうえ、1部提出させるものとする。
 - エ 設計変更の事前協議を要するものは、事前協議のうえ、この処理を行うものとする。
- (3) 前2号に掲げる場合以外の変更内容が極めて軽微なものについては、従来どおり工事日誌への記入による指示等とするものであること。

(設計変更に伴う契約変更の手続)

第5条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

(設計変更に伴う積算)

第6条 設計変更を行う単価及び歩掛については、次のとおり設計変更の生じた時期や内容によって積算を行うものとする。

- (1) 現地精査等に伴う数量の変更については、既契約の歩掛及び単価を使用。
- (2) 構造、工法、位置、断面等の変更にあつて、同工種又は類似工種の追加については、既契約の歩掛及び単価を使用。
- (3) 構造、工法、位置、断面等の変更にあつて、新工種の追加については、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。
- (4) 工事を追加する場合は、同工種又は類似工種、新工種ともに、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。

ここで、「変更通知時点」とは、発注者と受注者の協議が調った日をいう。また、「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意思による工事内容の追加であ

り、既契約内容に含まれていない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

(参考) 設計変更の積算の組合せ

| 変更の内容 | | 積算歩掛 | 積算単価 |
|-----------------|---------------|-----------|-----------|
| 変更の種別 | 工種内容 | | |
| 現地精査等に伴う数量変更 | | 既設計の歩掛 | 既設計の単価 |
| 構造、工法、位置、断面等の変更 | 同工種又は類似工種 | 既設計の歩掛 | 既設計の単価 |
| | 新工種 | 変更通知時点の歩掛 | 変更通知時点の単価 |
| 工事の追加 | 同工種又は類似工種、新工種 | 変更通知時点の歩掛 | 変更通知時点の単価 |

(設計変更の処理方法について)

第7条 設計変更に伴う金入り変更設計書は、次のとおり作成するものとする。

- (1) 変更設計の対照を行う場合においては、次により上下二段書きで対照すること。
 - ア 変更設計の事項は下段に記載し、対照する元設計事項は当該欄の上段に記載する。
 - イ 変更設計に新たな事項を加えた場合の上段への記載は空白とする。
 - ウ 変更で既計上の事項が無くなるときは、下段に「0」を記載し、上段には元設計事項を記載する。
 - エ 変更の無い事項は、元設計事項を上下段に記載する。
 - (2) 変更後の工事価格の算出については、土木工事標準積算基準書によるものとする。
 - (3) 協議の対象として算出した変更請負金額となるべき額に1円未満の金額が生じた場合は、その端数は切り捨てて契約すること。
- 2 請負代金の部分払をする場合において、設計の変更をしなければ支払ができない工事については、変更を必要とする部分のうち、支払に支障のない限度（間接的に影響する部分は考慮しない。）の変更を行うことにより、支払の迅速化を期するようにすること。
 - 3 前項以外の変更（最終変更を含む。）については、請負代金の部分払のための設計変更、出来高検査調書、設計変更事前協議書等の以前の変更記録及び現場の状態を十分考慮して慎重に行うこと。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日以降の積算単価が適用される設計書に適用し、同日前の積算単価が適用される設計書については、なお従前の例による。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

| | | | | | | |
|----|--|--|--|--|------|----------------------|
| 所長 | | | | | 監督職員 | 決裁欄については、監督職員と協議すること |
|----|--|--|--|--|------|----------------------|

工事条件変更等確認要求書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、つぎのとおり工事条件変更等の確認を求めます。

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 工事名(工事番号) | |
| 2 工事場所 | |
| 3 工期 | |
| 4 変更事項 | 建設工事請負契約書第18条第1項第 号による。 |
| | 具体的事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) |

うえのことについては、つぎのとおり措置して下さい。

令和 年 月 日

(受注者)

様

高知県知事 濱田 省司

印

5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)

設計変更ガイドラインに基づき
明記すること

【概算増減額:〇〇千円増】

- 注 1 受注者は「変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。
- 2 監督職員は記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。
- 3 「情報共有システム運用ガイドライン(案)」等に基づき、情報システムを利用した場合は、押印を省略できるものとする。

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|------|
| 所長 | | | | | 監督職員 |
| 工 事 の 内 容 変 更 通 知 書 | | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | | |
| (受注者) | | | | | |
| 様 | | | | | |
| 高知県知事 濱田 省司 印 | | | | | |
| 下記工事について工事の内容を変更したいので、建設工事請負契約書第 条 項に 基づき通知します。 | | | | | |
| 記 | | | | | |
| 1 工事名(工事番号) | | | | | |
| 2 工 事 場 所 | | | | | |
| 3 工 期 | | | | | |
| 4 変 更 内 容 | 設計変更ガイドラインに基づき 明記すること 【概算増減額:〇〇千円増】 | | | | |
| 5 変 更 理 由 | | | | | |
| 上記については、同意します。 令和 年 月 日 高知県知事 濱田 省司 様 | | | | | |
| (受注者) 印 | | | | | |

注(1) 「情報共有システム運用ガイドライン(案)」等に基づき、情報共有システムを利用した場合は、押印を省略できるものとする。

| | | | | | | |
|-----|---------|--|---------|-------|-----|--|
| 所 長 | 技 術 次 長 | | 工 務 課 長 | チ ー フ | 担 当 | |
| | | | | | | |

材 料 使 用 承 諾 願

令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

受 注 者 高知市丸の内1-2-3
株式会社 高知建設

兼務の場合は現場代理人兼主任技術者と記入

現場代理人 _____
主任技術者 _____

記

- 1 工 事 番 号 道改国第123-12号
- 2 工 事 名 国道123号道路改築工事
- 3 申 請 事 項 別紙のとおり

上記申請事項を承諾します。

令和〇年〇月〇日

条 件

.....
.....

高知県知事 濱田 省司

| | | | | | | |
|-----|---------|--|---------|-------|-----|--|
| 所 長 | 技 術 次 長 | | 工 務 課 長 | チ ー フ | 担 当 | |
| | | | | | | |

承 諾 願

令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

受 注 者 高知市丸の内1-2-3
株式会社 高知建設

出来形管理図書作成を委託する場合の承諾願いの例。ただし、記載内容及び添付資料があればよいので、この様式にはこだわらない。

現場代理人 _____

主任技術者 _____

記

- 1 工 事 番 号 道改国第123-12号
- 2 工 事 名 国道123号道路改築工事
- 3 契 約 日 令和〇年〇月〇日
- 4 工 期 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
- 5 申 請 事 項 高知県建設工事技術管理要綱 第6条2項に基づき出来形管理図書の作成を委託したく承諾をお願いします。

委託先（予定）：県総合コンサルタント株式会社

上記申請事項を承諾します。

令和〇年〇月〇日

条 件

協議時には、現場代理人・主任 監理技術者のいずれかを立会させること。
契約締結後は、契約書の写しを提出し、担当者の雇用関係を証する資料を提示すること。

高知県知事 濱田 省司

工 事 に 関 す る 確 認 票

令和 年 月 日

| | | | |
|------------------------------|--|-------------|---|
| 工事番号 | | 受注者名 | |
| 工事名 | | 現場代理人 | (電子印) |
| 確 認 事 項 | | 主任技術者 | (電子印) |
| | <p>電子メールで行う場合の手順</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>①.受注者はPDFファイルまたはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。 ②.監督員は、紙ベースで決裁者までの押印と保存。 ③.②で決裁が終われば①に監督員の電子印を押して受注者にメール送信する。受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。</p> </div> <p>添 付 図 葉</p> | | |
| 上 記 事 項 の 確 認 を お 願 い し ま す。 | | | |
| 上 記 事 項 を 確 認 す る。 | | チ ー フ | 令和 年 月 日 Ⓜ 監督職員 Ⓜ |

工 事 に 関 す る 確 認 票

令和 年 月 日

| | | | | |
|------------------|---|-------|------------------|-----|
| 工事番号 | | 受注者名 | | |
| 工事名 | | 現場代理人 | (電子印) | |
| 確 認 事 項 | <p>1. 休日(夜間)作業届</p> <p>(作業日、作業時間) 令和 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで</p> <p>(作業内容)</p> <p>(作業理由)</p> <p style="text-align: center;"><u>電子メールで行う場合の手順</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>①.受注者はPDFファイルまたはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。②.監督員は、紙に出力し決裁を開始する。③監督職員は決裁終了後、ファイル等に整理しておく。受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。</p> </div> <p>添 付 図 葉</p> | 主任技術者 | (電子印) | |
| | 上 記 事 項 の 確 認 を お 願 い し ま す。 | | | |
| | 上 記 事 項 を 確 認 す る。 令和 年 月 日 | | チ ーフ | (印) |
| | | | 監 督 職 員 | (印) |

工 事 に 関 す る 確 認 票

令和 7年 8月 4日

| | | | |
|--------------------------------|--|------------------------------|----------------------------|
| 工 事 番 号 | 道改国 第▲▲-◎◎号 | 受 注 者 名 | 株式会社 ●●建設 |
| 工 事 名 | 国道〇〇線 道路改良工事 | 現 場 代 理 人 | 土佐 一郎 (電子印) |
| 確 認 事 項 | 履行報告書 (令和7年7月分) 別紙のとおり 添 付 図 葉 | 主 任 技 術 者 | 高知 二郎 (電子印) |
| | | 上 記 事 項 の 確 認 を お 願 い し ま す。 | |
| 上 記 事 項 を 確 認 す る。 令和 年 月 日 | | チ ー フ | ⑩ 監 督 職 員 ⑩ |

別紙

工 事 履 行 報 告 書

| | | | |
|-------------------------|-----------------------|--------|-----|
| 工 事 名 | 国道〇〇線 道路改良工事 | | |
| 工 期 | 令和7年4月1日 ~ 令和7年12月10日 | | |
| 日 付 | 令和7年7月31日 (7月分) | | |
| 月 別 | 予定工程 % () は工程変更後 | 実施工程 % | 備 考 |
| 4 月 | 5.5 | 4.3 | |
| 5 月 | 15.0 | 13.0 | |
| 6 月 | 28.0 | 24.0 | |
| 7 月 | 42.0 | 37.0 | |
| 8 月 | 55.0 | | |
| 9 月 | 68.5 | | |
| 10 月 | 82.0 | | |
| 11 月 | 98.0 | | |
| 12 月 | 100.0 | | |
| (記載欄) | | | |
| <p>※工程表や写真等の根拠資料は不要</p> | | | |

| | | | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|-----------------|
| 総 括 監 督 員 | 専 任 監 督 員 | 主 任 監 督 員 | 工 事 監 督 員 | | 現 場 代 理 人 | 主任(監理) 技 術 者 |
| <p>※押印は不要</p> | | | | | | |

別紙

工 事 履 行 報 告 書

| | | | |
|--|----------------------|--------|-----|
| 工 事 名 | 工 事 | | |
| 工 期 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | |
| 日 付 | 令和 年 月 日 (月分) | | |
| 月 別 | 予定工程 % () は工程変更後 | 実施工程 % | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (記載欄) | | | |
| <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;">※工程表や写真等の根拠資料は不要</div> | | | |

| | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| 総 括 監 督 員 | 専 任 監 督 員 | 主 任 監 督 員 | 工 事 監 督 員 | 現 場 代 理 人 | 主任(監理) 技 術 者 |
| | | | | | |
| <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">※押印は不要</div> | | | | | |
| | | | | | |

支 給 材 料 受 領 書

高知県知事 濱田 省司 様

令和 年 月 日

受 注 者 高知市丸の内1-2-3
株式会社 高知建設
代表取締役 高知 太郎

下記のとおり支給品を受領しました。

記

| 工 事 名 | | | | | | |
|---------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
| 工 事 番 号 | | | | | | |
| 工 事 場 所 | | | | | | |
| 品 目 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | | | 備 考 |
| | | | 前 回 まで | 今 回 | 累 計 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2部作成しその1部は受注者が保管する)

材 料（木材）使 用 承 諾 願

令和 年 月 日

高知県知事

様

受注者

住所
会社名
現場代理人
主任技術者

兼務の場合は現場代理人
兼主任技術者と記入

記

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 工事場所
- 4. 契約日期
- 5. 工期
- 6. 申請事項

令和 年 月 日

(自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日

下記のとおり

| 材料名 | 規格・形状 | 数量 | 単位 | 県産材利用 | | 合法証明 | | 木材市場 | 製造・加工業者 |
|-----|-------|----|----------|-------|-----|------|---|-------|------------|
| | | | | 県産材 | 県外産 | 有 | 無 | | |
| | | | m3 m3 | ○ | ○ | ○ | ○ | △△共販所 | 製品 メーカー |

※【県産材利用欄】: 県産材、その他産材いずれか該当する方に「○」を記載し、県産材の場合は、別記第1号様式を、県外産の場合は、別記第2号様式を添付する。

※【合法証明欄】: 合法性証明がある木材の場合は有に、無い場合は無に「○」を記載する。

- 7. 県産材を使用できない理由
 - 県内に流通が無いため
 - 県産木材の価格が著しく高いため
 - 納期に間に合わないため
 - その他(理由: _____)

※承諾願提出時、納入していなければ証明は無理。

下記の条件へ
「納入があった場合には、別記第1号・第2号様式を速やかに提出すること」と記入

上記の材料の使用を承諾願います。

下記の条件をもって、材料の使用を承諾します。

令和 年 月 日

高知県知事

条件

納入があった場合には、別記第 号様式を速やかに提出すること。

県産木材納入証明書

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 様

証明者
 住所
 氏名
 TEL
 ※【認定番号:〇〇第〇〇号】

下記のとおり高知県産木材を納入したことを証明します。

記

| | | | | |
|-----------------|--|------------------|------------------|------------------|
| 納入元 | 名 称 | | | |
| | 住 所 | | | |
| | ※認定番号 | 〇〇第〇〇号 | | |
| 納入材の内容 | 樹 種 | | | |
| | 納入量 | m3 本 | m3 本 | m3 本 |
| | ※規 格 | φ = mm L = mm | φ = mm L = mm | φ = mm L = mm |
| 合法性が証明された木材であるか | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (いずれかチェック) <div style="margin-left: 20px;"> 無の場合の理由 <input type="checkbox"/>平成18年10月1日以前に伐採された木材を使用 <input type="checkbox"/>現地発生材を使用 <input type="checkbox"/>その他(理由:) </div> | | | |

注1. 県産木材の販売者(木材市場、小売、卸売業、製材業等)が、県産木材の購入者(工事受注者)に対して発行します。

注2 納入量を本数で記入するときは、「※規格」欄を明記してください。なお、数量がm3で把握できる場合は記入の必要はありません。

注3 ※【認定番号】は、合法性証明制度による業界団体の認定番号、または、森林認証制度による認証番号のいずれかを明記。

業界団体の認定とは・・・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくもの。

森林認証制度とは・・・森林を第三者機関が評価・認証し、当該森林から産出された木材を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度である。(FSC・SGEC)
 森林認証番号例・・・SW-COC-第〇〇号

県外産合法木材納入証明書

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 様

証明者
 住所
 氏名
 TEL
 ※【認定番号:〇〇第〇〇号】

下記のとおり合法木材を納入したことを証明します。

記

| | | | | |
|-----------------|---|------------------|------------------|------------------|
| 納入元 | 名 称 | | | |
| | 住 所 | | | |
| | ※認定番号 | 〇〇第〇〇号 | | |
| 納入材の内容 | 樹 種 | | | |
| | 納入量 | m3 本 | m3 本 | m3 本 |
| | ※規 格 | φ = mm L = mm | φ = mm L = mm | φ = mm L = mm |
| 合法性が証明された木材であるか | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>(いずれかチェック)</small> | | | |
| | <small>無の場合の理由</small> <input type="checkbox"/> 平成18年10月1日以前に伐採された木材を使用 <input type="checkbox"/> 現地発生材を使用 <input type="checkbox"/> その他(理由:) | | | |

注1. 木材の販売者(木材市場、小売、卸売業、製材業等)が、購入者(工事受注者)に対して発行します。

注2 納入量を本数で記入するときは、「※規格」欄を明記してください。なお、数量がm3で把握できる場合は記入の必要はありません。

注3 ※【認定番号】は、合法性証明制度による業界団体の認定番号、または、森林認証制度による認証番号のいずれかを明記。

業界団体の認定とは・・・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくもの。 認定番号例・・・全森合認第〇〇号

森林認証制度とは・・・森林を第三者機関が評価・認証し、当該森林から産出された木材を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度である。(FSC・SGEC)
 森林認証番号例・・・SW-COC-第〇〇号

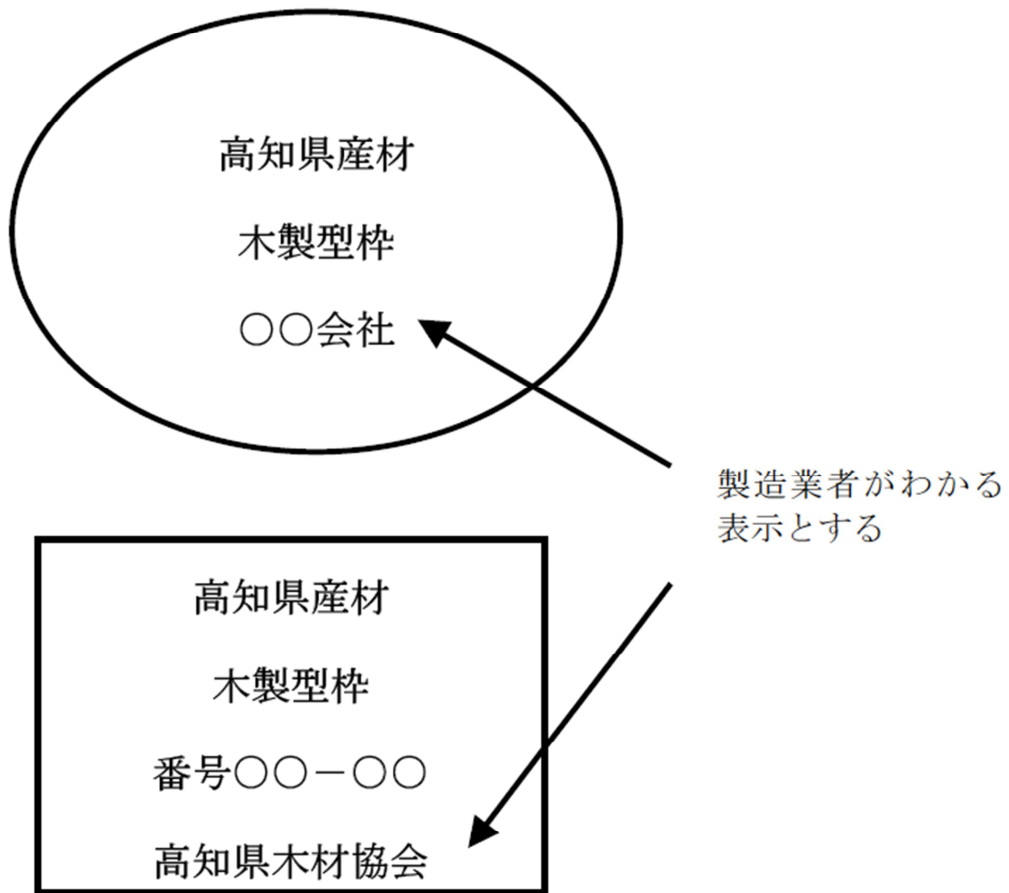
木製型枠の確認

- (1) 型枠や仮設材は材料ではないことから、施工計画書中の使用材料への記載や材料承諾願の提出の必要はない。ただし、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を行うこと。
- (2) 県産材で製作された型枠については、上記の確認時に製造者の証明(スタンプ)※があることの確認を行うこと。

※製造者の証明(スタンプ)

- ・ 型枠として購入した場合、型枠1枚に対して1箇所にスタンプが表示されている。
- ・ 県産材で製作された板材を使用し受注者が自ら型枠を製作した場合、型枠となる前の板材1ロット(型枠1枚分(0.6坪))に対して1箇所にスタンプが表示されている。

表示例



一般社団法人高知県木材協会

お問い合わせ

協会について

合法木材

協会の認定・登録

JAS制度の紹介

高知県木材普及推進協会
木の玩具貸出

トップページ > 協会の認定・登録 > 県産材型枠

木質バイオマス >

県産材型枠 >

高知県産木材を使った木製型枠を製造する工場

一般社団法人高知県木材協会は、高知県産木材を使った木製型枠を製造する工場からの申請に基づき、その製品が県産材を使用し、適正な技術基準によって製造されていることを示す表示を製品に付することのできる製造工場を認定しています。

■登録規定及び申請書様式はこちらをご覧ください。

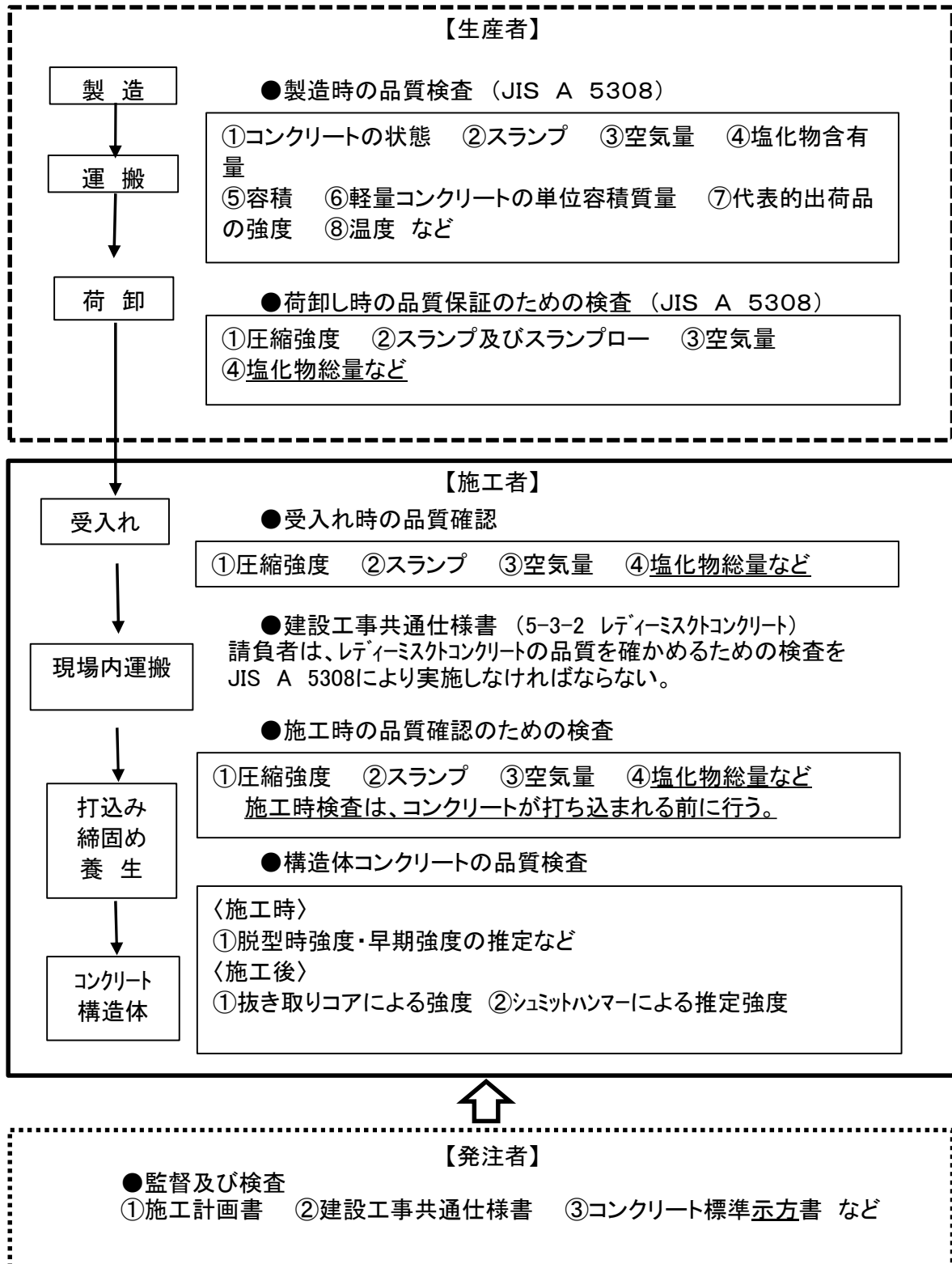
登録事業者一覧表(令和6年4月1日現在)

| 有効期限 | 登録番号 | 工場名 | 工場所在地 |
|---------|-----------------------------|---------------|-------------------|
| R7.3.31 | 17-01 | 有限会社丸弘製材所 | 高知市北本町4丁目2-61 |
| R7.3.31 | 17-07 | 吉野林材有限会社 | 土佐郡土佐町宮古野26番地1 |
| R7.3.31 | 17-08 | 小川製材所 | 安芸市柘ノ木286番地2 |
| R7.3.31 | 17-11 | 佐竹木材有限会社 | 四万十市藤岡乙2080番地1 |
| R7.3.31 | 17-12 | 有限会社山崎製材所 | 香美市物部町大柘1087 |
| R7.3.31 | 17-14 | 有限会社針木木材 | 高知市仁井田4517番地2 |
| R7.3.31 | 17-16 | 有限会社森脇 | 高知市仁井田4641番地2 |
| R7.3.31 | 17-18 | 有限会社田辺製材 | 四万十市中村百笑町3番17号 |
| R7.3.31 | 17-19 | 株式会社四万川総合建設 | 高岡郡梶原町六丁590・599-1 |
| R7.3.31 | 17-20 | 有限会社関西アール | 高知市神田字治国谷1646番地 |
| R7.3.31 | 17-21 | 有限会社安井建築 | 高岡郡梶原町上成1022 |
| R7.3.31 | 17-25 | 合資会社渭南製材所 | 土佐清水市浜町1-20 |
| R7.3.31 | 17-26 17-26-2 17-26-3 | 有限会社白洋産業 | 高知市仁井田4674番地 |
| R7.3.31 | 17-27 | 株式会社丸中木材 | 高知市仁井田新築4506 |
| R7.3.31 | 17-36 | 有限会社松本製材 | 高岡郡四万十町東町8-6 |
| R7.3.31 | 17-40 | 田内木材株式会社 | 高知市介良乙2949番地 |
| R7.3.31 | 19-50 | 坂本木材有限会社 | 高知市仁井田4517番地7 |
| R7.3.31 | 19-52 | 株式会社大谷興産長浜倉庫 | 高知市長浜宮田2037 |
| R7.3.31 | 19-54 | 株式会社中成 | 高岡郡津野町北川14965番地 |
| R8.3.31 | 17-45 | 有限会社土州建設 | 安芸郡安田町唐ノ浜343-1 |
| R8.3.31 | R4-01 | 合同会社ディーナカンパニー | 高知市神田落合2357 |

以上21工場

コンクリートの品質検査の改正について

レディーミストコンクリートは、フレッシュコンクリートを商品として購入するもので、購入にあたって施工者は、原則としてJISA5308(製造～荷卸し)に適する品質のものを受け入れなければならない。また、コンクリート構造物の耐久性能は、設計、材料、施工のすべての影響を受けやすく、生産者・施工者・発注者は、所要の性能が得られるように各々の立場でコンクリート標準示方書等に基づき耐久性能の向上に向け取り組んでいく必要があり、各々が責任を持って品質検査を行うこと。



コンクリートの品質検査の時期及び頻度について

| 項目 | 生産者が行う荷卸し検査 | 施工時の品質確保検査 (品質管理基準) | 規格値 |
|----------------|---|--|--|
| 圧縮強度 | 荷卸し時 普通、軽量、舗装コンクリート150m ³ 毎に1回 高強度コンクリート100m ³ 毎に1回 | 施工時 1回/日又は構造物の重要度と工事規模に応じて 20~150m ³ 毎に1回 | 1回の試験結果は指定強度の呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) |
| フレッシュコンクリートの状態 | | 施工時 | ワーカビリティが良く、品質が均質で安定していること。 (コンクリート標準示方書) |
| スランプ | 荷卸し時、必要に応じて適宜 | 施工時 1回/日又は構造物の重要度と工事規模に応じて20~150m ³ 毎に1回どちらか回数の方。 | 許容誤差：スランプ5cm以上8cm未満=±1.5cm、スランプ8cm以上18cm以下=±2.5cm 空気量±1.5% |
| 空気量 | 荷卸し時、必要に応じて適宜 | | |
| 温度 | | | |
| 単位容積質量 | | | |
| 塩化物総量 | 工場出荷時に行うことができる | 施工時 コンクリートの打設が午前、午後にまたがる場合は午前中に1回/日、試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には午後の試験を省略可能。用心鉄筋を有しない無筋構造物は除く。 | |
| アルカリ骨材反応 | | 試験成績表等による確認 | アルカリ総量抑制(アルカリ総量(Na ₂ O換算)3kg/m ³ 以下) |
| 配合 | 単位水量 | 1日当たりのコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)又は構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m ³ ごとに1回 | <ul style="list-style-type: none"> 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲である場合はそのまま施工してよい。 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車は打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車3台毎に1回、単位水量の測定をする。 |
| | 単位セメント量 | 計量印字記録(コンクリート標準示方書) | |
| | 水セメント比 | セメントの計量印字記録と骨材の表面水率及び単位水量の計量印字記録から求める。工事開始時、及び材料或いは配合が変化した時。(コンクリート標準示方書) | |
| | その他、コンクリート材料の単位量 | コンクリート材料の計量印字記録。荷卸し時、午前2回以上、午後2回以上。(コンクリート標準示方書) | |

※施工時とは、コンクリート投入直前時のことである。

試験成績証明書の取り扱いについて（例）

工事材料の品質については、JIS規格に適合し、又はこれと同等以上の品質を有することが求められる。

受注者は、設計図書に定めた工事材料の品質と同等以上の材料を使用しなければならない。なお、試験成績証明書や品質証明書は受注者が保管すること。その場合、試験成績証明書や品質証明書は、物理的・化学的性質を満足し、納入材料との関係を確認できるものとし、証明書の信頼性を高めるため下記事項を記載しなければならない。

【必要な記載事項】

- ① 日付；年月日
- ② 宛名；依頼主等
- ③ 品名、品番、供試体等
- ④ 検査品のロット番号
- ⑤ 試験項目、規格値等
- ⑥ 試験結果、試験方法
- ⑦ 試験機関等；住所、名称、印、連絡先（電話、FAX）
- ⑧ 試験責任者；住所、氏名、印

【場合により記載が必要なもの】

- ① 証明書の有効期間
- ② 試験者の資格；資格名、登録番号
- ③ 品質管理方法

< 記入例（自由様式） >

| | | | |
|---|-------|-------|-------|
| <u>〇〇〇 試験成績証明書</u> | | | |
| 令和〇年〇月〇日 | | | |
| 依頼主 殿 | | | |
| 住所 試験機関名 連絡先（電話、FAX） | | | |
| 日本工業規格 〇〇の規格に合格したものであることを証明します。 なお、検査結果については次のとおりです。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none">・ 品 名；・ 品 番；・ ロット番号；・ 試験項目；・ 規格値；・ 試験結果；・ 試験方法； | | | |
| 〇〇会社検査部〇〇課〇〇係 | | | |
| 技術責任者 | 〇〇 〇〇 | 試験担当者 | 〇〇 〇〇 |

← 証明書と納入された材料の照合を行う。

← 試験責任者を明確にし、疑問点が生じた場合、問い合わせを行う。

事務所名
工事番号
工事名

表題名 (例)

完成検査結果報告書

工事箇所：高知県〇〇市（郡）〇〇〇〇

検査日：令和〇〇年〇月〇〇日

検査員：技査 〇〇 〇〇

施工業者：〇〇建設株式会社

(注) 表題名： 完成、中間、出来高の区分けをすること。

事務所名
工事番号
工事名

表題名 (例)

完 成 写 真

工事箇所：高知県〇〇市（郡）〇〇〇〇

※写真の紙質は写真用紙にする必要はありません

検査日：令和〇〇年〇月〇〇日

検査員：技査 〇〇 〇〇

施工業者：〇〇建設株式会社

(注) 表題名： 完成、中間、出来高の区分けをすること。8-36

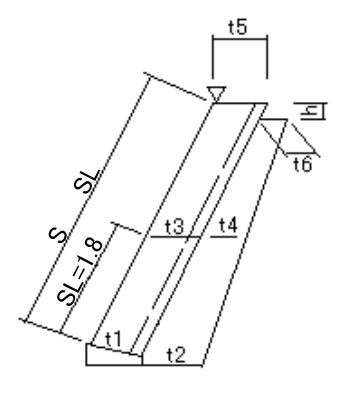
出来形管理図表

| | |
|-------|--------------|
| 検 測 者 | 主任技術者又は監理技術者 |
|-------|--------------|

上段: ()は自社管理値mm

下段: 規格値mm

2号路側ブロック積擁壁

| 検測年月日 | 測 点 | 基準高天端 ▽ (±40) ±50 | | | 基礎コン t1 (-40) -50 | | | 裏込碎石(底面) t2 (-40) -50 | | | SL=1.8コン t3 (-40) -50 | | | SL=1.8裏込碎石 t4 (-40) -50 | | | 天端コン t5 (-40) -50 | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|--------------------------|---------|-----|-------------------------|-------|-----|-----------------------------|------|-----|--|------|-----|----------------------------|------|------|----------------------|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 設 計 | 実 測 | 差 | 設 計 | 実 測 | 差 | 設 計 | 実 測 | 差 | 設 計 | 実 測 | 差 | 設 計 | 実 測 | 差 | 設 計 | 実 測 | 差 | | | | | | | | | |
| 1月29日 | NO.12 | 300.973 | 300.970 | -3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月20日 | | 300.973 | 300.968 | -5 | 0.56 | 0.65 | +90 | — | — | — | 0.56 | 0.57 | +10 | 0.33 | 0.33 | ±0 | 0.56 | 0.57 | +10 | | | | | | | | | |
| 1月29日 | NO.13 | 301.263 | 301.247 | -16 | | | | 0.60 | 0.60 | ±0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月20日 | | 301.263 | 301.256 | -7 | 0.56 | 0.59 | +30 | 0.60 | 0.60 | ±0 | 0.56 | 0.56 | ±0 | 0.40 | 0.40 | ±0 | 0.56 | 0.56 | ±0 | | | | | | | | | |
| 1月29日 | NO.14 | 301.919 | 301.925 | +6 | | | | 0.70 | 0.72 | +20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月20日 | | 301.919 | 301.921 | +2 | 0.56 | 0.56 | ±0 | 0.70 | 0.71 | +10 | 0.56 | 0.56 | ±0 | 0.52 | 0.65 | +130 | 0.56 | 0.57 | +10 | | | | | | | | | |
| 検測年月日 | 測 点 | 裏込碎石(天端) t6 (-40) -50 | | | 高さ(裏込天端) h (-40) -50 | | | 法長 SL (-80,-40) -100,-50 | | | ブロック積工  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月15日 | NO.12 | | | | | | | 3.54 | 3.54 | ±0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月29日 | | | | | | | | 3.54 | 3.54 | ±0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月20日 | | 0.05 | 0.05 | ±0 | 0.200 | 0.200 | ±0 | 3.54 | 3.54 | ±0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月15日 | NO.13 | | | | | | | 3.80 | 3.82 | +20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月29日 | | | | | | | | 3.80 | 3.82 | +20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月20日 | | 0.15 | 0.15 | ±0 | 0.200 | 0.190 | -10 | 3.80 | 3.82 | +20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月29日 | NO.14 | | | | | | | 4.47 | 4.47 | ±0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月20日 | | 0.30 | 0.35 | +50 | 0.200 | 0.190 | -10 | 4.47 | 4.48 | +10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※3段書き

上段 検査職員測定値(赤)
中段 監督職員測定値(青)
下段 管理値(黒)

段階確認の測定値は、監督職員測定値欄へ記載すること。
 段階確認は、現地確認が原則であるが、やむを得ず書類により確認したものについても、同様に扱う。

【漁港・港湾用】

消波ブロック 32t 型

出来形管理表(外観)

現場代理人: _____

主任技術者: _____

工事名: ○○港改修工事 _____

| 観察日 | No | 豆板 | 欠け | 目違 | クラック | 観察者 |
|-----|----|----|----|----|------|-------|
| 年月日 | 1 | OK | OK | OK | OK | 高知 太郎 |
| 年月日 | | OK | OK | OK | OK | 黒潮 花子 |
| 年月日 | 2 | OK | OK | OK | OK | 高知 太郎 |
| 年月日 | | OK | OK | OK | OK | 黒潮 花子 |
| 年月日 | 3 | OK | OK | OK | OK | 高知 太郎 |
| 年月日 | | OK | OK | OK | OK | 黒潮 花子 |
| 年月日 | 4 | OK | NG | OK | OK | 高知 太郎 |
| 年月日 | | OK | OK | OK | OK | 黒潮 花子 |
| 年月日 | 5 | OK | OK | OK | OK | 高知 太郎 |
| 年月日 | | OK | OK | OK | OK | 黒潮 花子 |
| | 6 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 7 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 8 | | | | | |
| | | | | | | |

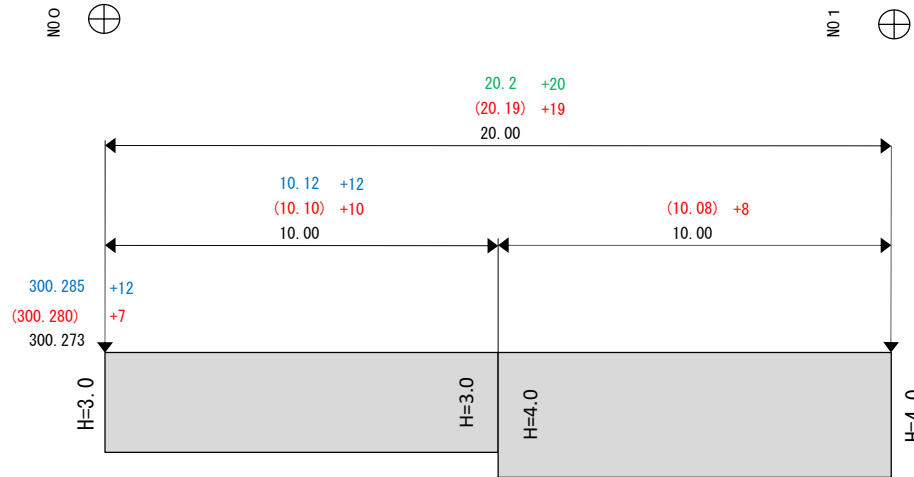
| 観察日 | No | 豆板 | 欠け | 目違 | クラック | 観察者 |
|-----|----|----|----|----|------|-----|
| | 9 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 10 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 11 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 12 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 13 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 14 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 15 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 16 | | | | | |
| | | | | | | |

異形ブロックの外観判定基準の目安

- 1, ブロック1個につき豆板は100cm²以内で深さが3cm以内
- 2, ブロックの完成品及び移動中の欠けが最大径10cm深さ5cm以内でブロック1個につき1箇所
- 3, 型枠目違が1cm以内

展開図

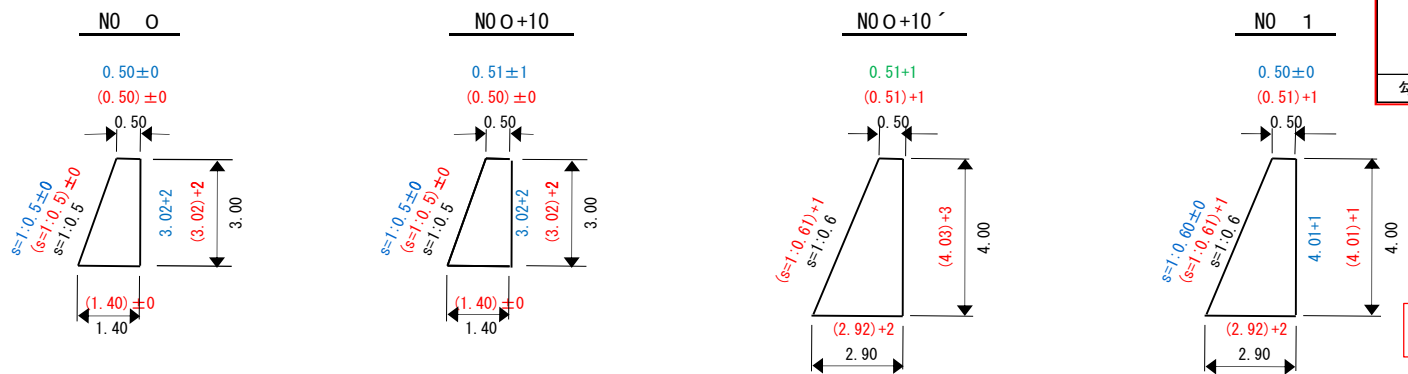
s=1:100



規格値(単位mm等)も入れること。

- 300.270 +7 検査職員測定値
- 300.276 +13 監督職員測定値
- 301.275 +12 自社測定値
- 301.263 設計値

| 測定項目 | 規格値 | 自社管理値 |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 基準高 ∇ | ± 50 | ± 40 |
| 厚さ t | -20 | -16 |
| 裏込厚さ | -50 | -40 |
| 幅 w1、w2 | -30 | -24 |
| 高さ h | h<3m | -50 |
| | h \geq 3m | -100 |
| 延長 L | -0.5%ただし 最大-200 | -0.4%ただし 最大-160 |
| | 最小-50 | 最小-40 |
| 勾配の開き | ± 0.5 分 | ± 0.4 分 |



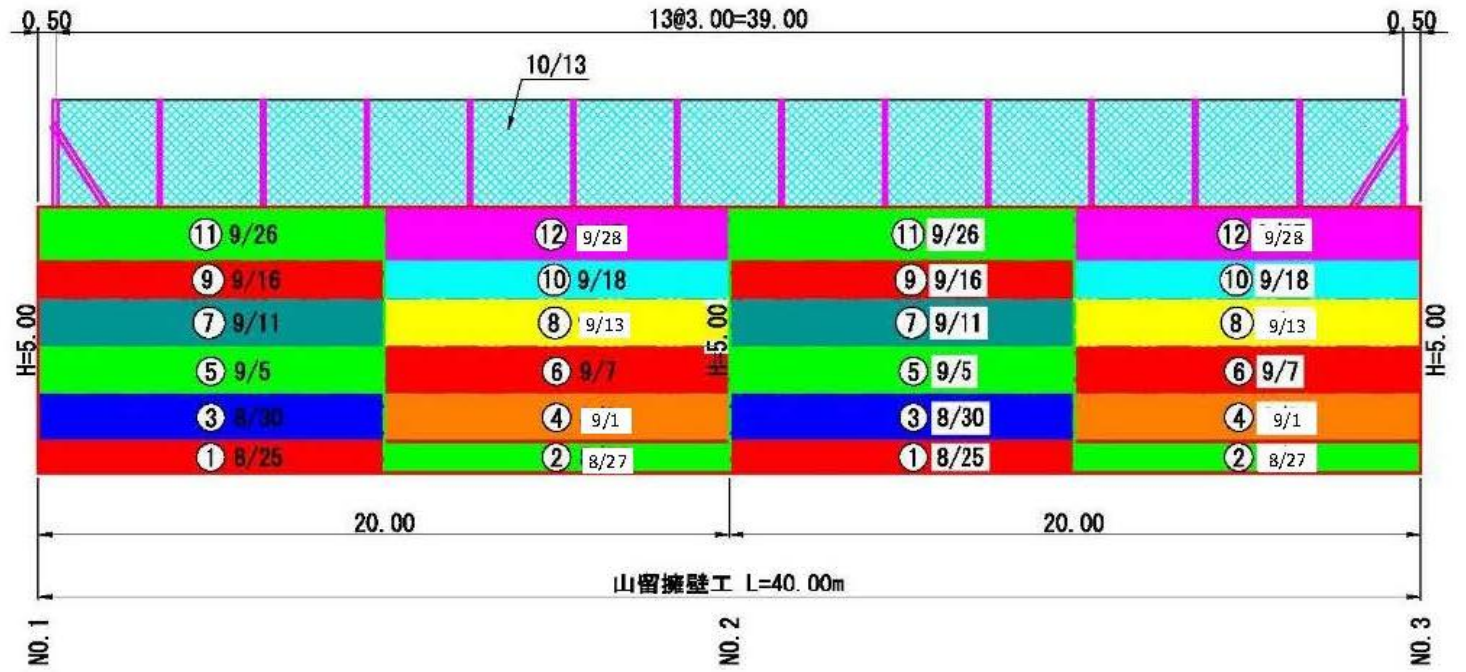
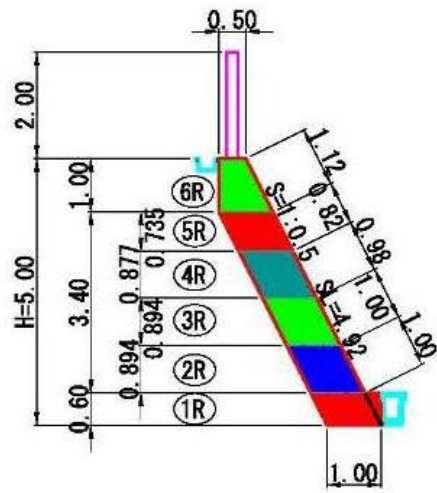
出来形管理図

注) 出来形管理図表は、図面中表示可能なものは省略可。
 省略する場合、展開図に監督職員や検査職員の測定値を記入すること。
 測定値は測定者が分かるよう色等により工夫すること。(自社測定値・・・赤色、監督職員及び検査職員・・・任意)
 完成図の利用も可。

| 高知県 | | | |
|------|-------------------------------|----|----|
| 工事種別 | ○ ○ ○ ○ 工事 第 ○ ○ 号 | | |
| 図面名称 | 擁壁工 展開図 | 縮尺 | 図示 |
| 路線名 | ○ ○ ○ ○ | | |
| 工事箇所 | ○ ○ (市) 郡 ○ ○ (町) 村 大字 ○ ○ 地内 | | |
| 設計種別 | 第一回変更図 | 図面 | 1 |
| 事務所名 | ○ ○ 事務所 | 番号 | 1 |

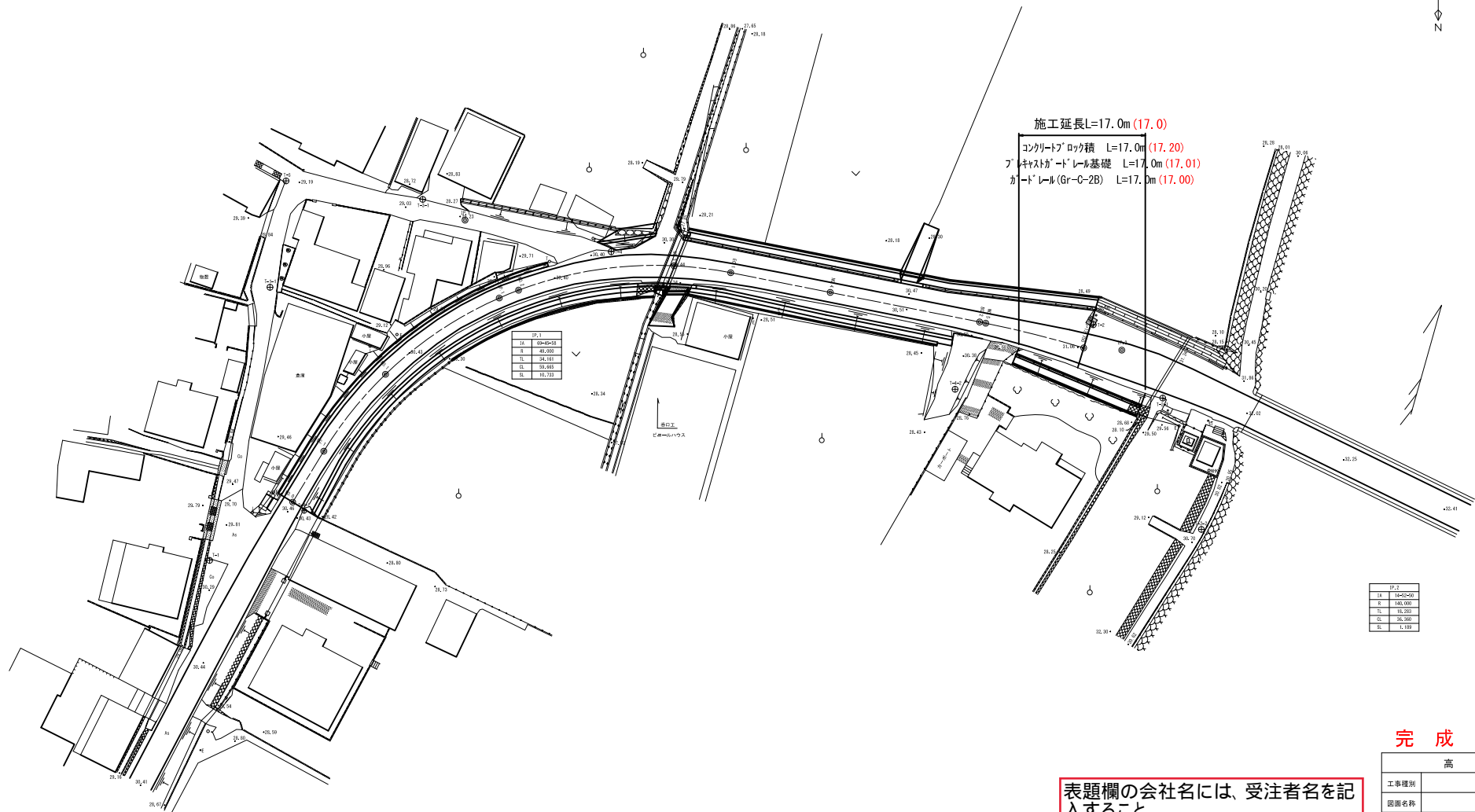
施工経過図

山留擁壁工



| 打設番号 | 型枠組立 | コンクリート打設日 | 脱型日 | 養生期間 | 備考 |
|------|-------------|-----------|------|-------------|--------------|
| 1 | 8/23 ~ 8/24 | 8/25 | 8/29 | 8/25 ~ 9/2 | フェイス 9本採取 |
| 2 | 8/24 ~ 8/25 | 8/27 | 8/31 | 8/27 ~ 9/3 | |
| 3 | 8/28 ~ 8/29 | 8/30 | 9/4 | 8/30 ~ 9/6 | |
| 4 | 8/28 ~ 8/29 | 9/1 | 9/5 | 9/1 ~ 9/8 | |
| 5 | 9/4 ~ 9/5 | 9/5 | 9/9 | 9/5 ~ 9/12 | |
| 6 | 9/4 ~ 9/5 | 9/7 | 9/11 | 9/7 ~ 9/15 | |
| 7 | 9/9 ~ 9/11 | 9/11 | 9/15 | 9/11 ~ 9/19 | |
| 8 | 9/11 ~ 9/12 | 9/13 | 9/16 | 9/13 ~ 9/20 | |
| 9 | 9/15 ~ 9/16 | 9/16 | 9/20 | 9/16 ~ 9/25 | フェイス 6本採取 |
| 10 | 9/16 ~ 9/18 | 9/18 | 9/22 | 9/18 ~ 9/26 | |
| 11 | 9/22 ~ 9/25 | 9/26 | 10/2 | 9/26 ~ 10/4 | |
| 12 | 9/23 ~ 9/26 | 9/28 | 10/2 | 9/28 ~ 10/5 | |

平面図 S=1:250



施工延長L=17.0m (17.0)
 コンクリートブロック積 L=17.0m (17.20)
 プレキャストガードレール基礎 L=17.0m (17.01)
 ガードレール(Gr-O-2B) L=17.0m (17.00)

| | |
|----|----------|
| 11 | 59,45-51 |
| 12 | 49,000 |
| 13 | 28,191 |
| 14 | 59,815 |
| 15 | 50,133 |

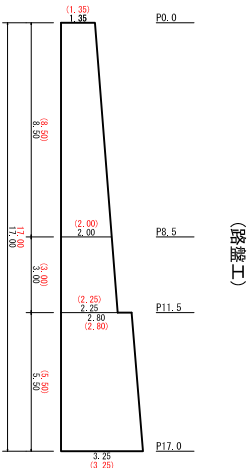
| | |
|------|---------|
| 17.2 | |
| 11 | 14,500 |
| 12 | 140,000 |
| 13 | 16,300 |
| 14 | 36,300 |
| 15 | 1,199 |

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
 (電子納品運用に関するガイドライン
 工事編)

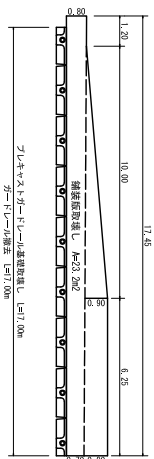
完成図

| 高 知 県 | | | |
|-------|--|----|----|
| 工事種別 | | | |
| 図面名称 | | 縮尺 | 図示 |
| 路線河川名 | | | |
| 工事箇所 | | | |
| 設計種別 | | 図面 | |
| 事務所名 | | 番号 | |
| 会社名 | | | |

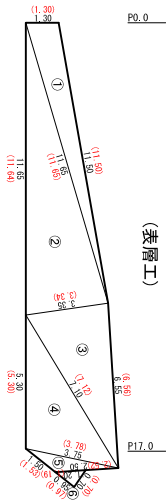
舗装工展開図
S=1:100



構造物取壊し工展開図
S=1:100



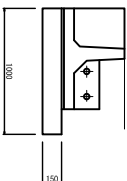
(表層工)



既設コンクリートレベル基礎

RC-20

S=1:20



| 種類 | 単位 | 数量 | 単位 | 数量 | 備考 |
|-------|----------------|------|----------------|------|------|
| RC-20 | m ³ | 0.00 | m ³ | 2.00 | 既設基礎 |

※コンクリート打設の数量

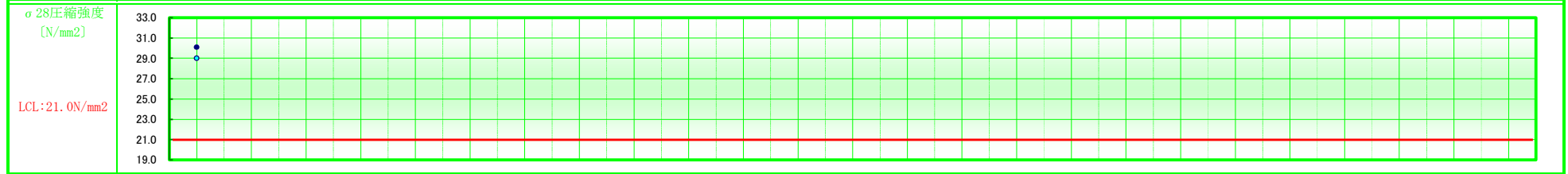
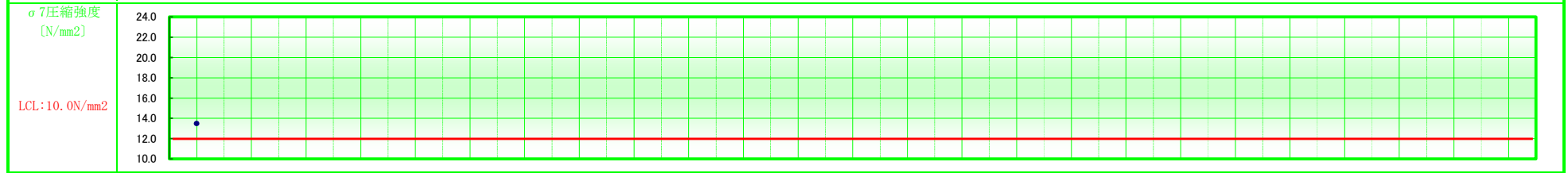
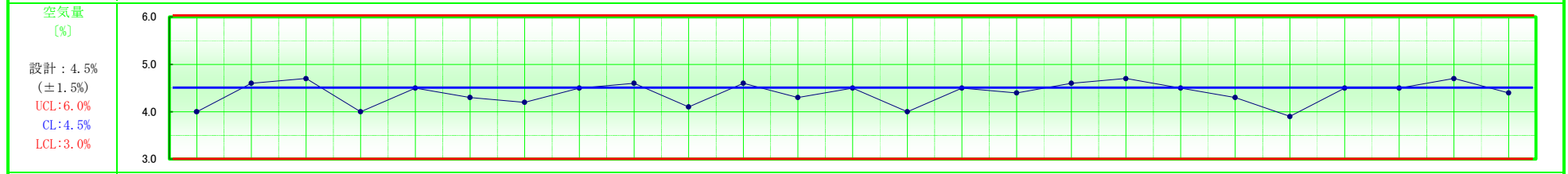
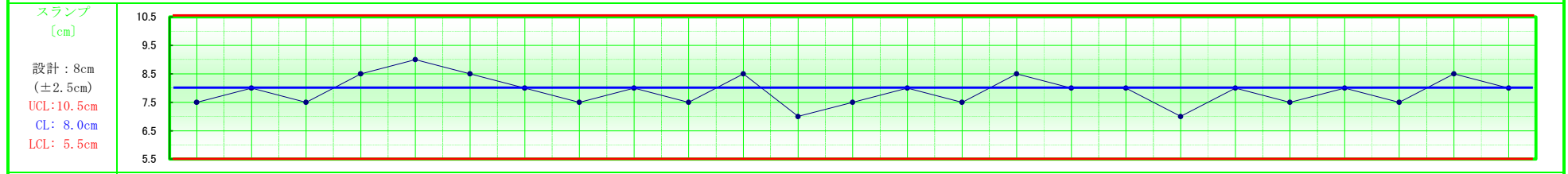
完成図

| | | | |
|-------|--|----|----|
| 工事種別 | | 橋尺 | 図示 |
| 図面名称 | | 橋尺 | 図示 |
| 施設別名称 | | | |
| 工事箇所 | | | |
| 仕様書別 | | | |
| 事務所名 | | | |
| 会社名 | | | |

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン 工事編)

コンクリート品質管理

| 打設日 (AM・PM) | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | 〇/〇 | | |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|
| | AM | PM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | AM | PM | PM | |
| ○テストピース：▲写真 | ○▲ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| スランプ | 7.5 | 8.0 | 7.5 | 8.5 | 9.0 | 8.5 | 8.0 | 7.5 | 8.0 | 7.5 | 8.5 | 7.0 | 7.5 | 8.0 | 7.5 | 8.5 | 8.0 | 8.0 | 7.0 | 8.0 | 7.5 | 8.0 | 7.5 | 8.5 | 8.0 |
| 空気量 | 4.0 | 4.6 | 4.7 | 4.0 | 4.5 | 4.3 | 4.2 | 4.5 | 4.6 | 4.1 | 4.6 | 4.3 | 4.5 | 4.0 | 4.5 | 4.4 | 4.6 | 4.7 | 4.5 | 4.3 | 3.9 | 4.5 | 4.5 | 4.7 | 4.4 |
| σ7圧縮強度 | 13.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| σ28推定強度 | 29.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| σ28圧縮強度 | 30.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 打設時外気温(°C) | 8.0 | 12.0 | 10.0 | 10.0 | 13.0 | 11.0 | 15.0 | 11.0 | 16.0 | 12.0 | 15.0 | 9.0 | 11.0 | 11.0 | 13.0 | 10.0 | 14.0 | 12.0 | 11.0 | 13.0 | 9.0 | 12.0 | 10.0 | 15.0 | 13.0 |



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 打設工種 (位置) | 〇〇工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m | H=〇〇m |

記事

推定強度：σ28=σ7*1.50+5.99
 ※σ7=(21-5.99)/1.5=12.01N/mm²

この表は管理例であり、様式ではありません。工夫を施した管理を行ってください。

| | | | |
|----|------|-------|-------|
| 班長 | 監督職員 | 現場代理人 | 主任技術者 |
| | | | |

$$4\text{週推定式 } (\sigma_{28} = 1.1 \times \sigma_7 + 9.8)$$

コンクリート(21-8-40, BB)圧縮強度総括表

| 製作日 | 試験日 | X1 | X2 | X3 | X | 4週推定強度 | 備考 |
|----------|------------|------|------|------|------|--------|--------------|
| R1.7.15 | 1週 R1.7.22 | 18.2 | 18.7 | 18.8 | 18.6 | (30.3) | スランプ = 7.0cm |
| インポート 1R | 4週 R1.8.12 | 25.6 | 27.4 | 25.9 | 26.3 | | 空気量 = 3.8% |
| R1.7.23 | 1週 R1.7.30 | 19.0 | 19.5 | 17.7 | 18.7 | (30.4) | スランプ = 9.0cm |
| インポート 2R | 4週 R1.8.20 | 26.1 | 26.4 | 26.7 | 26.4 | | 空気量 = 3.5% |
| R2.3.15 | 1週 R2.3.22 | 20.8 | 20.1 | 19.9 | 20.3 | (32.1) | スランプ = 8.5cm |
| インポート 3R | 4週 R2.4.12 | | | | | | 空気量 = 4.2% |
| R2.3.17 | 1週 R2.3.24 | 20.5 | 20.3 | 20.5 | 20.4 | (32.2) | スランプ = 7.5cm |
| インポート 4R | 4週 R2.4.14 | | | | | | 空気量 = 4.5% |
| R2.3.18 | 1週 R2.3.25 | 19.5 | 20.4 | 19.7 | 19.9 | (31.7) | スランプ = 9.0cm |
| インポート 5R | 4週 R2.4.15 | | | | | | 空気量 = 3.8% |
| R2.3.23 | 1週 R2.3.30 | 20.9 | 21.1 | 20.3 | 20.8 | (32.7) | スランプ = 7.5cm |
| インポート 6R | 4週 R2.4.20 | | | | | | 空気量 = 4.3% |
| R2.3.24 | 1週 R2.3.31 | 19.6 | 19.4 | 20.5 | 19.8 | (31.6) | スランプ = 7.0cm |
| インポート 7R | 4週 R2.4.21 | | | | | | 空気量 = 4.4% |
| R2.3.26 | 1週 H30.4.2 | 22.1 | 22.5 | 22.8 | 22.5 | (34.6) | スランプ = 8.5cm |
| インポート 8R | 4週 R2.4.23 | | | | | | 空気量 = 3.9% |
| R2.3.30 | 1週 H30.4.6 | 21.1 | 21.3 | 21.6 | 21.3 | (33.2) | スランプ = 7.5cm |
| インポート 9R | 4週 R2.4.27 | | | | | | 空気量 = 4.2% |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

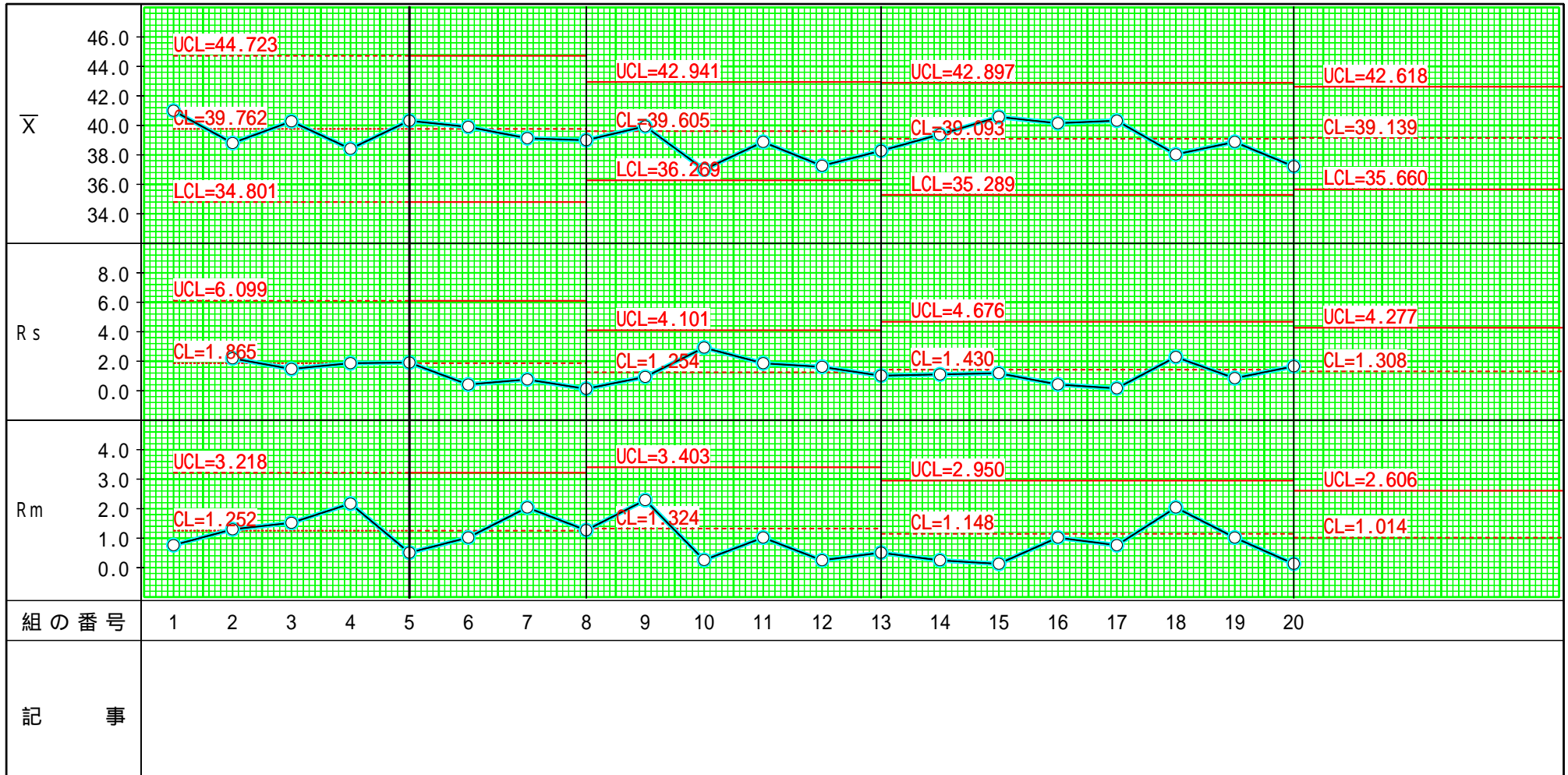
X - R s - R m 管理データシート

| 名 称 | | 改良工事 | | | | | | | 期 間 | 自 年 月 日 | | | | | | |
|------------|----------|-----------|-------|-------|---|-------------------|--------------|-----------------|------------|---------|--|----|----------------|------|----------------|--|
| 品質特性 | | 圧縮強度 標準4週 | | 測定単位 | | N/mm ² | | | | 至 年 月 日 | | | | | | |
| 規格 限界 | 最大 | | | | | 試 料 | 大きさ | 1回 3測定 | | | 測定者 | | | | | |
| | 最小 | 30.00 | | | | | 間 隔 | 打設日毎 | | | | | | | | |
| 測点又 は月日 | 試番 験号 | 測 定 値 | | | | 計 | 平均 値 x | 移動 範囲 R s | 測定値の範囲 R m | | | 項目 | X̄ | R̄ s | R̄ m | |
| | | a | b | c | d | | | | n=2 | n=3 | n=4 | | | | | |
| 4 24 | 1 | 40.62 | 41.00 | 41.38 | | 123.00 | 41.00 | | | 0.76 | $\bar{X} \pm E_2 \bar{R} s = 39.762 \pm 2.66 \times 1.865$ $= 44.723 \sim 34.801$ $D_4 \bar{R} s = 3.27 \times 1.865 = 6.099$ $D_4 \bar{R} m = 2.57 \times 1.252 = 3.218$ | | | | | |
| 4 25 | 2 | 38.20 | 38.70 | 39.50 | | 116.40 | 38.80 | 2.20 | | 1.30 | | | | | | |
| 4 25 | 3 | 41.25 | 39.73 | 39.85 | | 120.83 | 40.28 | 1.48 | | 1.52 | | | | | | |
| 4 28 | 4 | 37.43 | 38.20 | 39.60 | | 115.23 | 38.41 | 1.87 | | 2.17 | | | | | | |
| 4 28 | 5 | 40.49 | 39.98 | 40.49 | | 120.96 | 40.32 | 1.91 | | 0.51 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 198.81 | 7.46 | | 6.26 | | | | | | |
| 4 29 | 6 | 40.49 | 39.73 | 39.47 | | 119.69 | 39.90 | 0.42 | | 1.02 | $\bar{X} \pm E_2 \bar{R} s = 39.605 \pm 2.66 \times 1.254$ $= 42.941 \sim 36.269$ $D_4 \bar{R} s = 3.27 \times 1.254 = 4.101$ $D_4 \bar{R} m = 2.57 \times 1.324 = 3.403$ | | | | | |
| 4 29 | 7 | 39.47 | 37.94 | 39.98 | | 117.39 | 39.13 | 0.77 | | 2.04 | | | | | | |
| 4 30 | 8 | 39.34 | 38.20 | 39.47 | | 117.01 | 39.00 | 0.13 | | 1.27 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 118.03 | 1.32 | | 4.33 | | | | | | |
| 4 30 | 9 | 40.74 | 40.62 | 38.45 | | 119.81 | 39.94 | 0.94 | | 2.29 | | | | | | |
| 5 1 | 10 | 37.18 | 36.92 | 36.92 | | 111.02 | 37.01 | 2.93 | | 0.26 | $\bar{X} \pm E_2 \bar{R} s = 39.093 \pm 2.66 \times 1.430$ $= 42.897 \sim 35.289$ $D_4 \bar{R} s = 3.27 \times 1.430 = 4.676$ $D_4 \bar{R} m = 2.57 \times 1.148 = 2.950$ | | | | | |
| 5 1 | 11 | 39.22 | 38.20 | 39.22 | | 116.64 | 38.88 | 1.87 | | 1.02 | | | | | | |
| 5 2 | 12 | 37.18 | 37.18 | 37.43 | | 111.79 | 37.26 | 1.62 | | 0.25 | | | | | | |
| 5 2 | 13 | 38.07 | 38.20 | 38.58 | | 114.85 | 38.28 | 1.02 | | 0.51 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 191.37 | 8.38 | | 4.33 | | | | | | |
| 5 6 | 14 | 39.47 | 39.47 | 39.22 | | 118.16 | 39.39 | 1.11 | | 0.25 | $\bar{X} \pm E_2 \bar{R} s = 39.139 \pm 2.66 \times 1.308$ $= 42.618 \sim 35.660$ $D_4 \bar{R} s = 3.27 \times 1.308 = 4.277$ $D_4 \bar{R} m = 2.57 \times 1.014 = 2.606$ | | | | | |
| 5 6 | 15 | 40.62 | 40.49 | 40.62 | | 121.73 | 40.58 | 1.19 | | 0.13 | | | | | | |
| 5 7 | 16 | 40.49 | 40.49 | 39.47 | | 120.45 | 40.15 | 0.43 | | 1.02 | | | | | | |
| 5 7 | 17 | 40.74 | 39.98 | 40.23 | | 120.95 | 40.32 | 0.17 | | 0.76 | | | | | | |
| 5 8 | 18 | 37.69 | 37.18 | 39.22 | | 114.09 | 38.03 | 2.29 | | 2.04 | | | | | | |
| 5 8 | 19 | 38.45 | 38.71 | 39.47 | | 116.63 | 38.88 | 0.85 | | 1.02 | | | | | | |
| 5 9 | 20 | 37.18 | 37.31 | 37.18 | | 111.67 | 37.22 | 1.66 | | 0.13 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 274.57 | 7.70 | | 5.35 | | | | | | |
| 記 事 | | | | | | | | | | | | n | E ₂ | | D ₄ | |
| | | | | | | | | | | | | 2 | 2.66 | | 3.27 | |
| | | | | | | | | | | | | 3 | 1.77 | | 2.57 | |
| | | | | | | | | | | | | 4 | 1.46 | | 2.28 | |
| | | | | | | | | | | | | 5 | 1.29 | | 2.11 | |

- [注] 1. 品質特性、測定単位は施工管理基準により記入する。
 2. 規格限界、設計基準値は施工管理基準、設計図書、仕様書に定められた値を記入する。
 3. 管理限界線に引直しは5 + 3 + 5 + 7 + 10 + 10 + 10方式による。
- [備考] —— 管理限界線計算のためのデータの区間を示す。
 ---- 上記の管理限界線を適用する区間を示す。
 4. 以下最近の20個(平均値xを1個とする)のデータをもちい次の10個に対する管理限界とする。

X - R s - R m 管理図

| | | | | | | |
|------|-------------|------|-------------------|-----|-------|-------|
| 名 称 | 改良工事 | | | 期 間 | 自 | 年 月 日 |
| 品質特性 | 圧縮強度 標準 4 週 | 測定単位 | N/mm ² | 至 | 年 月 日 | |
| 規格 | 上限 | 試料 | 大きさ | 測定者 | | (印) |
| 限界 | 下限 | | 間 隔 | | | |



- (注) 1. 管理図は、X - R s - R m 管理データシートから記入する。
 2. 記事欄には、異常原因、その他必要事項を記入する。

| | |
|------------------------|-------------------|
| JIS A 1210 JGS 0711 | 突固めによる土の締固め試験（測定） |
|------------------------|-------------------|

調査件名 ○○地区土質調査
S I

試験年月日 令和 ○年 ○月 ○日

試料番号（深さ）8号道路

試験者 石田 太郎

| 試験方法 | | E-b | 土質名称 | | | | |
|------------------------------------|---------------|-------------------------|-----------|--------|------------------|--------------------------|-------|
| 試料の準備方法 | | 乾燥法, 一 湿潤法 | ランマー質量 kg | 4.5 | モ ー ル ド | 内径 cm | 15 |
| 試料の使用 | | 繰返し法 , 非繰返し法 | 落下高さ cm | 45 | | 高さ ¹⁾ cm | 12.50 |
| 含水比 | 試料分取後 w_0 % | | 突固め回数 回/層 | 92 | | 容量 V cm ³ | 2209 |
| | 乾燥処理後 w_1 % | 2.4 | 突固め層数 層 | 3 | | 質量 m_1 g ²⁾ | 3895 |
| 測定 No. | | 1 | 2 | 3 | 4 | | |
| (試料+モールド) 質量 m_2 g ²⁾ | | 8944 | 9186 | 9305 | 9372 | | |
| 湿潤密度 ρ_t g/cm ³ | | 2.286 | 2.395 | 2.449 | 2.479 | | |
| 平均含水比 w % | | 2.4 | 4.0 | 4.8 | 6.3 | | |
| 乾燥密度 ρ_d g/cm ³ | | 2.232 | 2.303 | 2.337 | 2.332 | | |
| 含 水 比 | 容器 No. | 58 | 92 | 27 | 10 | | |
| | m_a g | 1412.7 | 1538.4 | 1511.6 | 1329.4 | | |
| | m_b g | 1386.3 | 1490.5 | 1454.1 | 1268.6 | | |
| | m_c g | 287.6 | 293.9 | 257.0 | 304.2 | | |
| | w % | 2.4 | 4.0 | 4.8 | 6.3 | | |
| 容 器 No. | 容器 No. | | | | | | |
| | m_a g | | | | | | |
| | m_b g | | | | | | |
| | m_c g | | | | | | |
| | w % | | | | | | |
| 測定 No. | | 5 | 6 | 7 | 8 | | |
| (試料+モールド) 質量 m_2 g ²⁾ | | 9276 | 9175 | | | | |
| 湿潤密度 ρ_t g/cm ³ | | 2.436 | 2.390 | | | | |
| 平均含水比 w % | | 8.5 | 10.1 | | | | |
| 乾燥密度 ρ_d g/cm ³ | | 2.245 | 2.171 | | | | |
| 含 水 比 | 容器 No. | 51 | 33 | | | | |
| | m_a g | 1591.4 | 1479.6 | | | | |
| | m_b g | 1488.5 | 1367.8 | | | | |
| | m_c g | 277.8 | 261.1 | | | | |
| | w % | 8.5 | 10.1 | | | | |
| 容 器 No. | 容器 No. | | | | | | |
| | m_a g | | | | | | |
| | m_b g | | | | | | |
| | m_c g | | | | | | |
| | w % | | | | | | |

特記事項

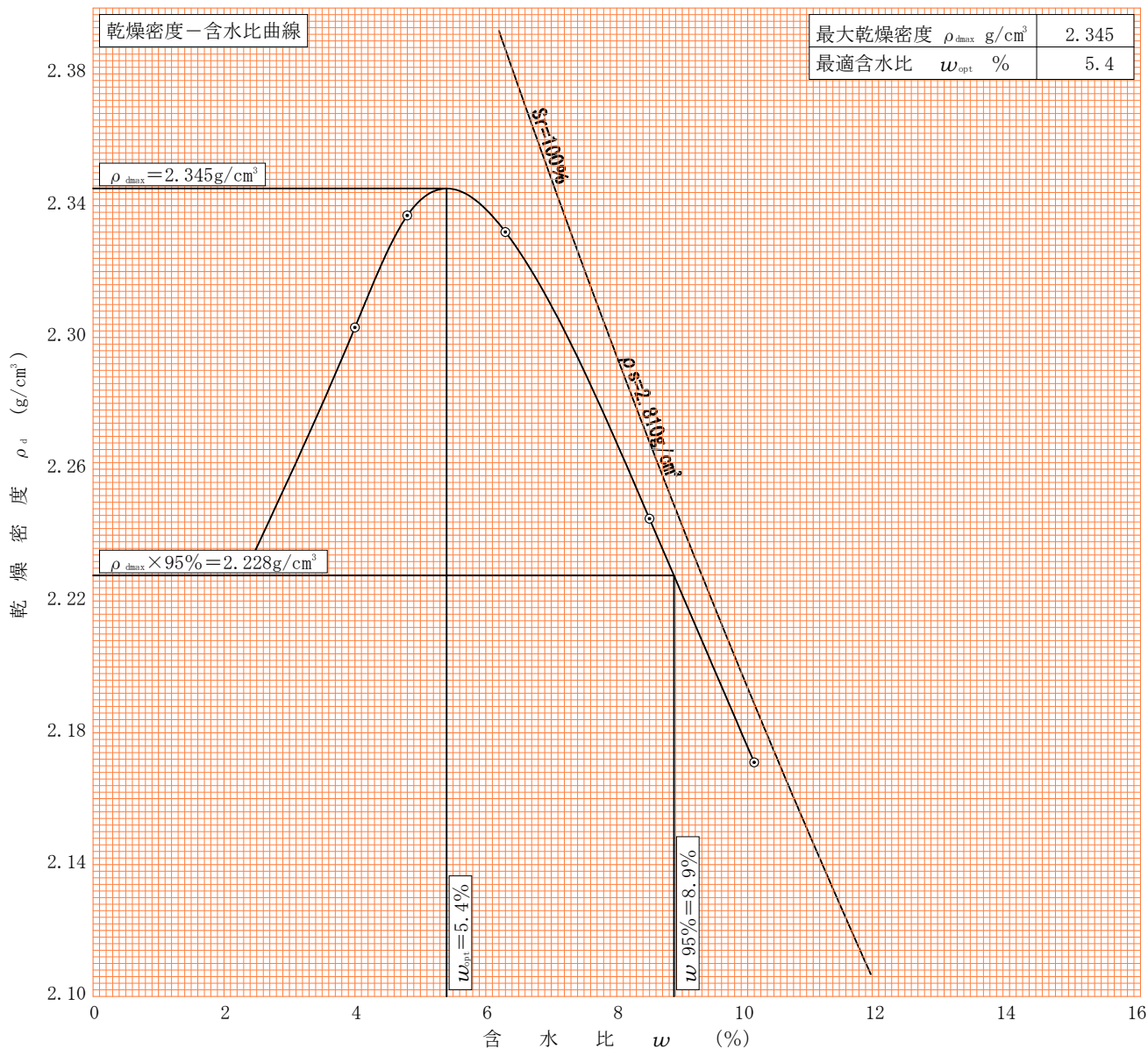
- 1) 内径15cmのモールドの場合はスペーサーディスクの高さを差引く。
- 2) モールドの質量は底板を含む。

$$\rho_d = \frac{\rho_t}{1 + w/100}$$

調査件名 ○○地区土質調査 S I 試験年月日 令和 ○年 ○月 ○日

試料番号 (深さ) 8号道路 試験者 石田 太郎

| | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------|-------|-----------|-------|-----------------------------------|---------------------|-------|---|
| 試験方法 | E-b | | 土質名称 | | | | | |
| 試料の準備方法 | 乾燥法, 湿潤法 | | ランマー質量 kg | 4.5 | 土粒子の密度 ρ_s g/cm ³ | 2.810 | | |
| 試料の使用方法 | 繰返し法 , 非繰返し法 | | 落下高さ cm | 45 | 試料調製前の最大粒径 mm | | | |
| 含水比 | 試料分取後 w_0 % | | 突固め回数 回/層 | 92 | モールド | 内径 cm | 15 | |
| | 乾燥処理後 w_1 % | 2.4 | 突固め層数 層 | 3 | | 高さ ¹⁾ cm | 12.50 | |
| 測定 No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 平均含水比 w % | 2.4 | 4.0 | 4.8 | 6.3 | 8.5 | 10.1 | | |
| 乾燥密度 ρ_d g/cm ³ | 2.232 | 2.303 | 2.337 | 2.332 | 2.245 | 2.171 | | |



特記事項

1) 内径15cmのモールドの場合はスペーサーディスクの高さを差引く。
ゼロ空気間隙曲線の計算式

$$\rho_{dsat} = \frac{\rho_w}{\rho_w/\rho_s + w/100}$$

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------|------------------|----------------------------|--------|-------|--------|--------|
| 様式－５ | 現場における土の乾燥単位体積重量試験 | | | 検印 | | | | |
| 工事名 | 局改第 ○ ○ 号 | | 試験日 | 令和○○年3月20日 | | | | |
| 測定箇所 | A 2 橋台 路床 | | 試験者 | ○ ○ ○ ○ | | | | |
| 土の最大粒径 | | | 測定容器番号 | | | | | |
| 試験用砂の単位体積重量 | $\gamma_{st} =$ | 1,462 | ベースプレートの砂の重量 | $W_{jb} =$ | 1516.0 | | | |
| 試験孔からとり出した土の湿潤重量、含水比及び乾燥重量の測定 | | | | | | | | |
| 試験孔のNo | 湿潤土及び乾燥土重量測定 | | | 含水比の測定 | | | | |
| 1 | 容器の番号 | | | | | | | |
| | (湿潤土＋容器)の重量 | g | 2081.1 | WW | 2081.1 | DW | 1896.4 | |
| | 容器の重量 | g | | DW | 1896.4 | TW | 0.0 | |
| | 湿潤土の重量 | WwA | g | 2081.1 | Ww | 184.7 | WS | 1896.4 |
| | 乾燥土の重量 | Wo | g | 1896.4 | WI | 9.7% | | |
| 2 | 容器の番号 | | | | | | | |
| | (湿潤土＋容器)の重量 | g | 2158.4 | WW | 2158.4 | DW | 1954.1 | |
| | 容器の重量 | g | | DW | 1954.1 | TW | 0.0 | |
| | 湿潤土の重量 | WwA | g | 2158.4 | Ww | 204.3 | WS | 1954.1 |
| | 乾燥土の重量 | Wo | g | 1954.1 | WI | 10.5% | | |
| 3 | 容器の番号 | | | | | | | |
| | (湿潤土＋容器)の重量 | g | 2162.3 | WW | 2162.3 | DW | 1965.1 | |
| | 容器の重量 | g | | DW | 1965.1 | TW | 0.0 | |
| | 湿潤土の重量 | WwA | g | 2162.3 | Ww | 197.2 | WS | 1965.1 |
| | 乾燥土の重量 | Wo | g | 1965.1 | WI | 10.0% | | |
| 試験孔の体積 | | | | | | | | |
| 試験孔番号 | 1 | 2 | 3 | 予備欄 | | | | |
| 砂の重量 | W _{js} | g | 4000.0 | 4000.0 | 4000.0 | | | |
| 残った砂の重量 | W _{j3} | g | 1032.8 | 978.2 | 982.9 | | | |
| 試験孔に入った砂の重量 | (W _{js} －W _{j3})－W _{jb} | g | 1451.2 | 1505.8 | 1501.1 | | | |
| 試験孔の体積 | V | | 992.6 | 1030.0 | 1026.7 | | | |
| 土の単位体積重量及び締固め度 | | | 最大乾燥密度 | 2.023 g/cm ³ | | | | |
| 試験孔番号 | 1 | 2 | 3 | 平均値 | | | | |
| 土の湿潤単位体積重量 | γ_t | | 2.097 | 2.096 | 2.106 | 2.100 | | |
| 土の乾燥単位体積重量 | γ_d | | 1.911 | 1.887 | 1.914 | 1.907 | | |
| 締固め度 | % | | 94.5% | 93.8% | 94.6% | 94.3% | | |
| 備考 | | | | | | | | |
| 乾燥土重量 | $W_o = \frac{W_{wA} \times 100}{100 + W}$ | | 土の乾燥単位体積重量 | $\gamma_d = \frac{W_o}{V}$ | | | | |
| 試験孔の体積 | $V = \frac{(W_{js} - W_{j3} - W_{jb})}{\gamma_{st}}$ | | 現場密度 | $\times 100$ | 最大乾燥密度 | | | |
| 土の湿潤単位体積重量 | $\gamma_t = \frac{W_{wA} \times 100}{V}$ | | 規格値：最大乾燥密度の90%以上 | | | | | |

コンクリート中の塩分測定表

工 事 名 _____

測定者 _____

| 測定年月日 時 間 | 種類 | コンクリート の種類 | 混和剤の種類 (m ³ 当りの使用量) | セメントの種類 | 単位水量 (kg/m ³) | 測定器名 | 測定結果 | | | | 備 考 |
|--------------------|----------|---------------|-----------------------------------|---------|------------------------------|------|------|------------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| | | | | | | | 番号 | 測定値 (%) | 塩分量 (kg/m ³) | 許容値 (kg/m ³) | |
| 令和〇〇年〇月〇日 9:20 | 吹付コンクリート | 18-8-25 | 2.89 kg | 高炉 | 165 | カンタブ | 1 | 0.07 | 0.10 | 0.3 | |
| | | | | | | | 2 | 0.06 | | | |
| | | | | | | | 3 | 0.06 | | | |
| | | | | | | | 平均 | 0.063 | | | |
| 令和〇〇年〇月〇日 13:10 | 吹付コンクリート | 18-8-25 | 2.89 kg | 高炉 | 165 | カンタブ | 1 | 0.07 | 0.11 | 0.3 | |
| | | | | | | | 2 | 0.07 | | | |
| | | | | | | | 3 | 0.06 | | | |
| | | | | | | | 平均 | 0.067 | | | |
| | | | | | | | 1 | | | | |
| | | | | | | | 2 | | | | |
| | | | | | | | 3 | | | | |
| | | | | | | | 平均 | | | | |
| | | | | | | | 1 | | | | |
| | | | | | | | 2 | | | | |
| | | | | | | | 3 | | | | |
| | | | | | | | 平均 | | | | |
| | | | | | | | 1 | | | | |
| | | | | | | | 2 | | | | |
| | | | | | | | 3 | | | | |
| | | | | | | | 平均 | | | | |
| | | | | | | | 1 | | | | |
| | | | | | | | 2 | | | | |
| | | | | | | | 3 | | | | |
| | | | | | | | 平均 | | | | |

(注) 測定器具及び測定換算表などの資料を添付すること

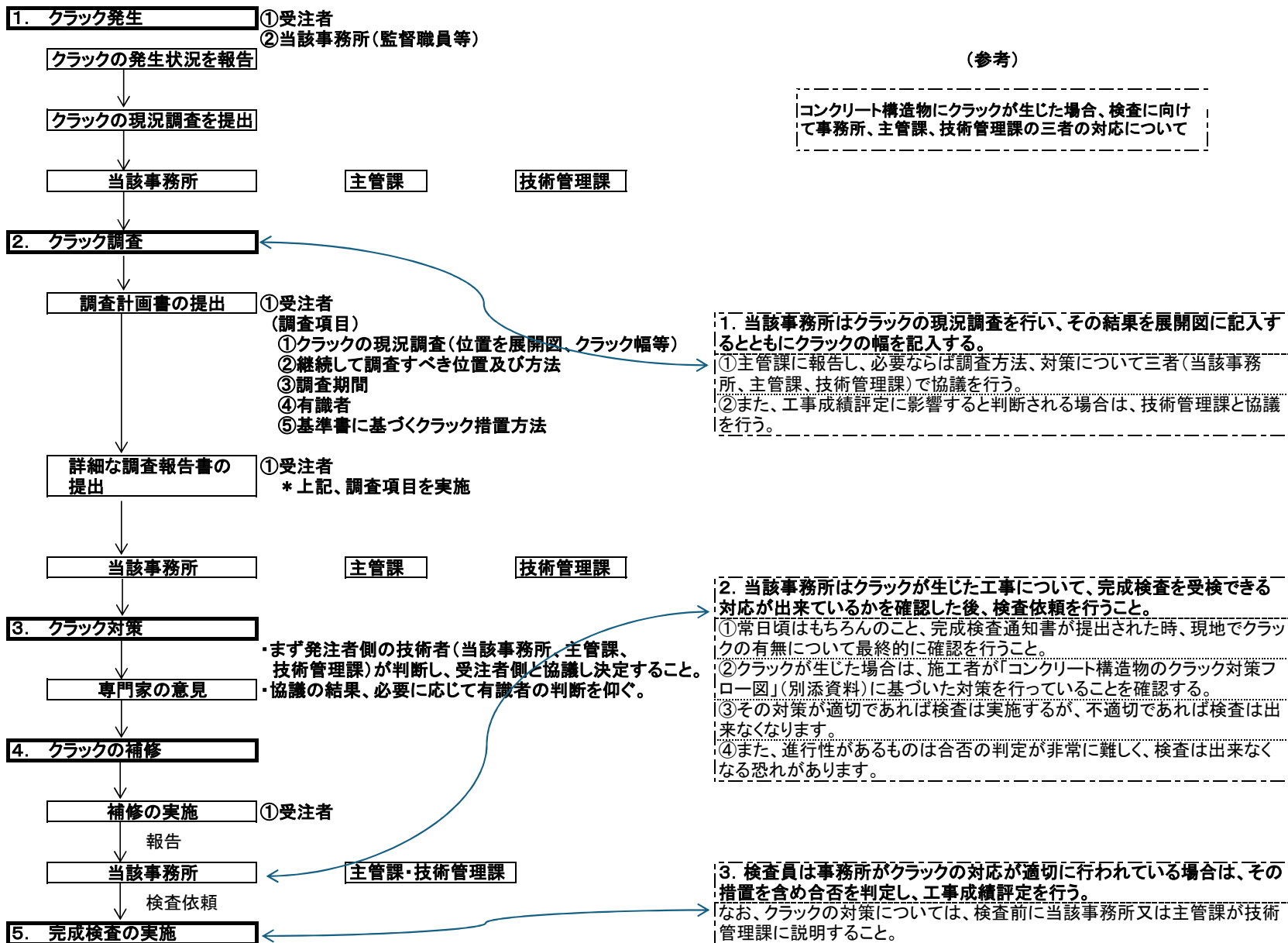
$$\text{塩分量 (kg/m}^3\text{)} = (\text{単位水量 (kg/m}^3\text{)}) \times \text{測定値} \div 100$$

ひび割れ調査票 【記載例】

調査者名

| | | | |
|--|--|---|-----------|
| 工事番号 | 道改国〇〇—〇号 | 工事名 | 国道〇〇号改築工事 |
| 受注者名 | 〇〇建設㈱ | | |
| 構造物形式 | 鉄筋コンクリート | | |
| 構造物名 | 〇号ボックスカルバート | | |
| 位置 | 測定No〇〇 | | |
| 構造物竣工年月日 | 令和〇〇年〇月〇日 | | |
| 設計コンクリート種類 | 21-8-25BB | 使用コンクリート種類 | 24-8-25BB |
| ひび割れの有無 | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 本数: <input checked="" type="radio"/> 1~2本 <input type="radio"/> 3~5本 <input type="radio"/> 多数 | |
| ひび割れ発見日 | 令和〇〇年〇月〇日 | ひび割れ総延長 約 3.5 m | |
| ひび割れ調査日 | 令和〇〇年〇月〇日 | 最大ひび割れ幅(○で囲む) 0.2mm以下 <input checked="" type="radio"/> 0.3mm以下 <input type="radio"/> 0.4mm以下 <input type="radio"/> 0.5mm以下 0.6mm以下 <input type="radio"/> 0.8mm以下 <input type="radio"/> その他 _____ mm | |
| | | 発生時期(○で囲む) 数時間~1日 数日 数10日以上 <input checked="" type="radio"/> 不明 | |
| | | 規則性: 有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| | | 形態: 網状 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 表層 <input type="radio"/> 貫通 <input type="radio"/> 表層or貫通 | |
| | | 方向: 主筋鉄筋方向 <input type="radio"/> 直角方向 <input type="radio"/> 両方向 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 鉄筋とは無関係 | |
| <p>構造物一般図ひび割れ発生状況箇所のスケッチ図</p> <p>添付しない場合は (別添資料—〇参照)と記入し、 資料提出</p> | | | |

コンクリート構造物のクラック調査・対策のフロー図について（案）



テストハンマーによる強度推定調査票

測定者 黒潮 太郎

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------|-----------------------|-------|------------|-------|------------|------|--------|------------|--------|----|
| 構造物形式 | | 鉄筋コンクリート | | | | | | | | | |
| 構造物の名称 | | ○号ボックスカルバート(No. ○○付近) | | | | | | | | | |
| 設計コンクリート種類 | | 21-8-25-BB | | | | 使用コンクリート種類 | | | 24-8-25-BB | | |
| 調査箇所 | 測点 | 下流より2m | | 下流より8m | | 下流より15m | | | | | |
| | 場所 | 右岸側壁 | | 左岸側壁 | | 右岸側壁 | | | | | |
| | 位地 | 底版よりH=1.2m | | 底版よりH=1.0m | | 底版よりH=1.3m | | | | | |
| コンクリート打設日 | | 令和○○年6月10日 | | 令和○○年6月15日 | | 令和○○年6月15日 | | | | | |
| 調査日 | | 令和○○年7月3日 | | 令和○○年7月3日 | | 令和○○年7月3日 | | | | | |
| 反発硬度 | | 33 | 30 | 31 | 30 | 33 | 34 | | | | |
| | | 34 | 38 | 30 | 34 | 30 | 31 | | | | |
| | | 32 | 36 | 32 | 32 | 35 | 32 | | | | |
| | | 34 | 34 | 30 | 33 | 32 | 31 | | | | |
| | | 34 | 35 | 31 | 32 | 31 | 30 | | | | |
| | | 34 | 35 | 27 | 32 | 30 | 29 | | | | |
| | | 33 | 32 | 33 | 30 | 27 | 32 | | | | |
| | | 33 | 33 | 33 | 32 | 32 | 28 | | | | |
| | | 28 | 36 | 31 | 29 | 30 | 30 | | | | |
| | | 32 | 30 | 30 | 30 | 31 | 28 | | | | |
| | | 平均値 | 33.3 | 平均値 | 31.1 | 平均値 | 30.8 | 平均値 | | 平均値 | |
| | 打撃方向 | | 水平 | | 水平 | | 水平 | | | | |
| 乾燥状態 (補正值) | | ⓪ | 0 | ⓪ | 0 | ⓪ | 0 | ・乾燥 | 0 | ・乾燥 | 0 |
| | | ・湿っている | +3 | ・湿っている | +3 | ・湿っている | +3 | ・湿っている | +3 | ・湿っている | +3 |
| | | ・濡れている | +5 | ・濡れている | +5 | ・濡れている | +5 | ・濡れている | +5 | ・濡れている | +5 |
| | (0) | | (0) | | (0) | | () | | () | | |
| 材 齢 | | ○○ 日 | | ○○ 日 | | ○○ 日 | | 日 | | 日 | |
| | | (1.06) | | (1.16) | | (1.16) | | () | | () | |
| 推定強度 (N/mm ²) | | 25.9 | | 25.1 | | 24.6 | | | | | |

- 1 材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、下表の補正值及び以下の方法に従い、再調査の必要性を判断する。
- 2 材齢10日以前の試験は、実施しない。
- 3 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

(補正表)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 材令 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 補正值 | 1.55 | 1.51 | 1.46 | 1.42 | 1.38 | 1.34 | 1.29 | 1.25 | 1.21 | 1.16 | 1.12 | 1.11 | 1.09 | 1.08 | 1.06 | 1.05 | 1.03 | 1.02 | 1.00 |

テストハンマーによる強度推定調査の適正な実施について

1. 下記工種については、品質管理基準に基づき「テストハンマーによる強度推定調査」を実施しなければなりません。その方法は、同基準に規定する試験方法（JSCE-G504：20点法）でなければなりません。（品質管理基準）JSCE-G504は「土木学会規準」のことで、コンクリート標準示方書[規準編]に掲載されています。

記

- ①高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁
- ②内空断面積2.5m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類
- ③橋梁上・下部工
- ④トンネル
- ⑤高さ3m以上の堰・水門・樋門

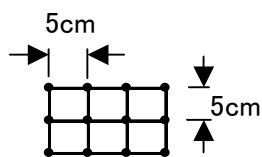
但し、上記のいずれの工種についてもプレキャスト製品、PCは除く。

2. 品質管理基準に規定する試験方法「20点法」は、1箇所の測定打撃点数を20点とし、測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定、20点の平均値から推定強度を算定するものです。
3. 検査技術基準（必携p89）にシュミットハンマー検査例として、「12点法」が例示されていますが、これは、あくまで検査時の例ですので、間違わないようにしてください。

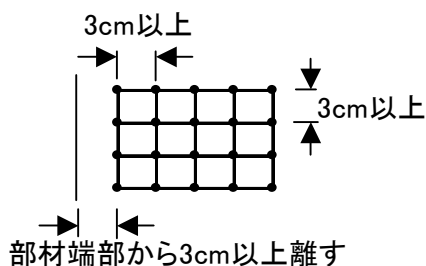
この手法は時間制約のある検査時のみ限定する。

品質管理はこの手法で行うこと

参考：12点法（検査技術基準例示の方法）



品質管理で行う20点法（JSCE-G504）



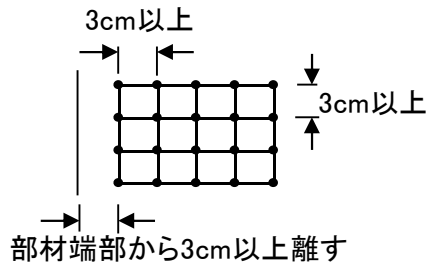
測定値の最大と最小を棄却し、10点の平均値を算出する。

測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定し、20点の平均値を算出する。

テストハンマー 材齢補正值

| | |
|----|------|
| 材齢 | |
| 1 | - |
| 2 | - |
| 3 | - |
| 4 | - |
| 5 | - |
| 6 | - |
| 7 | - |
| 8 | - |
| 9 | - |
| 10 | 1.55 |
| 11 | 1.51 |
| 12 | 1.46 |
| 13 | 1.42 |
| 14 | 1.38 |
| 15 | 1.34 |
| 16 | 1.29 |
| 17 | 1.25 |
| 18 | 1.21 |
| 19 | 1.16 |
| 20 | 1.12 |
| 21 | 1.11 |
| 22 | 1.09 |
| 23 | 1.08 |
| 24 | 1.06 |
| 25 | 1.05 |
| 26 | 1.03 |
| 27 | 1.02 |
| 28 | 1.00 |

品質管理で行う20点法(JSCE-G504)

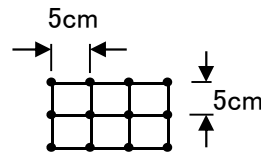


(調査時期について)

材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、左記補正值及び以下の方法に従い、再調査の必要性を判断する。

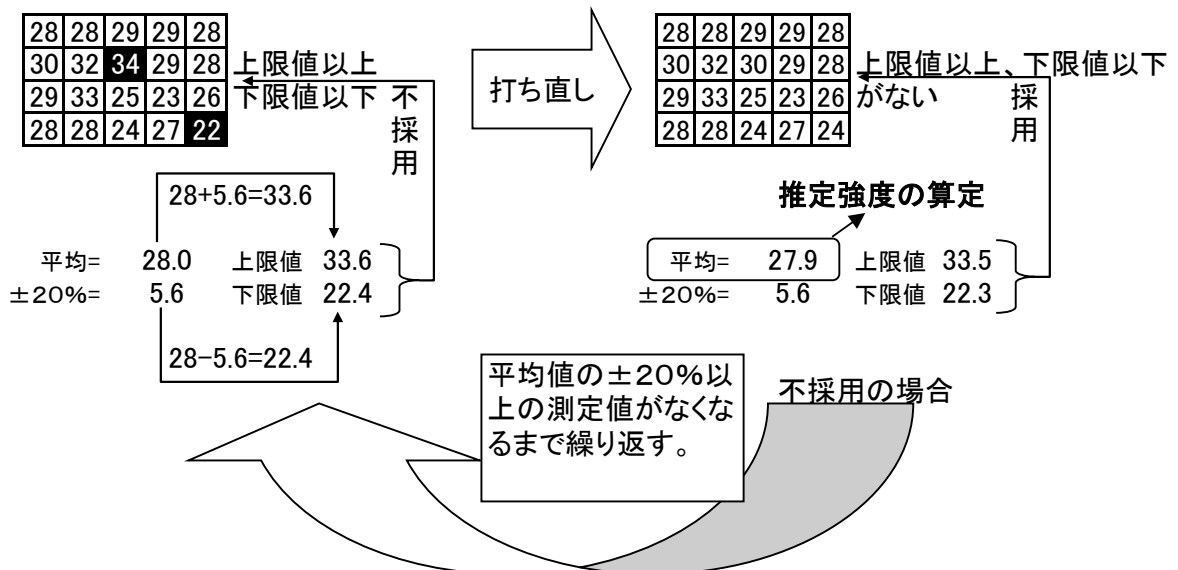
- ・ 材齢10日以前の試験は、実施しない。
- ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

参考：12点法(検査技術基準例示の方法)



「20点法」は、1箇所の測定打撃点数を20点とし、測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定、20点の平均値から推定強度を算定する。

【打撃硬度の適否判定方法】



テストハンマーによる推定強度 (単位 N/mm²)

(水平 0度)

| 反発値 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 20 | 7.5 | 7.6 | 7.7 | 7.8 | 8.0 | 8.1 | 8.2 | 8.3 | 8.5 | 8.6 |
| 21 | 8.7 | 8.9 | 9.0 | 9.1 | 9.2 | 9.4 | 9.5 | 9.6 | 9.7 | 9.9 |
| 22 | 10.0 | 10.1 | 10.3 | 10.4 | 10.5 | 10.6 | 10.8 | 10.9 | 11.0 | 11.2 |
| 23 | 11.3 | 11.4 | 11.5 | 11.7 | 11.8 | 11.9 | 12.0 | 12.2 | 12.3 | 12.4 |
| 24 | 12.6 | 12.7 | 12.8 | 12.9 | 13.1 | 13.2 | 13.3 | 13.4 | 13.6 | 13.7 |
| 25 | 13.8 | 14.0 | 14.1 | 14.2 | 14.3 | 14.5 | 14.6 | 14.7 | 14.8 | 15.0 |
| 26 | 15.1 | 15.2 | 15.4 | 15.5 | 15.6 | 15.7 | 15.9 | 16.0 | 16.1 | 16.2 |
| 27 | 16.4 | 16.5 | 16.6 | 16.8 | 16.9 | 17.0 | 17.1 | 17.3 | 17.4 | 17.5 |
| 28 | 17.7 | 17.8 | 17.9 | 18.0 | 18.2 | 18.3 | 18.4 | 18.5 | 18.7 | 18.8 |
| 29 | 18.9 | 19.1 | 19.2 | 19.3 | 19.4 | 19.6 | 19.7 | 19.8 | 19.9 | 20.1 |
| 30 | 20.2 | 20.3 | 20.5 | 20.6 | 20.7 | 20.8 | 21.0 | 21.1 | 21.2 | 21.3 |
| 31 | 21.5 | 21.6 | 21.7 | 21.9 | 22.0 | 22.1 | 22.2 | 22.4 | 22.5 | 22.6 |
| 32 | 22.8 | 22.9 | 23.0 | 23.1 | 23.3 | 23.4 | 23.5 | 23.6 | 23.8 | 23.9 |
| 33 | 24.0 | 24.2 | 24.3 | 24.4 | 24.5 | 24.7 | 24.8 | 24.9 | 25.0 | 25.2 |
| 34 | 25.3 | 25.4 | 25.6 | 25.7 | 25.8 | 25.9 | 26.1 | 26.2 | 26.3 | 26.4 |
| 35 | 26.6 | 26.7 | 26.8 | 27.0 | 27.1 | 27.2 | 27.3 | 27.5 | 27.6 | 27.7 |
| 36 | 27.9 | 28.0 | 28.1 | 28.2 | 28.4 | 28.5 | 28.6 | 28.7 | 28.9 | 29.0 |
| 37 | 29.1 | 29.3 | 29.4 | 29.5 | 29.6 | 29.8 | 29.9 | 30.0 | 30.1 | 30.3 |
| 38 | 30.4 | 30.5 | 30.7 | 30.8 | 30.9 | 31.0 | 31.2 | 31.3 | 31.4 | 31.5 |
| 39 | 31.7 | 31.8 | 31.9 | 32.1 | 32.2 | 32.3 | 32.4 | 32.6 | 32.7 | 32.8 |
| 40 | 33.0 | 33.1 | 33.2 | 33.3 | 33.5 | 33.6 | 33.7 | 33.8 | 34.0 | 34.1 |
| 41 | 34.2 | 34.4 | 34.5 | 34.6 | 34.7 | 34.9 | 35.0 | 35.1 | 35.2 | 35.4 |
| 42 | 35.5 | 35.6 | 35.8 | 35.9 | 36.0 | 36.1 | 36.3 | 36.4 | 36.5 | 36.6 |
| 43 | 36.8 | 36.9 | 37.0 | 37.2 | 37.3 | 37.4 | 37.5 | 37.7 | 37.8 | 37.9 |

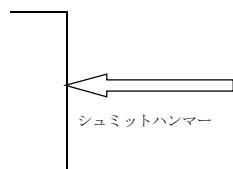
(下向 -45度)

| 反発値 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 20 | 10.6 | 10.7 | 10.8 | 11.0 | 11.1 | 11.2 | 11.3 | 11.5 | 11.6 | 11.7 |
| 21 | 11.8 | 12.0 | 12.1 | 12.2 | 12.3 | 12.5 | 12.6 | 12.7 | 12.8 | 13.0 |
| 22 | 13.1 | 13.2 | 13.3 | 13.5 | 13.6 | 13.7 | 13.8 | 14.0 | 14.1 | 14.2 |
| 23 | 14.3 | 14.5 | 14.6 | 14.7 | 14.8 | 15.0 | 15.1 | 15.2 | 15.3 | 15.4 |
| 24 | 15.6 | 15.7 | 15.8 | 15.9 | 16.1 | 16.2 | 16.3 | 16.4 | 16.6 | 16.7 |
| 25 | 16.8 | 16.9 | 17.1 | 17.2 | 17.3 | 17.4 | 17.6 | 17.7 | 17.8 | 17.9 |
| 26 | 18.1 | 18.2 | 18.3 | 18.4 | 18.6 | 18.7 | 18.8 | 18.9 | 19.1 | 19.2 |
| 27 | 19.3 | 19.4 | 19.6 | 19.7 | 19.8 | 19.9 | 20.1 | 20.2 | 20.3 | 20.4 |
| 28 | 20.6 | 20.7 | 20.8 | 20.9 | 21.1 | 21.2 | 21.3 | 21.4 | 21.6 | 21.7 |
| 29 | 21.8 | 21.9 | 22.0 | 22.2 | 22.3 | 22.4 | 22.5 | 22.7 | 22.8 | 22.9 |
| 30 | 23.0 | 23.2 | 23.3 | 23.4 | 23.5 | 23.7 | 23.8 | 23.9 | 24.0 | 24.2 |
| 31 | 24.3 | 24.4 | 24.5 | 24.7 | 24.8 | 24.9 | 25.0 | 25.2 | 25.3 | 25.4 |
| 32 | 25.5 | 25.7 | 25.8 | 25.9 | 26.0 | 26.2 | 26.3 | 26.4 | 26.5 | 26.7 |
| 33 | 26.8 | 26.9 | 27.0 | 27.2 | 27.3 | 27.4 | 27.5 | 27.7 | 27.8 | 27.9 |
| 34 | 28.0 | 28.2 | 28.3 | 28.4 | 28.5 | 28.7 | 28.8 | 28.9 | 29.0 | 29.1 |
| 35 | 29.3 | 29.4 | 29.5 | 29.6 | 29.8 | 29.9 | 30.0 | 30.1 | 30.3 | 30.4 |
| 36 | 30.5 | 30.6 | 30.8 | 30.9 | 31.0 | 31.1 | 31.3 | 31.4 | 31.5 | 31.6 |
| 37 | 31.8 | 31.9 | 32.0 | 32.1 | 32.3 | 32.4 | 32.5 | 32.6 | 32.8 | 32.9 |
| 38 | 33.0 | 33.1 | 33.3 | 33.4 | 33.5 | 33.6 | 33.8 | 33.9 | 34.0 | 34.1 |
| 39 | 34.3 | 34.4 | 34.5 | 34.6 | 34.8 | 34.9 | 35.0 | 35.1 | 35.3 | 35.4 |
| 40 | 35.5 | 35.6 | 35.7 | 35.9 | 36.0 | 36.1 | 36.2 | 36.4 | 36.5 | 36.6 |
| 41 | 36.7 | 36.9 | 37.0 | 37.1 | 37.2 | 37.4 | 37.5 | 37.6 | 37.7 | 37.9 |
| 42 | 38.0 | 38.1 | 38.2 | 38.4 | 38.5 | 38.6 | 38.7 | 38.9 | 39.0 | 39.1 |
| 43 | 39.2 | 39.4 | 39.5 | 39.6 | 39.7 | 39.9 | 40.0 | 40.1 | 40.2 | 40.4 |

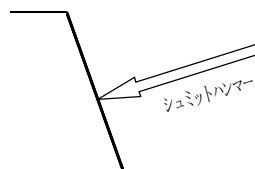
(下向 -90度)

| 反発値 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 20 | 11.8 | 11.9 | 12.0 | 12.1 | 12.3 | 12.4 | 12.5 | 12.6 | 12.7 | 12.9 |
| 21 | 13.0 | 13.1 | 13.2 | 13.4 | 13.5 | 13.6 | 13.7 | 13.9 | 14.0 | 14.1 |
| 22 | 14.2 | 14.3 | 14.5 | 14.6 | 14.7 | 14.8 | 15.0 | 15.1 | 15.2 | 15.3 |
| 23 | 15.4 | 15.6 | 15.7 | 15.8 | 15.9 | 16.1 | 16.2 | 16.3 | 16.4 | 16.5 |
| 24 | 16.7 | 16.8 | 16.9 | 17.0 | 17.2 | 17.3 | 17.4 | 17.5 | 17.7 | 17.8 |
| 25 | 17.9 | 18.0 | 18.1 | 18.3 | 18.4 | 18.5 | 18.6 | 18.8 | 18.9 | 19.0 |
| 26 | 19.1 | 19.2 | 19.4 | 19.5 | 19.6 | 19.7 | 19.9 | 20.0 | 20.1 | 20.2 |
| 27 | 20.3 | 20.5 | 20.6 | 20.7 | 20.8 | 21.0 | 21.1 | 21.2 | 21.3 | 21.5 |
| 28 | 21.6 | 21.7 | 21.8 | 21.9 | 22.1 | 22.2 | 22.3 | 22.4 | 22.6 | 22.7 |
| 29 | 22.8 | 22.9 | 23.0 | 23.2 | 23.3 | 23.4 | 23.5 | 23.7 | 23.8 | 23.9 |
| 30 | 24.0 | 24.1 | 24.3 | 24.4 | 24.5 | 24.6 | 24.8 | 24.9 | 25.0 | 25.1 |
| 31 | 25.3 | 25.4 | 25.5 | 25.6 | 25.7 | 25.9 | 26.0 | 26.1 | 26.2 | 26.4 |
| 32 | 26.5 | 26.6 | 26.7 | 26.8 | 27.0 | 27.1 | 27.2 | 27.3 | 27.5 | 27.6 |
| 33 | 27.7 | 27.8 | 27.9 | 28.1 | 28.2 | 28.3 | 28.4 | 28.6 | 28.7 | 28.8 |
| 34 | 28.9 | 29.1 | 29.2 | 29.3 | 29.4 | 29.5 | 29.7 | 29.8 | 29.9 | 30.0 |
| 35 | 30.2 | 30.3 | 30.4 | 30.5 | 30.6 | 30.8 | 30.9 | 31.0 | 31.1 | 31.3 |
| 36 | 31.4 | 31.5 | 31.6 | 31.7 | 31.9 | 32.0 | 32.1 | 32.2 | 32.4 | 32.5 |
| 37 | 32.6 | 32.7 | 32.9 | 33.0 | 33.1 | 33.2 | 33.3 | 33.5 | 33.6 | 33.7 |
| 38 | 33.8 | 34.0 | 34.1 | 34.2 | 34.3 | 34.4 | 34.6 | 34.7 | 34.8 | 34.9 |
| 39 | 35.1 | 35.2 | 35.3 | 35.4 | 35.5 | 35.7 | 35.8 | 35.9 | 36.0 | 36.2 |
| 40 | 36.3 | 36.4 | 36.5 | 36.7 | 36.8 | 36.9 | 37.0 | 37.1 | 37.3 | 37.4 |
| 41 | 37.5 | 37.6 | 37.8 | 37.9 | 38.0 | 38.1 | 38.2 | 38.4 | 38.5 | 38.6 |
| 42 | 38.7 | 38.9 | 39.0 | 39.1 | 39.2 | 39.3 | 39.5 | 39.6 | 39.7 | 39.8 |
| 43 | 40.0 | 40.1 | 40.2 | 40.3 | 40.5 | 40.6 | 40.7 | 40.8 | 40.9 | 41.1 |

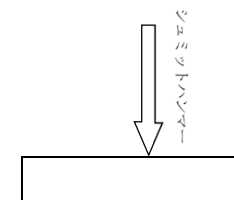
$F=0.0980665 \times (-184+13.0 \times R)$ (水平 0度)



$F=0.0980665 \times (-146+12.7 \times R)$ (下向 -45度)



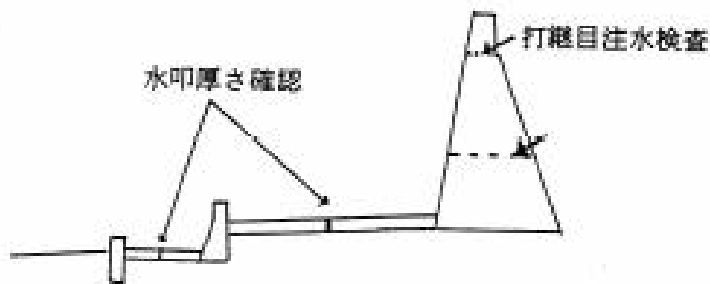
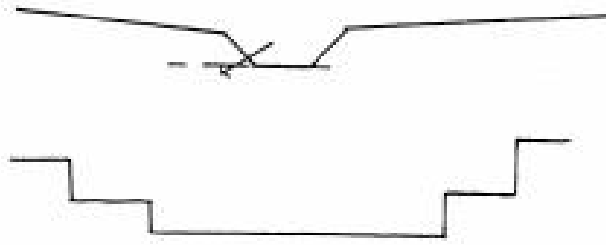
$F=0.0980665 \times (-130+12.5 \times R)$ (下向 -90度)



コンクリート構造物せん孔検査例

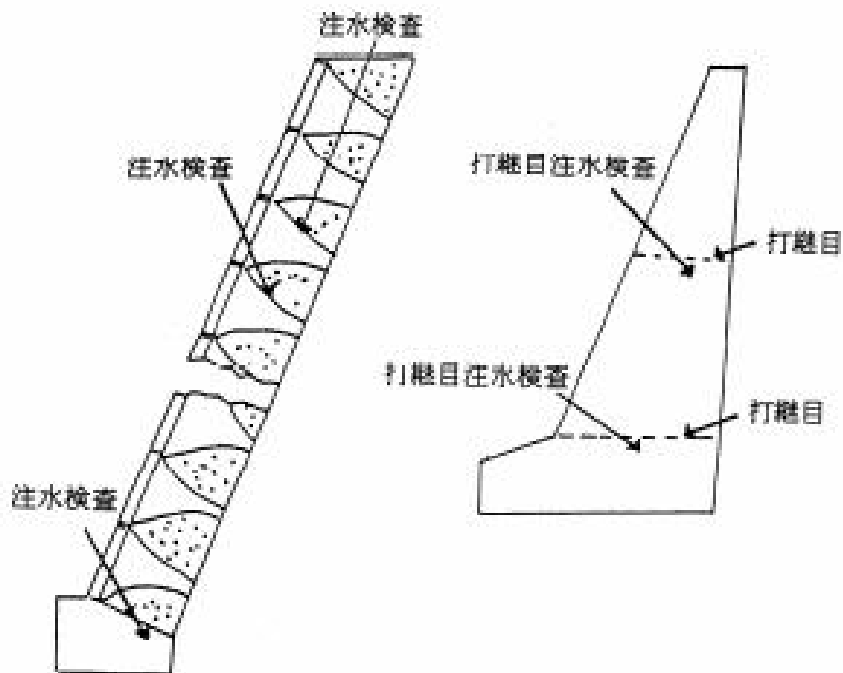
砂防ダム

打継目注水検査



コンクリート積みブロック

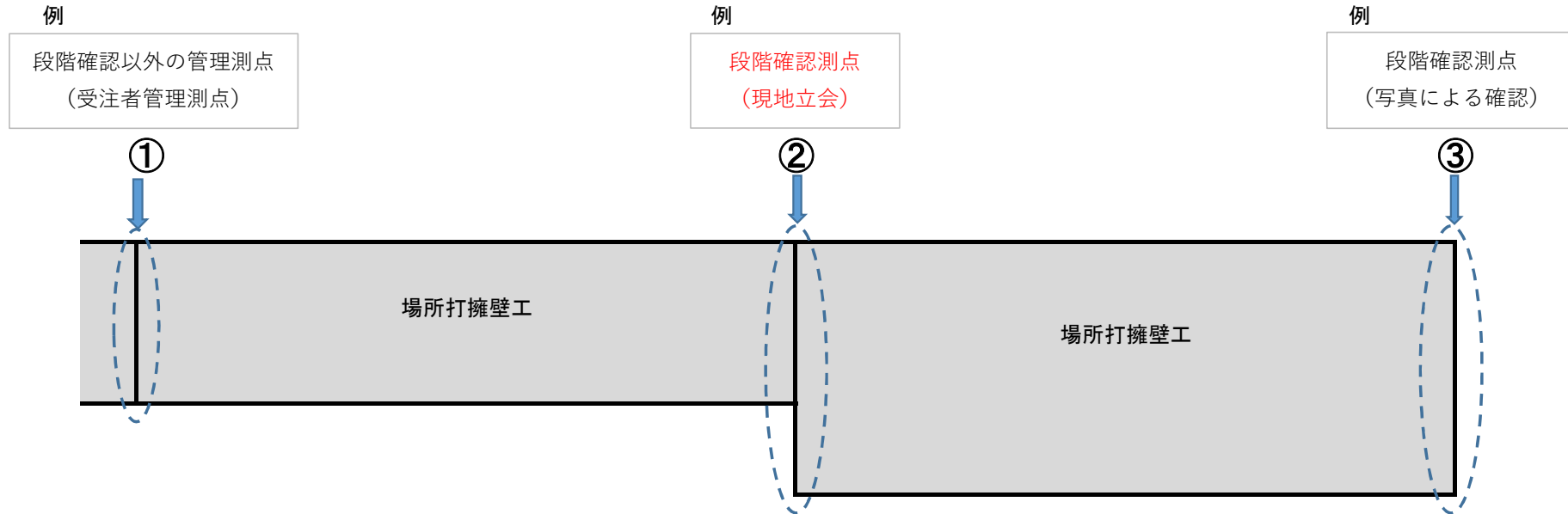
コンクリート擁壁



出来形管理写真撮影における取り扱いについて

R3.4.1 技術管理課

◆段階確認において監督職員または現場技術員が現地立会した場合は、**立会時の写真撮影及び**出来形管理写真撮影は省略する。



| 管理測点 | 出来形管理(寸法) | 段階確認実施表 | 出来形写真撮影 | 摘要 |
|------|-----------|---------|---------|------------------------------|
| ① | ○必要 | — | ○必要 | |
| ② | ○必要 | ○必要 | ×不要 | ※遠隔臨場にも適用する。 ※立会時の写真撮影も省略 |
| ③ | ○必要 | ○必要 | ○必要 | ※段階確認実施表に写真を添付して監督職員に提出。 |

写真での段階確認時の鉄筋組み立て完了写真の撮り方 (出来形管理写真)

<例：橋台>

(全景写真)

背景：A1橋台フーチング鉄筋組み立て全景
(黑板)

| | |
|---|---------------------|
| 工事番号； 工事名； 工種； A1橋台 フーチング 鉄筋組立完了 | (全体と黑板アップの2枚程度撮影する) |
|---|---------------------|

全景

※フーチング、立壁、左ウイング、右ウイング、パラペット等
毎に全景を撮る

※組立状況が分かるようにリボンロット等を当てる。
(幅、延長等にリボンロット等を当てることにより全体像をつかめる程度とし、全景のためリボンロットの数値は判読できなくてもよい。)

(部分写真)

背景：A1橋台フーチングの鉄筋組立てにリボンロット等を当てる
(黑板)

| | |
|---|--|
| 工事番号； 工事名； 工種； A1橋台 フーチング 鉄筋組立完了 F1 D19mm @0.25m N=50本 F2 D22mm @0.125m N=80本 F3 D25mm @0.125m N=75本 F4 D32mm @0.125m N=75本 ... | 自主管理用の写真は配筋図（または図面）を添付し 当てたりボンロット等が全て判読できる必要がある ので規格2本（F1、F2）毎に1枚写真を撮ることが望ましい。 (リボンロット等は10本程度の配筋のピッチ等が分かるように当てる。) |
|---|--|

(加工写真)

背景：加工した鉄筋にリボンロット等を当てる
(黑板)

| | |
|---|---|
| 工事番号； 工事名； 工種； A1橋台 鉄筋加工 F1 D19mm N=50本 F2 D22mm N=80本 F3 D25mm N=75本 ... 寸法、径を表示した 加工図を書く | 自主管理用の写真は配筋図（または図面）を添付し、 当てたりボンロット等が全て判読できる必要がある ので規格2本（F1、F2）毎に1枚写真を撮ることが望ましい。 |
|---|---|

1. 自主管理用の鉄筋組み立て完了写真の撮り方(出来形管理写真)



RC橋脚工
P3橋脚
配筋確認

躯体上面
(部分)



RC橋脚工
P5橋脚
配筋確認

底板側面
(部分)

※この写真は前頁の黒板表記とはリンクしていません。

検査用コア抜取位置決定方法の例

位置決定については、事前に検査員と協議すること。

乱数表の数字の意味

【決定例】

| | |
|----------|-----------------------|
| 施工延長 | 10,000 m |
| 施工面積 (A) | 85,000 m ² |
| 抜取コア数 | 10 個 |
| ブロック長 | 1,000.000 m (端数) |

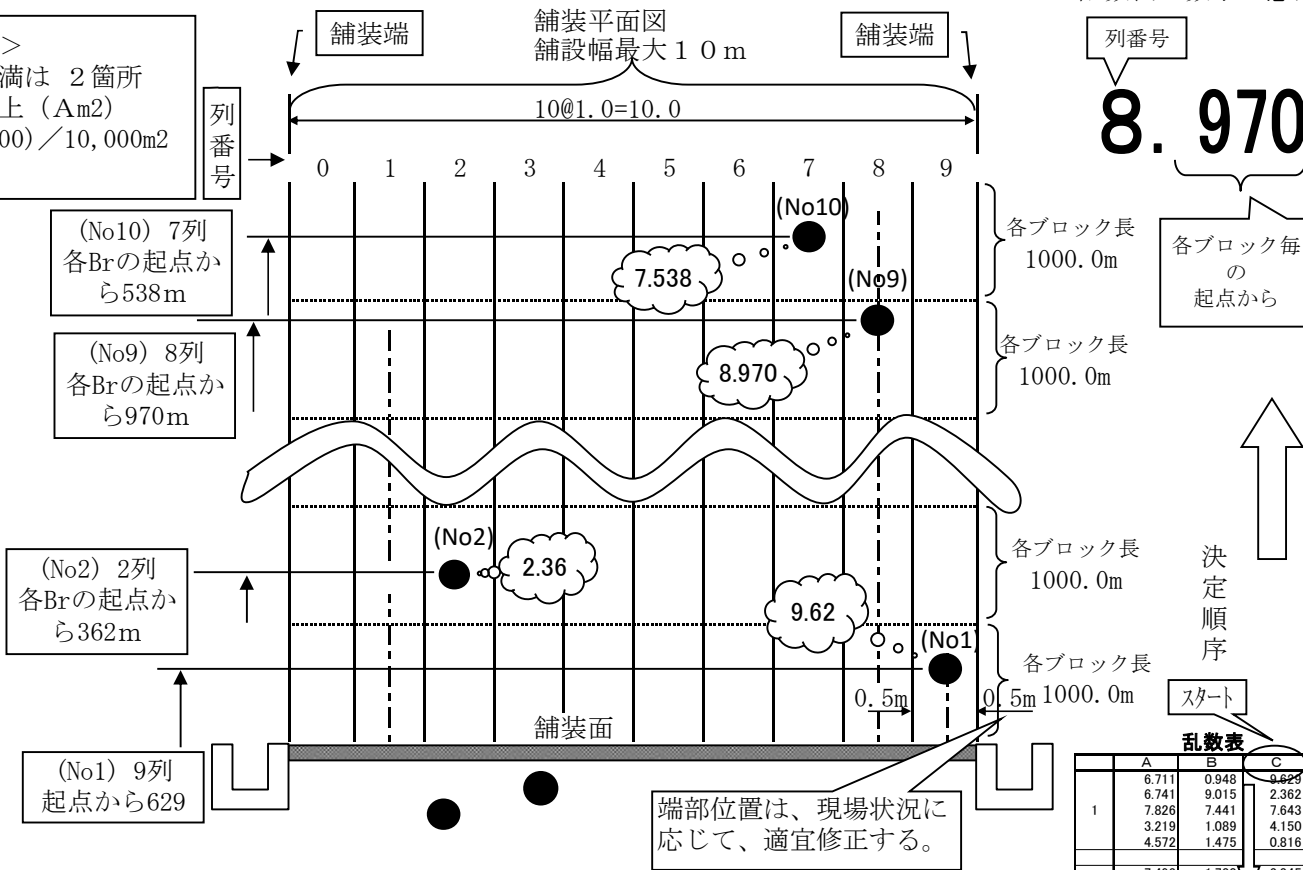
<採取コア数>
 ①10,000m²未満は 2 箇所
 ②10,000m²以上 (Am²)
 (A-10,000) / 10,000m²
 + 2 箇所

| コアNo. | m ~ m | 乱数表 | |
|-------|----------------|-----|------|
| | | 整数 | 小数以下 |
| No.1 | 0 ~ 1000 | 9 | 629 |
| No.2 | 1000 ~ 2,000 | 2 | 362 |
| No.3 | 2,000 ~ 3,000 | 7 | 643 |
| No.4 | 3,000 ~ 4,000 | 4 | 150 |
| No.5 | 4,000 ~ 5,000 | 0 | 816 |
| No.6 | 5,000 ~ 6,000 | 3 | 845 |
| No.7 | 6,000 ~ 7,000 | 7 | 447 |
| No.8 | 7,000 ~ 8,000 | 9 | 649 |
| No.9 | 8,000 ~ 9,000 | 8 | 970 |
| No.10 | 9,000 ~ 10,000 | 7 | 538 |

乱数表 C 列の場合

列番号

各ブロック毎の



列番号

8.970

各ブロック毎の
起点から

決定順序

スタート

乱数表

| | A | B | C |
|---|-------|-------|-------|
| 1 | 6.711 | 0.948 | 0.629 |
| | 6.741 | 9.015 | 2.362 |
| | 7.826 | 7.441 | 7.643 |
| | 3.219 | 1.089 | 4.150 |
| 2 | 4.572 | 1.475 | 0.816 |
| | 7.493 | 1.780 | 3.845 |
| | 5.432 | 8.240 | 7.447 |
| | 3.418 | 4.376 | 9.649 |
| | 0.470 | 6.178 | 8.970 |
| | 3.869 | 8.365 | 7.538 |

【コア抜取位置決定要領】

- ① 道路横断方向の列間隔は1.0mを基本とする。
(舗装幅が6.5m等端数の場合は、列間隔又は端部列幅で調整する。)
- ② 左側から0列～9列(最大)とする。
- ③ 10,000m²未満は2個以上、10,000m²を超えるものは10,000m²毎に1個追加。
- ④ 延長(縦断)方向の採取ブロックは、ブロック長=舗装延長÷抜取コア数で設定する。
- ⑤ ブロック毎に、採取コアの位置を乱数表により決定していく。
- ⑥ 乱数表は、読み取り開始位置から順次乱数を(下右へ)読んでいく。ブロックが変わっても後戻りしない。
- ⑦ 小数点以下3桁が合致しても、整数部(列番号)が該当しない場合は、これをとばして次の乱数を探す。

【乱数表読み取りの例】

C-1からスタートの場合(スタート位置は任意に選択)

- ・最初に選択するコア位置(No.1)は、小数点以下3桁が、距離で整数値が列で乱数を読むと、
9.629
9列↑ ↑ 629m地点
 - ・次に選択するコア位置(No.2)は、小数点以下3桁が、距離で整数値が列で乱数を読むと、
2.362
2列↑ ↑ 362m地点
- 以下同様に繰り返す。

乱数表

| | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 6.711 | 0.948 | 9.629 | 9.459 | 8.441 | 6.838 | 0.413 | 8.691 | 0.219 | 8.528 |
| | 6.741 | 9.015 | 2.362 | 5.449 | 0.206 | 9.325 | 5.549 | 0.696 | 5.231 | 4.059 |
| | 7.826 | 7.441 | 7.643 | 3.532 | 0.759 | 8.692 | 0.645 | 9.525 | 1.094 | 2.044 |
| | 3.219 | 1.089 | 4.150 | 0.906 | 1.628 | 8.751 | 3.888 | 4.313 | 7.746 | 7.753 |
| | 4.572 | 1.475 | 0.816 | 4.899 | 1.764 | 6.280 | 5.820 | 5.727 | 1.694 | 7.262 |
| 2 | 7.493 | 1.780 | 3.845 | 1.717 | 7.311 | 9.943 | 5.238 | 7.821 | 8.203 | 7.827 |
| | 5.432 | 8.240 | 7.447 | 9.468 | 6.171 | 4.887 | 1.745 | 1.507 | 4.324 | 8.216 |
| | 3.418 | 4.376 | 9.649 | 6.855 | 2.220 | 7.808 | 7.428 | 2.529 | 2.979 | 1.833 |
| | 0.470 | 6.178 | 8.970 | 5.236 | 2.604 | 1.370 | 6.050 | 2.472 | 8.457 | 0.049 |
| | 3.869 | 8.365 | 7.538 | 8.558 | 5.123 | 2.291 | 1.354 | 2.425 | 5.820 | 0.283 |
| 3 | 0.589 | 6.675 | 8.083 | 7.571 | 6.462 | 1.755 | 0.330 | 0.386 | 3.496 | 3.593 |
| | 9.711 | 7.869 | 7.979 | 0.698 | 7.335 | 2.906 | 9.156 | 1.223 | 0.604 | 6.967 |
| | 2.304 | 3.439 | 7.034 | 6.230 | 9.100 | 0.966 | 4.203 | 5.548 | 7.818 | 2.402 |
| | 3.288 | 6.568 | 8.000 | 6.649 | 2.270 | 9.018 | 8.822 | 1.049 | 4.651 | 4.612 |
| | 6.733 | 0.869 | 0.912 | 3.293 | 0.622 | 9.771 | 7.847 | 2.129 | 7.029 | 7.360 |
| 4 | 8.187 | 7.779 | 3.986 | 3.590 | 8.417 | 8.319 | 2.121 | 4.916 | 0.571 | 2.160 |
| | 7.753 | 7.579 | 1.652 | 5.736 | 7.620 | 5.946 | 5.005 | 6.507 | 4.706 | 6.427 |
| | 5.789 | 8.998 | 2.610 | 1.644 | 6.889 | 7.133 | 7.848 | 4.489 | 2.704 | 0.974 |
| | 2.567 | 8.771 | 5.046 | 8.498 | 6.241 | 8.551 | 2.907 | 1.235 | 9.777 | 0.181 |
| | 5.051 | 4.514 | 6.158 | 7.912 | 8.821 | 0.902 | 6.091 | 2.080 | 1.867 | 3.615 |
| 5 | 3.088 | 3.988 | 3.727 | 9.823 | 0.056 | 4.667 | 1.488 | 1.819 | 9.778 | 4.720 |
| | 6.049 | 3.906 | 5.920 | 0.444 | 5.240 | 2.322 | 5.196 | 8.422 | 1.497 | 4.808 |
| | 3.645 | 1.952 | 1.042 | 8.386 | 7.887 | 3.000 | 3.904 | 3.038 | 0.692 | 4.151 |
| | 4.571 | 0.861 | 7.133 | 0.087 | 8.221 | 3.563 | 4.607 | 0.356 | 4.894 | 3.604 |
| | 6.963 | 1.203 | 0.791 | 3.405 | 0.127 | 5.194 | 9.001 | 1.022 | 4.150 | 5.056 |
| 6 | 4.182 | 0.687 | 4.922 | 1.634 | 0.313 | 2.002 | 3.113 | 0.392 | 8.649 | 6.969 |
| | 0.985 | 9.232 | 1.206 | 3.450 | 7.304 | 0.876 | 6.195 | 0.484 | 9.309 | 8.405 |
| | 5.771 | 0.535 | 4.759 | 6.538 | 3.841 | 5.791 | 6.196 | 8.763 | 2.445 | 1.772 |
| | 8.206 | 4.767 | 5.322 | 3.649 | 6.886 | 8.704 | 1.880 | 6.696 | 5.753 | 8.883 |
| | 1.795 | 3.006 | 5.499 | 3.389 | 2.784 | 6.547 | 7.811 | 0.186 | 6.105 | 0.528 |
| 7 | 7.055 | 9.892 | 1.944 | 8.586 | 6.573 | 6.973 | 7.541 | 7.851 | 0.557 | 3.633 |
| | 9.793 | 3.087 | 8.449 | 2.829 | 7.784 | 3.109 | 3.559 | 4.139 | 7.146 | 5.357 |
| | 3.155 | 4.969 | 1.712 | 2.220 | 4.150 | 4.563 | 5.213 | 4.620 | 7.072 | 3.057 |
| | 3.092 | 8.082 | 3.716 | 0.146 | 8.122 | 4.880 | 5.577 | 9.911 | 3.014 | 6.529 |
| | 9.805 | 4.950 | 0.494 | 7.134 | 1.249 | 8.582 | 8.267 | 1.738 | 2.286 | 1.593 |
| 8 | 0.086 | 2.806 | 3.903 | 2.904 | 8.441 | 2.084 | 0.197 | 5.350 | 9.012 | 9.467 |
| | 7.476 | 8.409 | 6.833 | 7.325 | 9.771 | 6.534 | 7.255 | 6.250 | 5.509 | 0.193 |
| | 6.384 | 3.696 | 8.028 | 3.619 | 2.650 | 7.255 | 8.054 | 5.568 | 5.894 | 9.650 |
| | 4.812 | 3.900 | 8.805 | 8.629 | 3.796 | 1.885 | 0.795 | 3.706 | 7.896 | 3.289 |
| | 2.060 | 4.230 | 9.571 | 7.703 | 1.488 | 8.115 | 9.168 | 3.807 | 4.547 | 3.775 |
| 9 | 1.321 | 9.610 | 4.346 | 0.095 | 6.209 | 4.543 | 8.740 | 0.800 | 1.235 | 3.506 |
| | 1.284 | 5.472 | 3.575 | 8.847 | 7.520 | 2.127 | 7.348 | 3.369 | 1.013 | 7.736 |
| | 5.738 | 7.605 | 1.235 | 2.961 | 1.048 | 0.265 | 2.540 | 6.154 | 1.354 | 5.937 |
| | 2.518 | 7.582 | 1.189 | 1.390 | 5.366 | 5.626 | 3.889 | 0.479 | 7.622 | 8.253 |
| | 1.088 | 9.470 | 7.654 | 4.507 | 7.124 | 5.348 | 1.001 | 5.199 | 9.352 | 1.268 |
| 10 | 7.844 | 4.986 | 2.982 | 1.244 | 1.154 | 3.254 | 6.828 | 5.227 | 7.544 | 2.250 |
| | 9.933 | 5.775 | 8.616 | 9.053 | 4.048 | 1.512 | 0.110 | 7.958 | 7.353 | 3.590 |
| | 3.851 | 6.406 | 5.330 | 5.006 | 8.455 | 9.170 | 4.846 | 5.237 | 4.683 | 5.878 |
| | 4.596 | 1.096 | 2.402 | 1.729 | 3.114 | 1.086 | 3.720 | 9.279 | 7.232 | 8.457 |
| | 7.540 | 4.225 | 6.684 | 2.205 | 6.193 | 5.661 | 6.202 | 5.531 | 5.620 | 9.907 |

乱数表

| | K | L | M | N | O | P | Q | R | S | T |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 4.434 | 5.025 | 6.498 | 7.700 | 4.382 | 5.681 | 9.295 | 3.682 | 7.001 | 3.971 |
| | 3.720 | 3.293 | 0.952 | 6.841 | 0.706 | 5.767 | 9.247 | 7.343 | 2.700 | 1.046 |
| | 5.995 | 9.391 | 0.141 | 5.086 | 5.584 | 9.850 | 5.163 | 4.543 | 1.237 | 1.727 |
| | 9.404 | 5.259 | 1.173 | 7.276 | 5.697 | 8.558 | 2.528 | 0.594 | 5.322 | 4.067 |
| | 6.351 | 3.398 | 8.547 | 1.783 | 0.664 | 8.817 | 8.847 | 1.225 | 6.003 | 4.265 |
| 2 | 2.634 | 3.120 | 2.964 | 0.910 | 4.342 | 0.709 | 0.163 | 7.014 | 4.384 | 3.340 |
| | 0.992 | 6.310 | 3.391 | 0.201 | 8.343 | 8.055 | 7.041 | 4.735 | 5.544 | 6.459 |
| | 2.802 | 4.296 | 8.130 | 9.136 | 6.833 | 8.215 | 6.434 | 2.204 | 5.340 | 6.062 |
| | 7.971 | 6.694 | 0.340 | 2.694 | 5.589 | 6.864 | 7.189 | 2.959 | 4.059 | 2.091 |
| | 6.895 | 1.366 | 6.168 | 1.312 | 7.795 | 6.757 | 5.234 | 3.489 | 3.891 | 8.462 |
| 3 | 5.817 | 8.037 | 2.022 | 3.970 | 1.339 | 4.097 | 2.462 | 1.367 | 1.502 | 0.277 |
| | 3.740 | 5.569 | 7.064 | 4.189 | 5.525 | 9.231 | 7.649 | 6.885 | 6.614 | 0.995 |
| | 2.844 | 4.878 | 8.931 | 7.329 | 5.070 | 3.728 | 7.990 | 6.846 | 1.878 | 3.339 |
| | 7.387 | 0.723 | 7.929 | 9.198 | 0.080 | 9.217 | 0.130 | 2.668 | 0.083 | 0.467 |
| | 0.131 | 7.604 | 7.141 | 3.001 | 5.914 | 4.552 | 0.525 | 0.075 | 2.559 | 2.586 |
| 4 | 0.237 | 9.445 | 8.196 | 9.149 | 4.780 | 8.531 | 2.748 | 3.081 | 6.966 | 4.536 |
| | 7.189 | 0.937 | 9.827 | 7.178 | 4.392 | 9.024 | 6.878 | 0.016 | 6.843 | 8.096 |
| | 3.069 | 5.911 | 6.626 | 8.913 | 0.608 | 7.814 | 9.052 | 8.418 | 9.498 | 4.575 |
| | 5.121 | 7.840 | 4.865 | 6.209 | 6.558 | 7.592 | 8.715 | 2.537 | 6.955 | 3.569 |
| | 2.120 | 9.673 | 0.773 | 1.046 | 6.114 | 5.669 | 8.016 | 6.262 | 9.431 | 7.607 |
| 5 | 0.247 | 2.460 | 7.097 | 4.196 | 6.160 | 3.067 | 3.789 | 4.003 | 0.094 | 7.095 |
| | 9.525 | 3.542 | 6.442 | 4.125 | 3.474 | 6.036 | 8.024 | 3.539 | 3.800 | 2.286 |
| | 9.885 | 0.142 | 7.294 | 8.174 | 1.166 | 5.601 | 1.997 | 4.918 | 0.104 | 9.188 |
| | 0.225 | 4.636 | 8.582 | 5.523 | 4.962 | 7.369 | 6.658 | 4.758 | 3.076 | 0.215 |
| | 6.925 | 2.929 | 9.193 | 3.165 | 4.392 | 5.807 | 2.564 | 1.154 | 6.569 | 5.516 |
| 6 | 4.351 | 0.171 | 7.466 | 6.132 | 2.008 | 3.755 | 4.316 | 4.101 | 7.111 | 4.488 |
| | 2.930 | 0.554 | 2.950 | 5.487 | 3.545 | 6.969 | 9.467 | 8.966 | 2.538 | 1.336 |
| | 8.811 | 5.497 | 3.376 | 5.386 | 0.411 | 8.927 | 0.943 | 2.968 | 9.611 | 3.544 |
| | 9.231 | 6.887 | 0.891 | 2.081 | 0.267 | 6.797 | 2.065 | 3.316 | 0.938 | 2.776 |
| | 5.220 | 3.747 | 9.698 | 5.349 | 2.316 | 6.088 | 4.267 | 4.652 | 8.029 | 6.341 |
| 7 | 6.368 | 8.112 | 6.575 | 7.749 | 0.177 | 9.585 | 2.574 | 8.219 | 6.858 | 7.783 |
| | 0.981 | 1.475 | 1.096 | 9.915 | 7.003 | 2.787 | 5.498 | 8.282 | 8.697 | 4.237 |
| | 3.207 | 6.574 | 5.846 | 2.014 | 1.166 | 2.350 | 9.403 | 5.760 | 1.486 | 9.668 |
| | 0.463 | 4.898 | 6.652 | 2.159 | 0.561 | 0.822 | 1.019 | 9.717 | 3.751 | 3.954 |
| | 9.067 | 5.222 | 5.208 | 5.160 | 0.106 | 7.801 | 8.038 | 3.061 | 7.532 | 6.660 |
| 8 | 8.970 | 6.973 | 6.628 | 7.441 | 5.589 | 3.334 | 3.454 | 0.782 | 7.103 | 6.276 |
| | 4.625 | 3.228 | 3.805 | 5.046 | 6.977 | 5.852 | 3.369 | 3.558 | 0.167 | 1.223 |
| | 1.443 | 0.184 | 4.735 | 3.259 | 9.029 | 5.926 | 8.523 | 1.025 | 6.415 | 0.015 |
| | 6.505 | 3.162 | 4.057 | 4.022 | 4.463 | 4.669 | 2.778 | 1.109 | 9.221 | 7.441 |
| | 6.297 | 7.257 | 0.493 | 3.435 | 9.307 | 6.571 | 7.159 | 5.895 | 8.546 | 3.244 |
| 9 | 0.033 | 2.681 | 2.644 | 2.062 | 6.676 | 7.819 | 5.972 | 8.331 | 1.116 | 3.563 |
| | 4.911 | 5.958 | 0.278 | 3.749 | 6.894 | 3.454 | 7.170 | 4.367 | 0.289 | 7.681 |
| | 9.952 | 6.619 | 2.677 | 1.844 | 6.573 | 6.453 | 8.234 | 4.124 | 9.105 | 6.987 |
| | 6.841 | 2.752 | 0.882 | 2.580 | 1.955 | 5.568 | 6.225 | 2.528 | 9.740 | 1.613 |
| | 2.765 | 1.374 | 1.988 | 9.902 | 2.356 | 1.724 | 3.927 | 7.101 | 2.732 | 9.120 |
| 10 | 6.373 | 8.802 | 4.578 | 5.138 | 0.690 | 1.495 | 2.965 | 0.753 | 0.689 | 2.892 |
| | 4.618 | 8.317 | 2.416 | 1.529 | 7.310 | 4.254 | 4.708 | 7.678 | 3.238 | 7.394 |
| | 4.831 | 9.247 | 6.753 | 5.423 | 9.883 | 6.126 | 2.952 | 4.120 | 0.531 | 6.370 |
| | 2.290 | 2.475 | 7.539 | 7.050 | 8.822 | 6.191 | 7.334 | 6.615 | 9.859 | 2.312 |
| | 5.778 | 7.846 | 2.382 | 1.650 | 0.813 | 6.700 | 9.082 | 0.604 | 9.231 | 9.591 |

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

1. 平成14年5月30日から対象建設工事には分別解体等及び再資源化等が義務付けられました

建設リサイクル法の対象となる建設工事には特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等を行うことが義務付けられます。

建設リサイクル法の対象となる建設工事は、次に示す特定建設資材をいずれか1品目以上使用した建築物等を解体する工事、又は特定建設資材をいずれか1品目以上使用する建築物等の新築工事等で、下表に示す規模の基準以上の建設工事です。

●特定建設資材

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

●対象建設工事の規模の基準

| 工 事 の 種 類 | 規 模 の 基 準 |
|-----------------------|--------------|
| 建築物の解体工事 | 床面積の合計 80㎡ |
| 建築物の新築・増築工事 | 床面積の合計 500㎡ |
| 建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等） | 請負代金の額 1億円 |
| 建築物以外の工作物の工事（土木工事等） | 請負代金の額 500万円 |

●特定建設資材廃棄物とは

特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの

- ①コンクリート塊 ②建設発生木材 ③アスファルト・コンクリート塊

2. 対象建設工事の発注者や請負者は次のことを行う必要があります

- 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や、請負者による分別解体等及び再資源化等の実施、発注者への再資源化完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられます。
- 受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続が整備されました。

※工事発注者にも対象建設工事の届出が義務付けられており、違反すれば罰則が科せられます。届出は工事着手の7日前までに、対象建設工事の施工場所を管轄する高知県の各土木事務所に（高知市内で施工する場合は、高知市役所に）届出書を提出することとなります。

19高建管第1133号
平成20年3月24日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

建設管理課長

公共工事に伴う発生土の取扱いについて（通知）

公共工事に伴う発生土には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）で「汚泥」として取り扱われる建設汚泥があり、しゅんせつ工事や通常の掘削工法で発生する土砂とそれぞれ区別して取り扱う必要があります。

このたび、文化環境部廃棄物処理推進課と協議した結果、発生土の分別、限りある資源の有効な利用（自ら利用・個別指定制度の活用）、生活環境の保全及び公共工事の円滑な実施を図ることを目的として、発生土を下記の事項で取扱うこととします。

なお、この取扱いは高知市以外で施工する工事に適用し、高知市内で施工する工事は適用外となるので注意してください。高知市内で施工する工事についても、高知市環境部廃棄物対策課と協議中ですので、協議が整いましたら別途通知します。

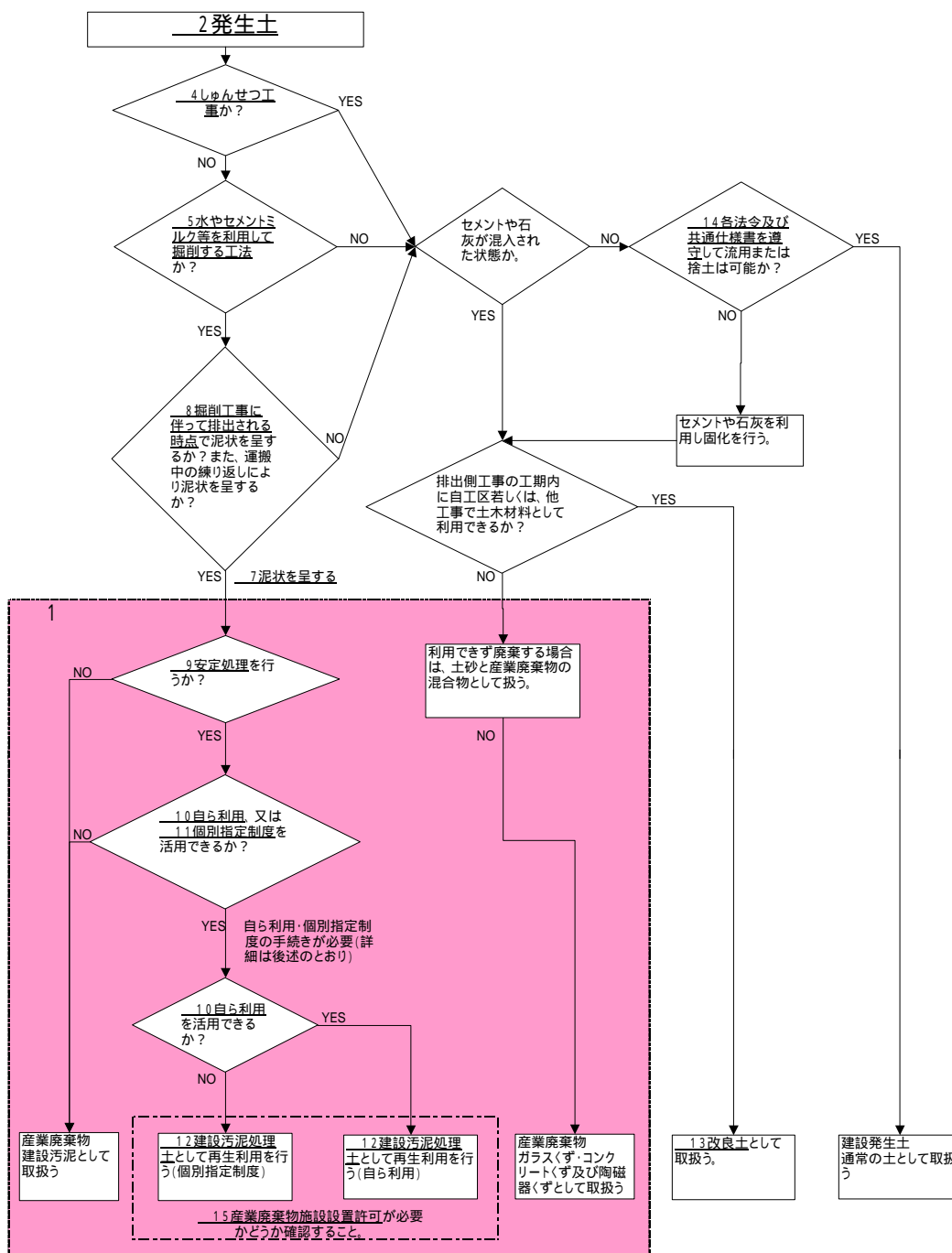
記

1 適用

本通知は、下記文書に基づいて発出するもので、適用の詳細については各々の通知によること。

- (1) 昭和46年10月16日付け環整第43号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」
- (2) 平成13年6月1日付け環廃産第276号「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」
- (3) 平成17年7月25日付け環廃産発第050725002号「建設汚泥処理物の廃棄物妥当性の判断指針について」
- (4) 平成18年7月4日付け環廃産発第060704001号「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」
- (5) 平成19年1月24日付け18高建管第739号「発生土利用基準について」
- (6) 平成19年1月24日付け18高建管第740号「建設汚泥処理土利用技術基準について」
- (7) 平成19年3月26日付け18高建管第883号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」

2 発生土の取扱いフロー



1 の範囲・・・

廃棄物処理法の適用範囲となるため、産業廃棄物管理表（マニフェスト）による管理若しくは、自ら利用、個別指定制度を活用する場合に求める各資料による管理を行うこと。また、建設廃棄物を現場内で一時的に保管する場合は、廃棄物処理法に定める保管基準に従い廃棄物の種類ごとに保管（平成13年6月1日付け環産第276号「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」6.2 作業所（現場）内保管を参照）すること。

2 発生土・・・

図1 公共工事における発生土であり、3 生活環境の保全上支障のないものと判断したもの。

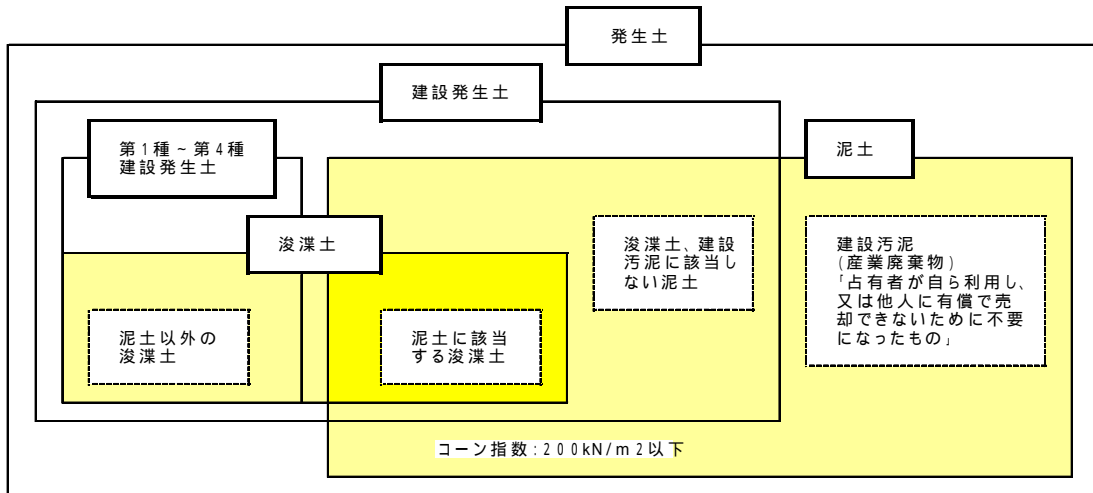


図1 公共工事における発生土

3 生活環境の保全上支障のないもの・・・

環境基本法に基づく土壌環境基準および土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合するもの。

4 しゅんせつ工事・・・

環整第43号「ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの」にて判断する（側溝堆積土除去等を含む）。

5 水やセメントミルク等を利用して掘削する工法・・・

後述の代表的掘削工法にて例示する、泥水循環工法（泥水シールド・リバースサーキュレーション工法等）、泥水非循環工法（泥土圧シールド工法・アースドリル工法・プレボーリング工法・中掘工法等）、6 柱列式連続壁工法（ソイルセメント壁工法等）その他これらに準じる工法（NATM工法、深層混合処理工法等）が該当工法であり、その他の工法で掘削し地盤条件（地下水位、湧水など）や自然条件（降雨など）によって泥状の掘削物が発生する場合は該当しない。

6 柱列式連続壁工法・・・

セメントミルクを注入する工法であり、一体の施工システムより排出されたものが、不要なもので7 泥状を呈するものであれば建設汚泥であり、泥状を呈しないものであればガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの判断を行う。

7 泥状を呈する・・・

標準仕様ダンプトラックに山積みができない状態である。その確認する手法として、人がその上を歩けるか、歩けないかで判断しており、機器を用いて計測した場合は、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下を示す場合である。

8 掘削工事に伴って排出される時点・・・

発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシス

テムから排出される時点とする。(例えば、NATM工法では、水処理施設から汚泥脱水施設へ排出した時点とする)

9 安定処理・・・

8 掘削工事に伴って排出される時点でセメントや石灰、良質土混合処理等による安定処理等を行いその性状を改良し、泥状を呈しない状態にすること。

10 自ら利用・・・

- ・排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者が施工する複数の工事間において、再度、建設資材として確実に再生利用することであり、3 生活環境の保全上支障のないものであること。
- ・12 建設汚泥処理土の利用にあたっては、設計図書や仕様書などに示した数量、品質等に適合したものであり、かつ構造的に安定された工事であること。
- ・平成19年3月29日付18高建管第883号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」を確認し、同通知文書「別紙 2 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)及び「別紙 3 再生利用に関する実施要領」に則って運用すること。
- ・発注者は利用側工事の発注者と協議・調整を行い、様式1「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」を作成すること。
- ・排出側工事の元請業者に「ガイドライン」の様式2「建設汚泥再生利用計画書」及び様式3「建設汚泥リサイクル伝票」を作成させ提示をうけること。
- ・排出事業者の元請負業者に「ガイドライン」の様式4「建設汚泥再資源化等実施書」を作成させ提出すること。また、中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書の写しを併せて提出すること。
- ・発注者は様式1、様式4及び中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書の写し保管し、排出側工事の元請負業者は様式2、様式3及び中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書を保管すること。また、適正処理を確認する観点から環境部局からの求めがあれば提示すること。
- ・以上のことを行っていない場合は、**当初から不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は廃棄物であったものと判断される。(廃棄物処理法違反)**

11 個別指定制度・・・

廃棄物の再生利用指定制度の個別指定制度(廃棄物処理法施行規則第9条第2号、第10条の3第2号)を活用する場合は、再生活用業者(排出事業者、利用者、廃棄物処理業者のいずれか)が申請書を作成し、環境部局に許可を受けること。ただし、申請から許可までに一定の審査期間が必要であるため、工事発注前の段階から事前に環境部局に対して協議を行うこと。運用にあたっては10 自ら利用に記述している「別紙 2 ガイドライン」、「別紙 3 再生利用に関する実施要領」に則って行い、環境部が申請者に対して求めがあれば、発注者は資料の写しを提出すること。

12 建設汚泥処理土・・・

平成19年1月24日付18高建管第740号「建設汚泥処理土利用技術基準について」参照

13 改良土・・・

平成19年1月24日付18高建管第739号「発生土利用基準について」参照

1.4 各法令及び共通仕様書を遵守・・・

共通仕様書の「1-1-40 諸法令の遵守」に記載している諸法令はもとより、同仕様書内の「1-1-36 環境対策」や「1-1-38 交通安全管理」を確認し、設計図書等の仕様を遵守すること。

共通仕様書抜粋

1-1-36 環境対策

1. 請負者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

1-1-38 交通安全管理

1. 請負者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、或いは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

1.5 産業廃棄物施設設置許可・・・

建設汚泥を建設汚泥処理土として再生利用する場合で、下記に該当する中間処理施設を設置する場合は、都道府県知事等の許可が必要となる。

建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（環廃産第276号）抜粋

8.2 中間処理施設

汚泥の脱水施設 処理能力10m³/日を超えるもの

汚泥の乾燥施設 処理能力10m³/日を超えるもの（天日乾燥にあつては100m³/日を超えるもの）

3 発生形態での判断および掘削工法の種類

(1) しゅんせつを目的とする掘削工事

廃棄物処理法では工法を問わず「港湾、河川等のしゅんせつに伴って発生する土砂、その他これに類するもの」を同法の規定する廃棄物の対象としていない。従って、河川等のしゅんせつや道路側溝の清掃等により生じる土砂は不要なものであっても廃棄物ではなく、土砂の扱いとする。なお、ヘドロについては土砂の扱いであっても環境対策に十分注意した処理を行うこと。

(2) 水やセメントミルク等を利用して掘削する工事（廃棄物処理法で「地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事」とするもの）

水を利用し掘削を行う工法は、「人為的」に泥状物質を発生させる工法であるため、土砂か建設汚泥かの判断を行う。また、セメントミルクを注入する工法で発生するものは、可能な限り改良土若しくは建設汚泥処理土として再生利用を行うこと。また、やむをえず廃棄するものは全て産業廃棄物として取扱い、建設汚泥

またはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして処分する。

ア 掘削工法の種類

(ア) 泥水循環工法 (泥水シールド、リバースサーキュレーション、連続地中壁 (循環式))

(イ) 泥水非循環工法 (泥土圧シールド (推進) 工法、連続地中壁工法 (バケット式アースドリル工法、プレボーリング工法、中掘工法)

(ウ) 柱列式連続壁工法 (ソイルセメント壁工法)

(エ) その他これに準じる工法

NATM工法、深層混合処理工法等

(3) その他の工事で行われる掘削工事

水を利用しない一般的な掘削工法で発生した泥土は産業廃棄物に該当しない土砂として扱う。ただし、セメントや石灰が混入された状態であったり、これらを使用して固化処理を行った場合は、可能な限り改良土として再生利用を行うこと。

また、やむをえず廃棄するものは全て土砂と産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) の混合物として扱う。

ア 掘削工法の種類

(ア) 一般的な掘削工法の例示

a 人力による掘削

b バックホウによる掘削工法

c ブルドーザによる掘削工法

d リッパーによる掘削工法

e クラムシェルによる掘削工法

f グラブ船による掘削工法

g ポンプ船による掘削工法

h ケーソン工法

i オールケーシング工法

j その他、水を利用しない掘削工法

産業廃棄物管理票(マニフェスト)確認時の留意事項

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(E)

交付年月日 平成00年 5月10日 交付番号 03158834136 交付担当者 所属 XX工事作業所長 氏名 高知太郎 整理番号 事前協議 番号/年月日等

排出事業者 事業場 住所 〒780-0000 高知市丸の内0丁目0-0 氏名又は名称 丸の内建設(株) 電話番号 089-800-0000 事業場(作業所) 所在地 〒780-0000 高知市布師町0-0 名称 丸の内建設(株)XX工事作業所 電話番号 089-000-0000

| 産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³) | | 数量 | | 管理型品目 | | 数量 | | 特別管理産物 | | 数量 | | 形状 | 荷姿 |
|---------------------------------------|----|---------------|----|---------------|----|--------|----------|---------|----|--------|----|-------|--------|
| 安定型品目 | 数量 | 安定型品目 | 数量 | 管理型品目 | 数量 | 管理型品目 | 数量 | 特別管理産物 | 数量 | 特別管理産物 | 数量 | | |
| 01 コンクリートがら | | 07 混合 (安定型のみ) | | 11 建設汚泥 | | 12 紙くず | | 21 塵石綿等 | | | | 0 形状 | 0 バラ |
| 02 アスコンがら | | | | 13 紙くず | | | | | | | | 2 泥 状 | 2 コンテナ |
| 03 その他がれき類 | | | | 14 繊維くず | 5 | | | | | | | 3 液 状 | 3 ドラム缶 |
| 04 ガラス・陶磁器くず | | | | 15 廃石膏ボード | | | | | | | | | 4 袋 |
| 05 廃プラスチック類 | | | | 16 混合 (管理型含む) | | | 総重量又は総容量 | | 5 | | | | |

中間処理 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 産業廃棄物 及び管理票の交付番号(登録番号) 1 譲渡記載のとおり 2 当欄記載のとおり

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称 1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり

運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒780-0000 高知市荻野0-0 氏名又は名称 OO運送(株) 電話番号 089-000-0000 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 高知 11-2-5678 XXX (トクダ) 2. 無

運搬受託者(収集運搬業者)(2) 住所 〒780-0000 高知市高須0-0 氏名又は名称 △△産業(株) 電話番号 089-000-0000 積替え又は保管

運搬受託者(処分業者) 住所 〒780-0000 高知市高須0-0 氏名又は名称 △△産業(株) 電話番号 089-000-0000 積替え又は保管

運搬担当者(1) 氏名(サイン又は押印) OO運送(株) 土佐次郎 00年 5月10日 運出日

運搬担当者(2) 氏名(サイン又は押印) △△産業(株) 土木三郎 00年 5月10日 運出日

処分担当者(処分) 氏名(サイン又は押印) △△産業(株) 建設四郎 00年 5月30日 処分日

最終処分終了日(埋立処分、再生等) 00年 5月30日 確認者(サイン又は押印) △△産業(株) 建設四郎

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の最終処分地を記入) 高知市介良0-0 △△産業(株) 処分場

発行元: 建設九団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター 部分記入不要の項目です

必ず車両番号、車種を記載すること

必ず担当者名まで記載すること

中間処理業者が、最終処分(再生含む)をする場合、搬出先と同じになる

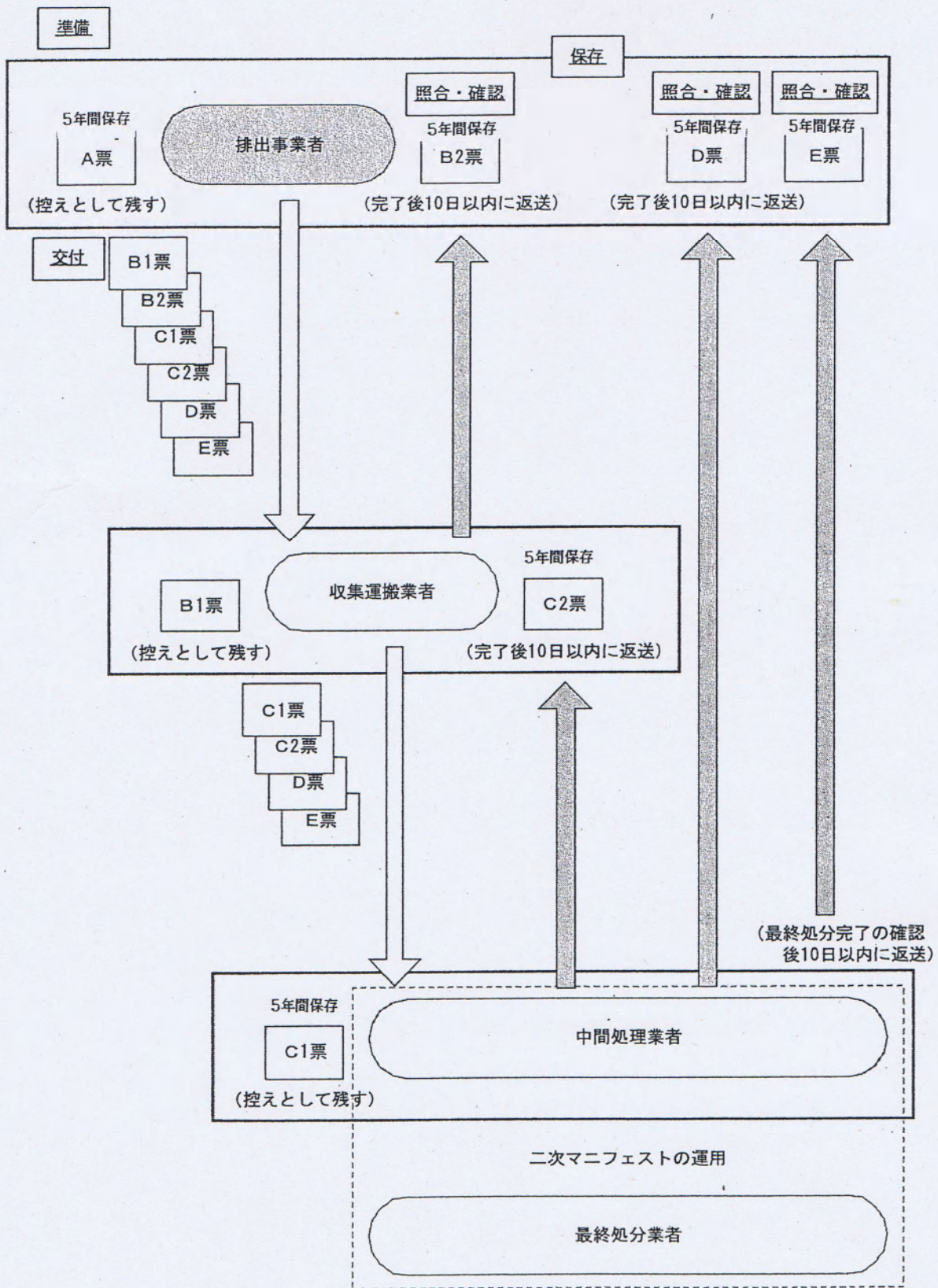


図 マニフェストの流れ

産業廃棄物管理票に関する報告書について

産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、別紙様式により報告書を作成し、当該事業場を管轄する都道府県知事（高知市内に事業場を有する事業者は、高知市長）に提出しなければなりません。

1 記載上留意すること。

(1) 業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。

(2) 産業廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、同法施行令第2条及び第2条の4の区分に準拠します。

なお、電気製品が廃棄物になったものなど、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合であっても、混合廃棄物として取扱うことも可能です（別添1に準拠します。）。

(3) 排出量

単位は「トン（t）」を用いて記載します。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を基本としますが、それが困難な場合には、廃棄物の種類ごとの立法メートルとトンの換算例を別添2のとおり整理していますので、これを参考に記入してください。

(4) 石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項において石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにする必要があります。

(5) 水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの）

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に水銀使用製品廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項において水銀使用製品廃棄物に係るものを明らかにする必要があります。

※管理票の代わりに、電子マニフェストを利用した登録、報告を実施している場合であっても、この報告書の提出義務はありません。

その他ご不明な点は、高知県環境対策課、高知市廃棄物対策課にお問い合わせください。

(別添1)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数 (参考値)

| 産業廃棄物の種類 | | 換算係数 |
|----------|---|-------|
| 1 | 燃え殻 | 1. 14 |
| 2 | 汚泥 | 1. 10 |
| 3 | 廃油 | 0. 90 |
| 4 | 廃酸 | 1. 25 |
| 5 | 廃アルカリ | 1. 13 |
| 6 | 廃プラスチック類 | 0. 35 |
| 7 | 紙くず | 0. 30 |
| 8 | 木くず | 0. 55 |
| 9 | 繊維くず | 0. 12 |
| 10 | 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 | 1. 00 |
| 11 | とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 | 1. 00 |
| 12 | ゴムくず | 0. 52 |
| 13 | 金属くず | 1. 13 |
| 14 | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず | 1. 00 |
| 15 | 鋳さい | 1. 93 |
| 16 | がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物） | 1. 48 |
| 17 | 動物のふん尿 | 1. 00 |
| 18 | 動物の死体 | 1. 00 |
| 19 | ばいじん | 1. 26 |
| 20 | 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの | 1. 00 |
| 21 | 建設混合廃棄物 | 0. 26 |
| 22 | 廃電気機械器具 | 1. 00 |
| 23 | 感染性産業廃棄物 | 0. 30 |
| 24 | 廃石綿等 | 0. 30 |

【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意してください。

【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠してください。

【注4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度分)

集計した年度を記載してください。

令和 年 月 日

高知県知事 殿

実際に排出した事業場(支店名、営業所名、工場名等)の名称を記載してください。工事現場から直接、処分会社に運搬した際は工事名(工事が複数の際は代表的な工事名、例:〇〇線道路改良工事他)を記載してください。

実際に排出した事業所の住所(工場、営業所の住所等)を記載してください。工事現場から直接処分場に運搬したときは、廃棄物を積み込んだ場所を記載してください。また、複数の工事現場を一つにまとめるときは、「〇〇市△△町×× 他」というように記載してください。郵便番号の記載をお願いします。

報告者
住所 〒
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

不明な点を問い合わせることがありますので、問い合わせができる電話番号を記載してください。部署が複数に分かれている事業所においては、担当課名や担当者名を併せて記載してください。

日本産業分類で分類されている業種(中分類もしくは小分類)を記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第2条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | | 業種 | | | | | | | |
|-----------|--|--|----------|---|--------------|---|------------|--------------|---|
| 事業場の所在地 〒 | | 電話番号 | | | | | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | 「がれき類、ガラスくず、木くず等」法で定められている種類を記載してください。 | 単位は「トン」です。リットル等で記載されている場合は、換算係数を参考にして、トン換算してください。(リットルの際は換算係数をかけて千で割ってください。) | | 運搬を開始した場所の許可番号です。自社で運搬した場合は「自己運搬」と記載してください。 | | 運搬を委託した業者が最後に運び込む場所の住所です。(1社に処分場までの運搬を委託したときは、処分場の住所になります。) | | | 運搬先の住所と同じであれば記載する必要はありません。(1社に処分場までの運搬を委託したときは、「運搬先の住所」と同じになりますので記載する必要はありません。) |
| 2 | 原則として、一つの manifests で一種類の廃棄物しか使用できません。 | | | | | | | | |
| 3 | 廃パソコンや蛍光管のように複数の種類が一体不可分のものは「廃プラ、金属くず(廃パソコン)」というように記載してください。 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |

- 備考
- 1 年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 2 政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 3 領及び委託先ごとに記入すること。
 - 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

会社、営業所、工場等から排出時の記載例

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度分)

令和 年 月 日

高知県知事 殿

報告者
 住所 〒783-xxxx
 南国市△△町◇◇番地
 氏名 株式会社 ○○○
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 088-000-xxxx△△
 担当:○○課 xx

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | | 株式会社 ○○○ | | | | 業種 | 家具小売業 | | |
|---------|---------------------------|----------------------|----------|----------------------------|--------------|----------|----------------------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | | 〒783-xxxx 南国市△△町◇◇番地 | | 電話番号 088-000-xxxx△△ | | | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | 金属くず | 0.02 | 3 | 03900xxxxxx | (有)○○ | 吾川郡いの町xx | 03920xxxxxx | ◎◎(株) | |
| 2 | ガラスくず、廃プラスチック、金属くず(廃パソコン) | 0.005 | 5 | 03910xxxxxx | (株)xx | 高知市△△ | 09220xxxxxx | ◇◇(株) | |
| 3 | 廃プラスチック、金属くず、廃酸(廃バッテリー) | 0.005 | 1 | 03900xxxxxx 03950xxxxxx | △△(株) | 香川県丸亀市△△ | | | |
| 4 | | | | 03710xxxxxx 03760xxxxxx | (株)▼▼ | 大阪府大阪市○○ | 06620xxxxxx 06670xxxxxx | (株)xx | |

区間委託をしたときの記載例

- 備考
- 1 この報告書は、区間委託の場合、上の行に第1区間の運搬を委託した収集運搬業者、下の行に第2区間の運搬を委託した業者を記入する。第3区間、第4区間の委託がある場合は、同様に記入する。処分受託者氏名や許可番号は、最終運搬区間を委託した収集運搬業者を記入した行のみに記入する。
 - 2 同一の都道府県
 - 3 産業廃棄物の種類
 - 4 業種には日本標準業種分類コードを記入すること。
 - 5 運搬又は処分を各事項について右
 - 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、ばいじん等に係るものを明らかにすること。

(日本工業規格 A列4番)

| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量 (t) | 管理票の 交付枚数 | 運搬受託者 の許可番号 | 運搬受託者の 氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者 の許可番号 | 処分受託者の 氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
|----|----------|---------|--------------|----------------|------------------|----------|----------------|------------------|---------|
| 5 | 廃プラスチック類 | 2 | 1 | 03900×××××× | ××(有) | 須崎市×× | 03920×××××× | ×××(株) | |
| 6 | 廃石膏ボード | 3 | 2 | 03910×××××× | △△△(株) | 愛媛県西条市▽▽ | 03820×××××× | (株)▽▽ | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | |

(日本工業規格 A列4番)

平成17年4月1日から、
**産業廃棄物を運搬する車両の
表示及び書面の備え付け(携帯)
が必要となります。**



環境省
廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

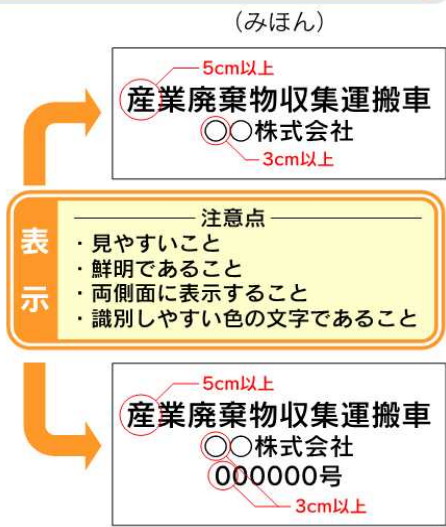
① 表示義務について



産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

- 排出事業者が自分で運搬する場合**
1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
 2. 排出事業者名

- 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合**
1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
 2. 業者名
 3. 許可番号(下6けた以上)



● 実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



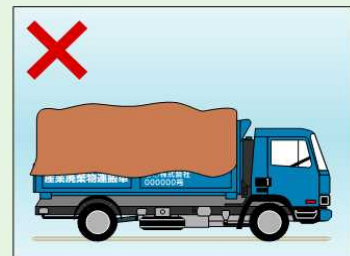
左右で表示位置が違ってても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

② 書類の携帯義務について



産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 許可証の写し (※)

書
面

(みほん)

■氏名又は名称及び住所
 ○○株式会社
 ○○県○○市○○町○○番
 ■産業廃棄物の種類・数量
 廃○○○○○・○○トン
 ■積載日
 ○年○月○日
 ■積載した事業場
 ○○○○工場
 ○○県○○市○○町○○番
 TEL○○-○○○○-○○○○
 ■運搬先の事業場
 ○○○○リサイクルセンター
 ○○県○○市○○町○○番
 TEL○○-○○○○-○○○○

産業廃棄物管理票

産業廃棄物
収集運搬業許可証
(写し)

● 実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、
記載事項に合致すれば、様式は
問いません。



電子マニフェストを利用してい
る場合には、書面の代わりに電子
情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさ
でなくとも問題ありません。

※ 電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証
及び③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)が必要になります。

- ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先
- ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先

(ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。)

③ その他の留意事項



○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

○再生利用認定制度又は広域認定制度に係る環境大臣の認定を受けている場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、環境大臣から再生利用認定制度又は広域認定制度を受けている場合、1・2と異なる取扱いとなります。(詳細は、廃棄物規制課までお問い合わせください。)

○表示、書類携帯を行わなかった場合

法律違反(廃棄物処理法違反)となり、行政命令の対象(排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など)になります。

この行政命令にも違反した場合には、刑事罰を受けることになります。



<相談・連絡先>

実際の運用の詳細については、各都道府県・保健所設置市の産業廃棄物担当部局までお問い合わせ下さい。

●電子マニフェストについてのお問い合わせ

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター (サポートセンター)

TEL. 0800-800-9023 E-mail info@jwnet.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町三番地 麹町スクエア7階

●このパンフレットについてのお問い合わせ

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

TEL. 03-3581-3351(代表)

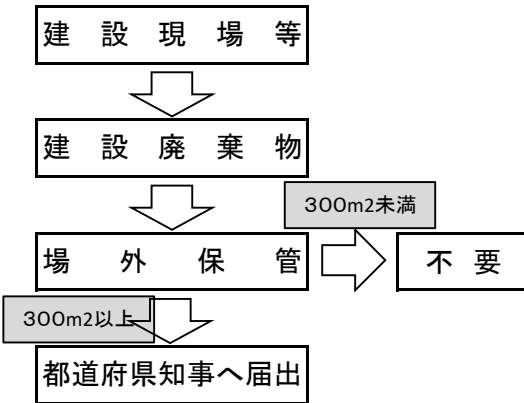
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

建設廃棄物の場外保管の届出について

元請業者が建設廃棄物を建設現場等以外の場所に自ら保管する場合は、次の手続きが必要です。
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項・第4項)



| ※届出対象外 |
|--------------------------|
| ①産業廃棄物処理業者の施設における保管 |
| ②産業廃棄物処理施設における保管 |
| ③PCB特措法に基づき届け出たPCB廃棄物の保管 |

※下請業者が保管する場合は、下請業者に産業廃棄物
 収集運搬業(積替え保管あり)の許可が必要です。

(別添 1)

変更届・・・あらかじめ届出

廃止届・・・保管をやめた日から30日以内に届出

非常災害時(地震や水害等)の保管・・・保管をした日から14日以内に届出

※場外積替え保管基準 ※300㎡以下でも要遵守。現場保管基準に加え、要運搬計画、保管上限。

○あらかじめ、積替え後の運搬先が定められていること。

○保管量が、当該保管場所の平均的な搬出量の7日分を超えないこと。

(保管場所で自ら処分又は再生を行う場合は14日分、船での運搬などの場合に延長特例あり。)

○廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭を防止するための措置を講ずること。

○汚水が生じるおそれがある場合は、必要な排水溝その他の設備を設置し、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

○ねずみや害虫等を発生させず、廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること

○保管場所の周囲に囲いが設けられていること

(保管する廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること)

○石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、他の物と混同防止措置を講ずること。

○見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

保管施設における掲示板の例

| (特別管理)産業廃棄物 ○○保管施設 | |
|--------------------|--------------------|
| 名称、代表者 | ○○○ |
| 本社所在地 | ○○○ |
| 管理責任者氏名 | ○○○ |
| 連絡先電話番号 | ○○○ |
| 保管する 産業廃棄物の種類 | がれき類、木くず |
| 最大保管高さ | 3.0m |
| 最大保管量 | 50.0m ³ |

← 60cm以上 →

↑ 60cm以上 ↓

| 掲示板の要件 |
|---|
| ・掲示板の大きさ 縦及び横それぞれ60cm以上 |
| ・産業廃棄物の積替え又は処分のための保管の場所である旨の表示 |
| ・保管する産業廃棄物の種類の表示 「石綿含有産業廃棄物」、 「水銀使用製品産業廃棄物」、 「水銀含有ばいじん等」 が含まれる場合は、その旨を含む。 |
| ・保管場所の管理者の氏名又は名称 及び連絡先 |
| ・屋外で容器を用いずに保管する場 |

その他ご不明な点は、最寄りの福祉保健所又は高知県環境対策課にお問い合わせください。

【別添 1】

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

| | | |
|---|------------------------------|-------|
| <p>産業廃棄物事業場外保管届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 瀨田 省司 様</p> <p style="text-align: right;">届出者</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。</p> | | |
| 保管 の 場 所 に 関 する 事 項 | 所 在 地 | |
| | 面 積 | ㎡ |
| | 保管する産業廃棄物の種類 | |
| | 積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限 | |
| 屋外において容器を用いず に行う保管の有無 （保管を行う場合にあつては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの） | | |
| 保 管 開 始 年 月 日 | | 年 月 日 |
| <p>備考</p> <p>積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。</p> | | |

（日本工業規格 A列4番）

解体する建物に トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が 残っていませんか！



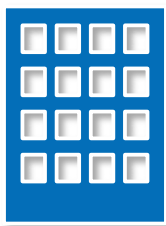
- トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には有害物質であるPCB^{*}が含まれているかもしれません！
(※ポリ塩化ビフェニル)
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である
PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。
PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として
売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。
PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、
厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。



「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器の扱いについて



所有者の方へ



まず、廃電気機器に
PCBが含まれているか否かの
調査をしてください。



解体工事業者の方へ



PCBが含まれている廃電気機器を
許可なく引き取ることは違法です。

PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月をもとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)にお問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>

■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記にお問い合わせください。



銘板





あなたの作業場や倉庫は大丈夫!?

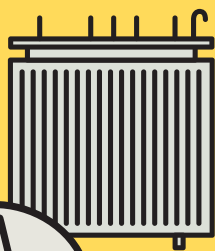
低濃度PCB廃棄物

作業場や倉庫にて使用または保管されている古い電気機器に低濃度PCBが残っているかもしれません。
PCB廃棄物は処分期間内の処分が必要です。

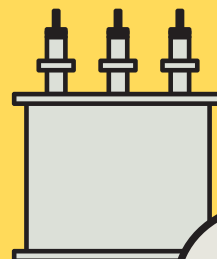
いますぐ確認をお願いいたします。

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください!

変圧器

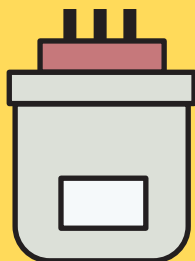


コンデンサー



低濃度PCB
廃棄物の例

低圧コンデンサー



お急ぎ
ください!

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

詳しくは手引きを
ご活用ください



環境省

8-89

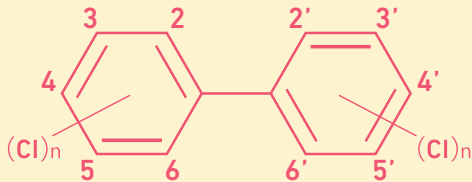


経済産業省

PCB廃棄物を処分する必要性

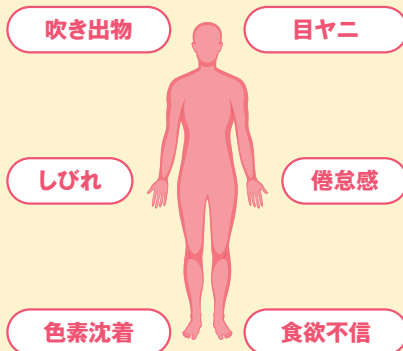
1 現在は製造・輸入ともに禁止

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています



2 人体に悪影響がでる可能性あり

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。症状は、吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。



3 意外なところに隠れている

計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルなどにも含まれている可能性があります。



保管及び処分の状況の届出

事業者は、令和9年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。なお、環境大臣又は都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

処分までの流れ

STEP 1 調査

技術者等に依頼し、キュービクル、分電盤などを調査します。

STEP 2 判別

銘板情報から判別、または採油した絶縁油のPCB濃度を調査します。

STEP 3 処分

無害化処理事業者への処理委託を行い、処分してください。

低濃度PCB
廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



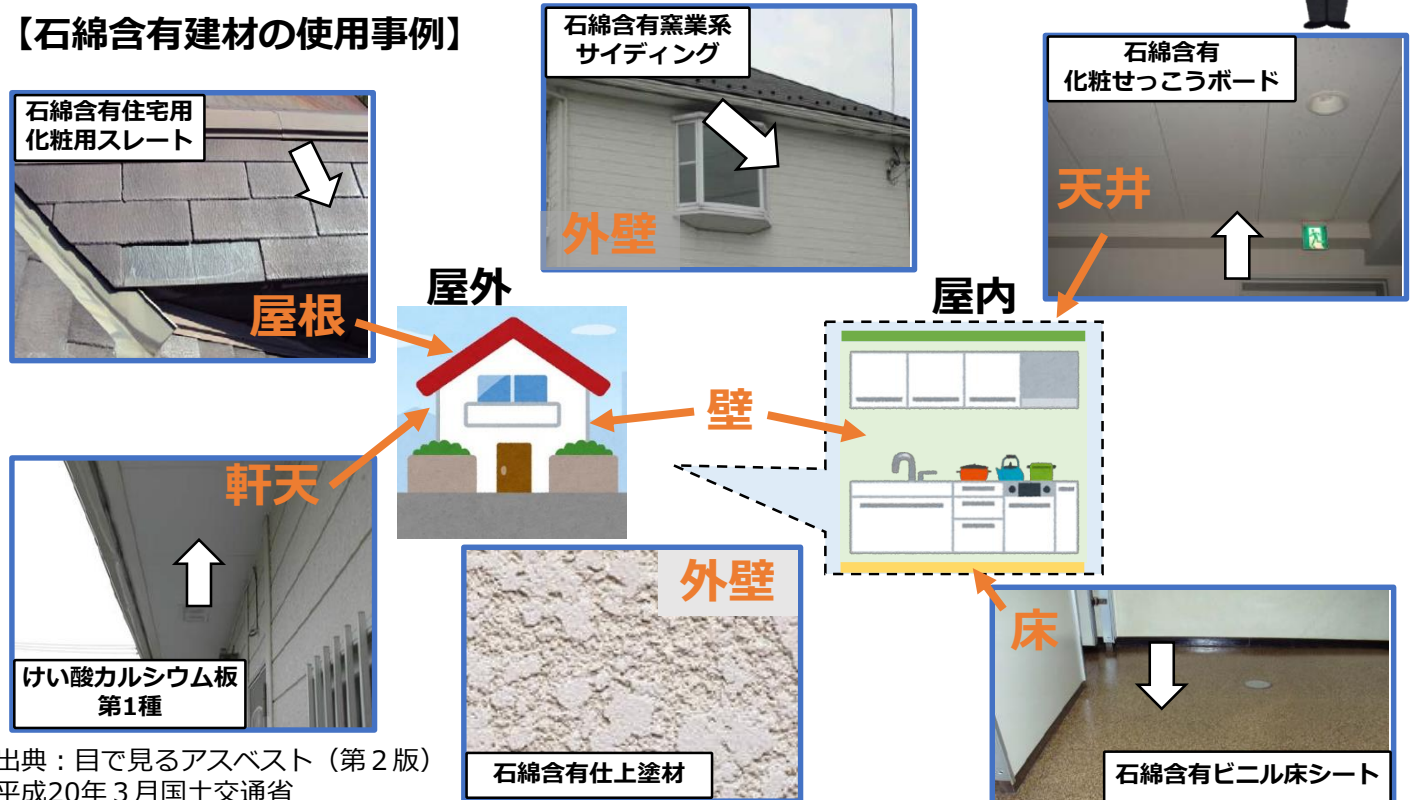
Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



Q2. 調査は誰が行うのですか？



A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。

過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。

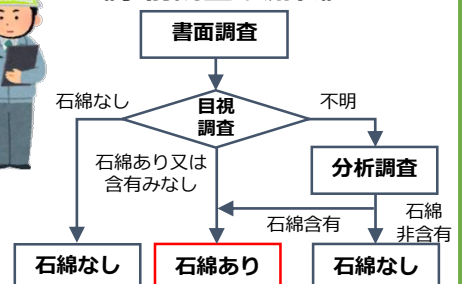


事前調査（工事の元請業者等が実施）への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に事前調査結果の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。



《事前調査の流れ》



大気汚染防止法 第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

◆事前調査で建築物に石綿の使用が確認されたら

- ①建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が**周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要**となります。
- ②また、事前に都道府県等へ作業実施の**届出が必要な場合があります**。

①石綿の飛散防止措置<工事の施工者が実施>

- 工事施工者が適切な飛散防止措置を実施し、法令で定められた作業基準を遵守するためには、適切な施工方法の選択、適切な工期及び工事費の確保が必要となります。
- 工事の発注者は工事の請負条件に、**作業基準遵守を妨げるおそれのある条件を付けてはなりません**。

②作業実施の届出<工事の発注者が実施>

- 吹付け石綿や石綿含有断熱材等が使用された建物の解体、改造・補修工事を行う場合、原則として**工事の発注者は、作業の開始14日前までに都道府県等*へ作業実施の届出を行う必要があります**。**工事の発注者は、元請業者から報告される事前調査結果から届出の必要性を確認してください**。

届出が必要な石綿含有建材：吹付け石綿並びに、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

※ 都道府県等とは都道府県、政令市等大気汚染防止法の事務を所掌する自治体(地方公共団体)になります。法に基づく届出以外に、条例など独自の届出が必要な場合もあります。詳細は自治体に確認してください。

大気汚染防止法 第18条の17(抜粋)

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

届出が必要な石綿含有建材の使用事例

出典：目で見えるアスベスト第2版
平成20年3月国土交通省



柱や梁に施工
吹付け石綿



エルボ部に使用
石綿含有保温材



煙突の内側に使用
石綿含有断熱材



鉄骨を被覆して保護
石綿含有耐火被覆材

③建物の解体、改造・補修が完了したら

- 工事の元請業者は、石綿の除去等作業が終了したら、発注者に**作業完了の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管**してください。

都道府県等への問い合わせはこちらへ

大気汚染防止法に基づく
届出・問い合わせ窓口



<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

大気汚染防止法における規制について 詳しく知りたい方はこちらへ

石綿(アスベスト)問題への取組
建築物を壊すときはどうしたらいいの?



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



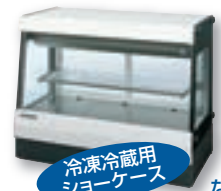
店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- 3 フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を回収しないまま
行う機器廃棄は即座に罰則。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書(写し)

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

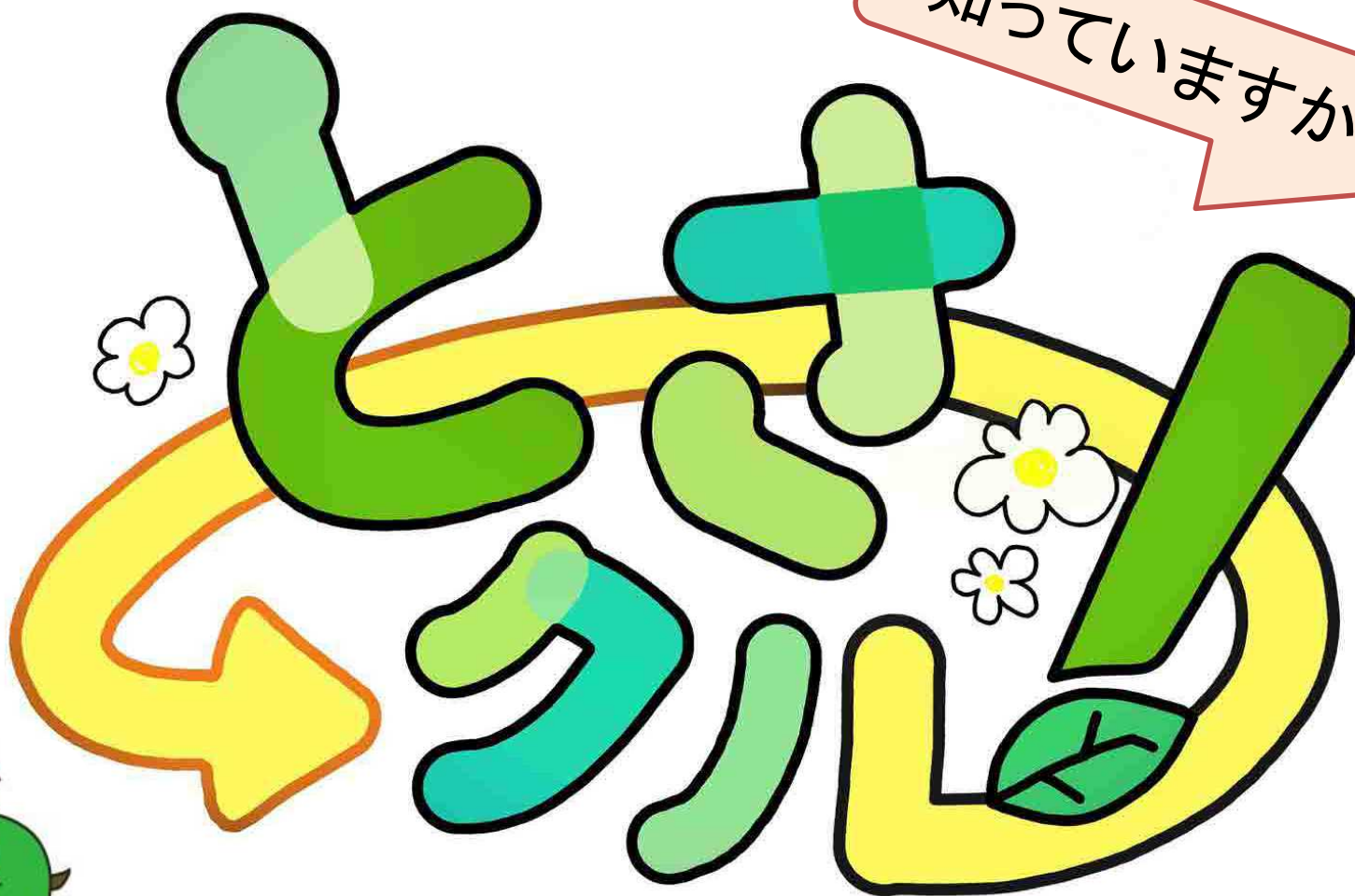
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



建設業者の皆様へ

知っていますか？



—高知県リサイクル製品等認定制度—

とさくる！ —高知県認定リサイクル製品等認定制度—とは

「高知県認定リサイクル製品」は、廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な製品を「リサイクル製品」として県が認定をしたものです。

廃棄物の発生抑制やリサイクル産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するための方策として、平成16年度から実施しています。

この他にも、環境に配慮した取組で優れた成果を挙げている県内の事業所を「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた店舗を「エコショップ」として認定をしています。



詳細はこちらから
(とさくる！紹介HP)

とさくる！ 製品は、高知県のグリーン購入実施計画の重点調達品目になっています

建設資材が数多く認定されています

とさくる！ 製品の積極的な利用に ぜひ、ご協力をお願いします

高知県林業振興・環境部環境対策課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL:088-821-4524 FAX:088-821-4520
URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/renintei-index.html>

裏面に建設資材の
認定製品一覧を掲載しています

～高知県は、循環型社会の構築を目指して、3Rの推進をしています～



認定リサイクル製品一覧(※建設資材のみを抜粋)

平成16年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|--------------------------|-----------------|-----------|--------------|
| 1 | TS・マカダム TS・Rサンド | 建設汚泥、がれき類 | 田中石灰工業(株) | 088-882-1158 |
| 2 | TS・マカダム TS・Rサンド(鉄鋼スラグ使用) | 建設汚泥、がれき類、鉄鋼スラグ | 田中石灰工業(株) | 088-882-1158 |
| 3 | 建設汚泥改良土 | 建設汚泥 | (株)国際環境技研 | 088-847-2562 |

平成17年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|--------------|----------|-----------|--------------|
| 33 | O&Dウッド | 間伐材・未利用材 | 溝渚林産興業(株) | 088-862-2244 |
| 36 | O&Dウッド 残置型枠 | 間伐材・未利用材 | 溝渚林産興業(株) | 088-862-2244 |
| 38 | クイックポット (筋工) | 間伐材・未利用材 | 溝渚林産興業(株) | 088-862-2244 |

平成23年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|------|---------|-----------|--------------|
| 77 | DO側溝 | フライアッシュ | (有)須崎サブコン | 0889-52-2718 |

平成24年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|---------|-------------|-----------|--------------|
| 79 | 灰テックビーズ | フライアッシュ、燃え殻 | 東洋電化工業(株) | 088-834-4834 |

平成25年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|-------------------|------|-----------|--------------|
| 81 | 建設汚泥固化剤改良土 TS・ソイル | 建設汚泥 | 田中石灰工業(株) | 088-882-1158 |

平成27年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|----------------|----------|-------------|--------------|
| 83 | I型ブロック | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 84 | ガーディアン | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 85 | アントラブロック | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 86 | 鎧 | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 87 | 環境Ⅱ | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 88 | プレガードⅡ | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 89 | 耐震性L型擁壁 | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 90 | N-S.P.Cウォール | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 91 | テールアルメ | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 92 | 歩車道境界ブロック付L型側溝 | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 93 | SK側溝ロードレイン | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |
| 94 | 箱型U字側溝 | 高炉スラグ微粉末 | 四国ブロック工業(株) | 088-897-0036 |

平成28年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|--------------------------|----------------|-------------------|--------------|
| 95 | 再生砕石(RC-40) | コンクリート塊 | 大林道路(株)高知りょうまアスコン | 088-850-3715 |
| 96 | 再生アスファルト混合物(再生密粒度アスコン13) | アスファルト・コンクリート塊 | 大林道路(株)高知りょうまアスコン | 088-850-3715 |

平成29年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|-------------|----------------|------------|--------------|
| 97 | 再生密粒度アスコン13 | アスファルト・コンクリート塊 | (株)南四国アスコン | 088-865-8452 |

令和4年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|--------|------|---------|--------------|
| 100 | スーパーソル | 廃ガラス | (株)近澤建設 | 088-893-2330 |

令和5年度認定

| 認定番号 | 製品名 | 循環資源 | 企業名 | 電話番号 |
|------|--------------------|----------------|------------------|--------------|
| 101 | 塊状クリンカアッシュ | 木質バイオマス燃料灰 | (株)グリーン・エネルギー研究所 | 0880-62-2262 |
| 102 | 木製かご枠 | 間伐材・未利用材 | 溝渚林産興業(株) | 088-862-2244 |
| 103 | 再生密粒度アスファルト混合物(13) | がれき類(アスファルトがら) | 鹿島道路(株) 中村合材製造所 | 0880-37-5207 |

※製品の詳細情報は直接各企業へお問い合わせください。

この他にも、生活用品等の認定製品もあります。

これらの情報については 環境対策課のHP(リサイクル製品一覧)をご覧ください。

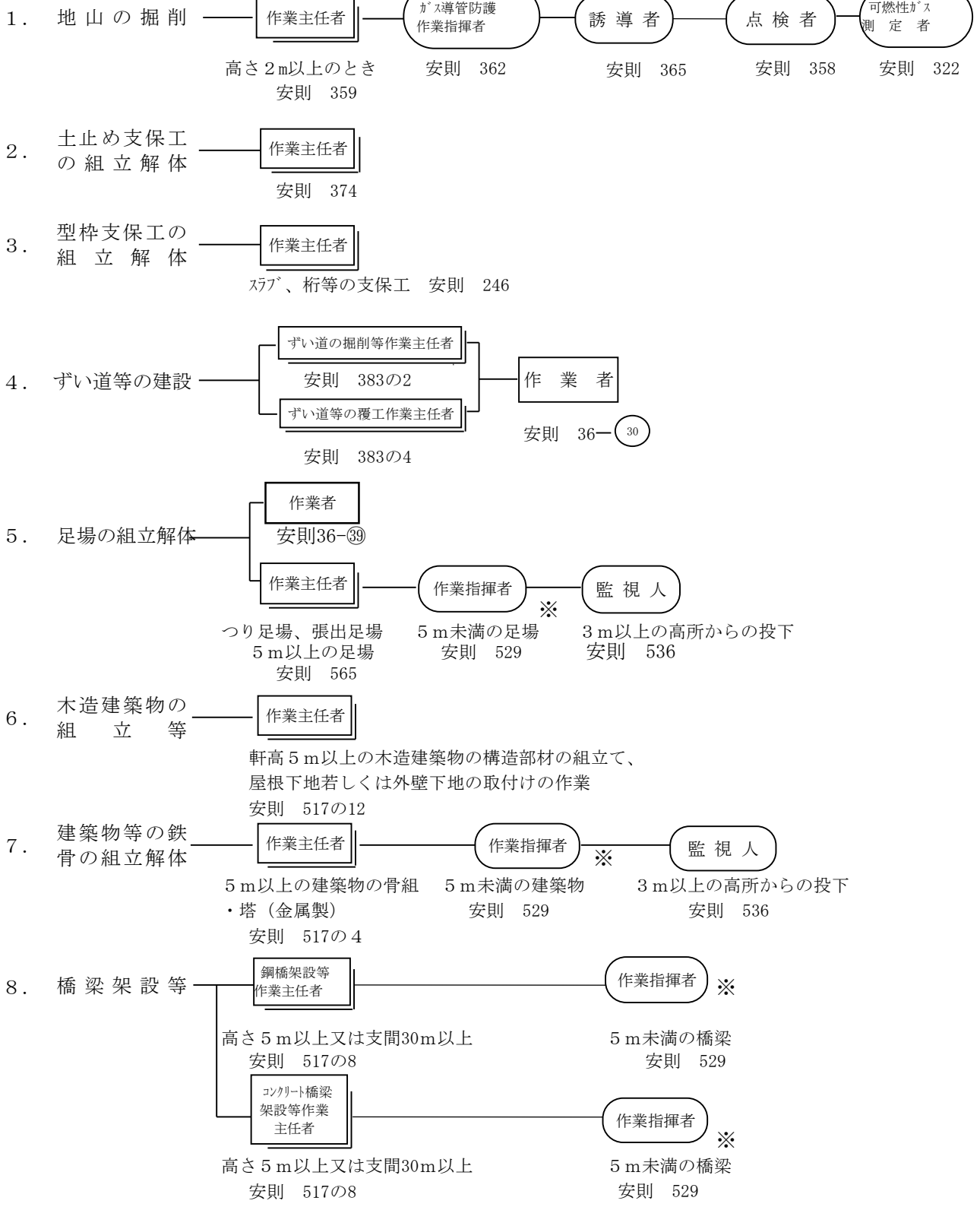
URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/re-nintei-seihin-all.html>



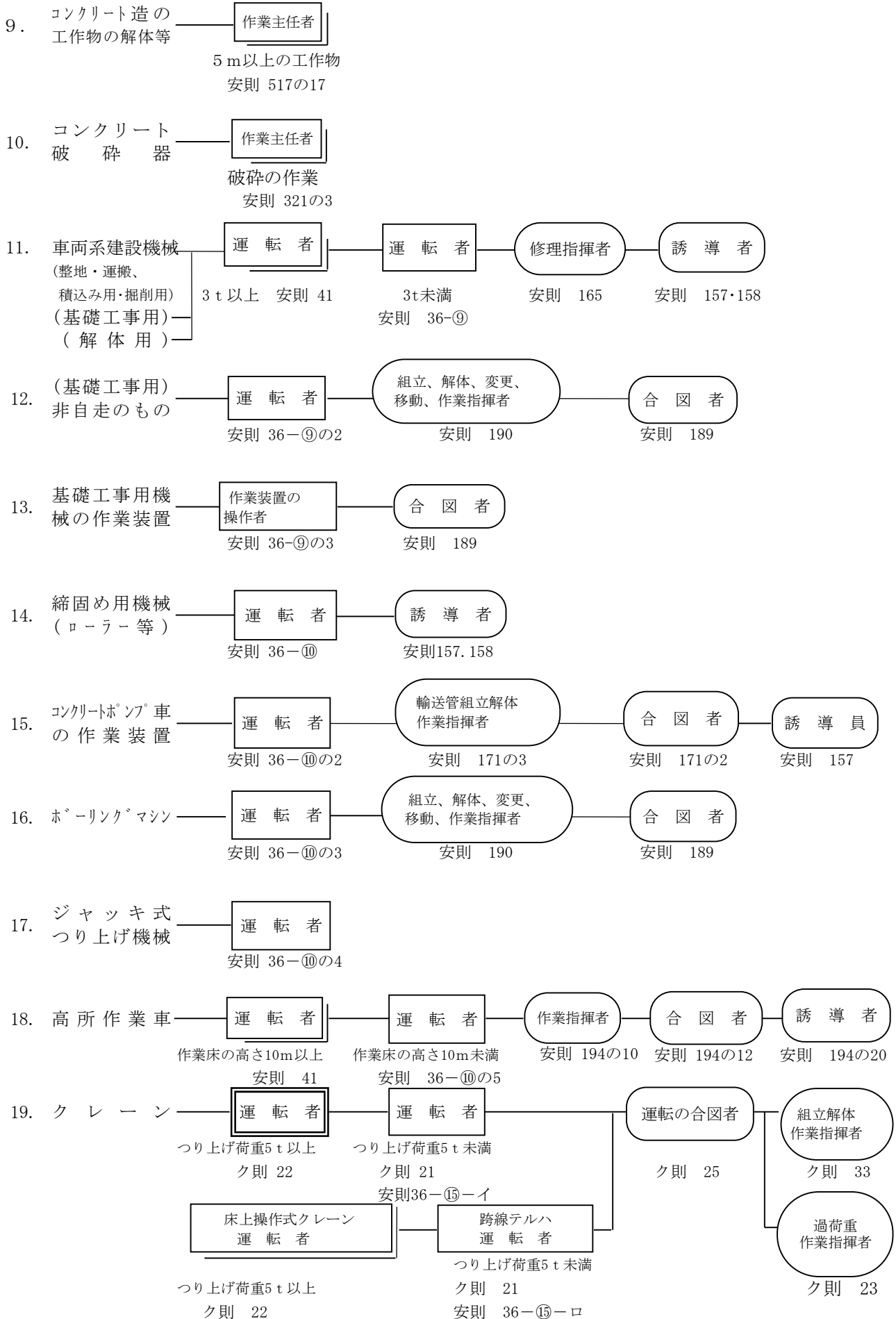
作業の種類別資格者等（抜粋）

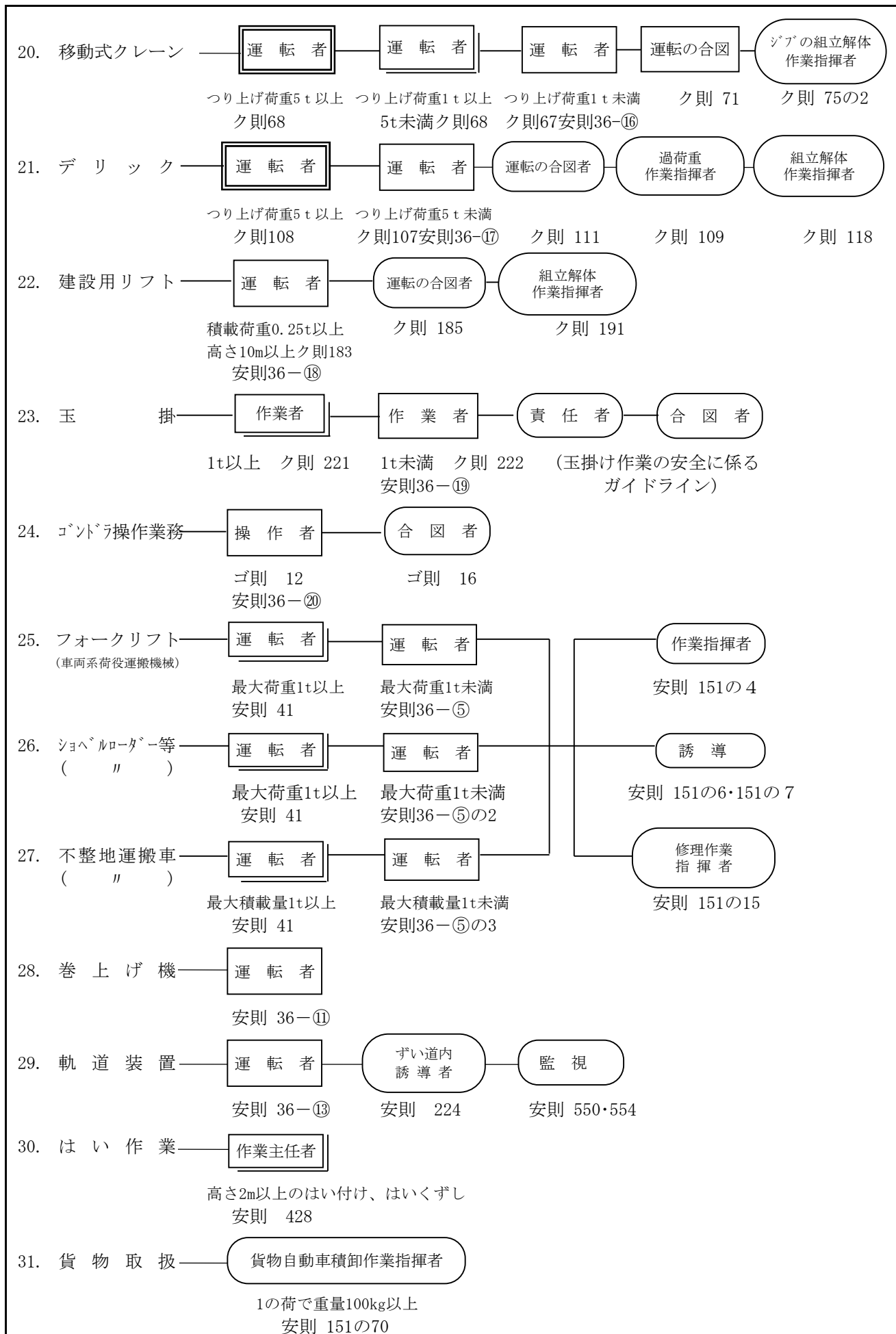
参考資料

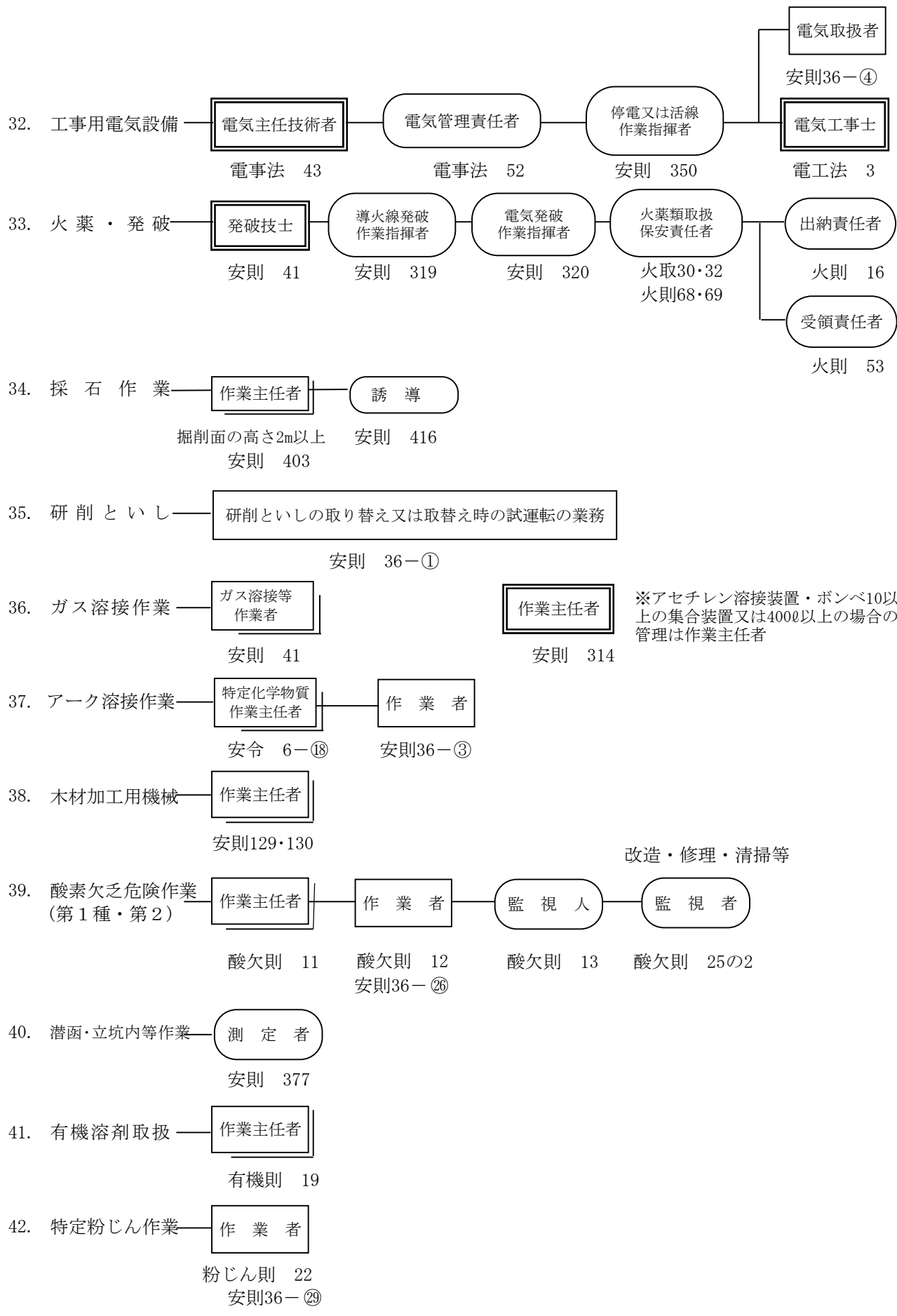
| | | |
|-------|---|------|
| 職 長 | 教 育 法 60 令 19 安則 40 | 免 許 |
| 作業主任者 | 免許及び技能講習 法 14 令 6 安則 78 | 技能講習 |
| 各種技能者 | 免許及び技能講習 法 61 令 20 安則 41,78 | 特別教育 |
| 一般作業員 | 特別教育 危険有害な作業に従事する時には特別の教育を行う。 法59③安則36 | 指名配置 |
| | 安全衛生教育 雇入れ時、作業変更時には安全教育を行う。法59、①、② | |



※作業主任者選任の作業を除く。

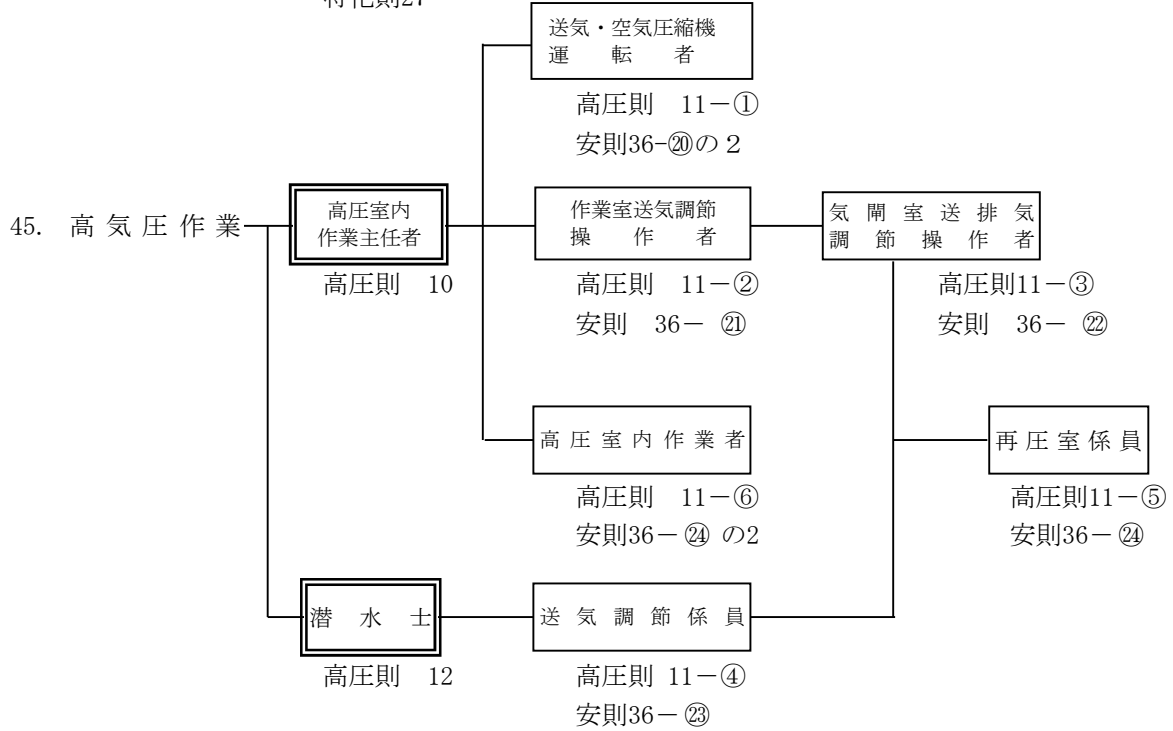






43. 廃棄物焼却施設
解体作業 — 作業者
安則36-⑳

44. 特定化学物質取扱 — 作業主任者
特化則27



46. 鉛業務 — 作業主任者
鉛則 33

47. 伐木作業 — 作業者
安則36-⑧
36-⑧-2

48. 石綿取扱 — 作業主任者 — 作業者
石綿則 19 石綿則 27
安則36- ㉚

49. ロープ高所作業 — 作業者
安則36-㉛

50. 墜落制止用器具作業 — 作業者
(フルハーネス型による作業)
安則36-㉜



週休2日で、
心も体も
リフレッシュ!

いい休日で、 元気チャージ。

ICTを使って
現場を効率化!
働く人に
やさしい現場へ!

四国の公共工事は 全工事週休

2

日 (土日現場閉所) を目指します



建設業の働き方改革の推進と担い手確保・育成のために、公共工事の全工事週休2日(土日)の現場閉所を目指し取り組んでいます。
みなさまのご理解、ご協力をお願いします。 ※災害復旧や公共施設等の平日利用のためなど、やむを得ず土日に工事をする場合があります。

四国地方公共工事品質確保推進協議会

【略称:四国品確協】

協議会メンバー

国 / 四国地方整備局 中国四国農政局 四国森林管理局 中国四国地方環境事務所 高松高等裁判所 四国財務局 高松国税局
四国運輸局 第五管区海上保安本部 大阪航空局 中国四国管区警察局四国警察支局 四国経済産業局
地方公共団体 / 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 四国内全95市町村
法人等 / 西日本高速道路(株) 四国支社 本州四国連絡高速道路(株) (独)水資源機構

四国品確協は、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に発注関係事務を適切に実施するため活動しています。

協力団体

(一社)徳島県建設業協会 徳島県建設産業団体連合会
(一社)香川県建設業協会 (一社)香川県建設産業団体連合会 香川県中小建設業協会
(一社)愛媛県建設業協会 愛媛県建設産業団体連合会
(一社)高知県建設業協会 高知県建設産業団体連合会 高知県中小建設業協会

8-102

四国品確協の取り組み

<https://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/kyougikai.htm>



外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

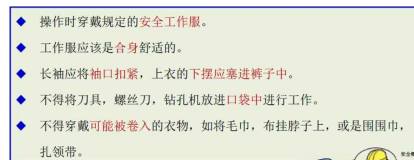
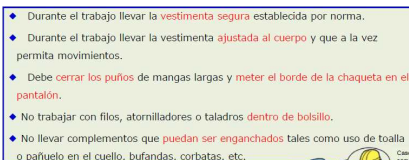
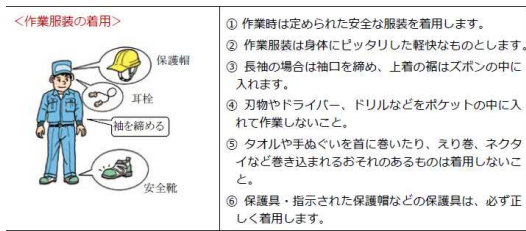


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇い入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

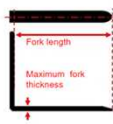
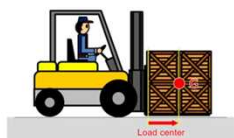
外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント
1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント
2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント
3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

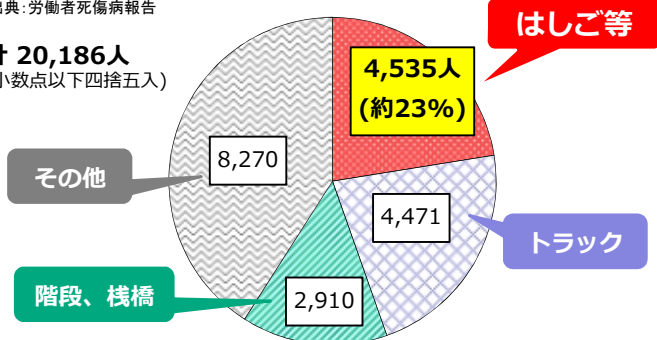
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

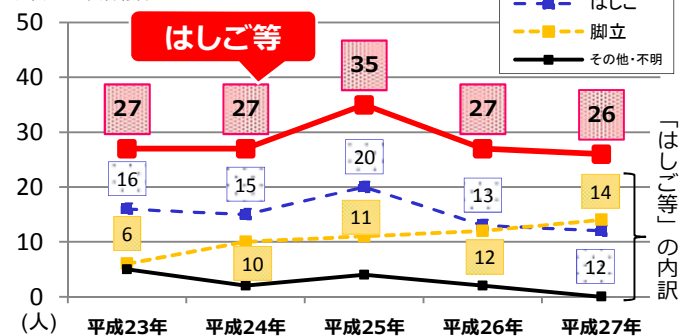
【墜落・転落による休業4日以上（約1週間）以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告

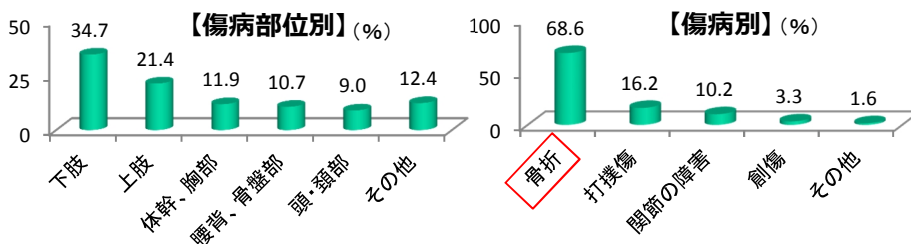


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（約1週間）以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

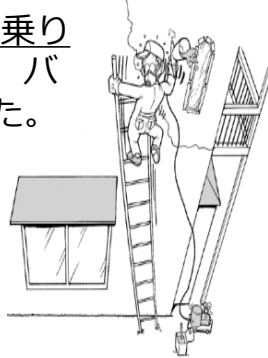
ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

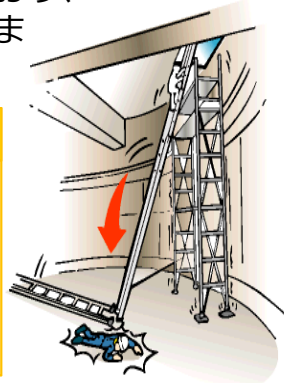


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

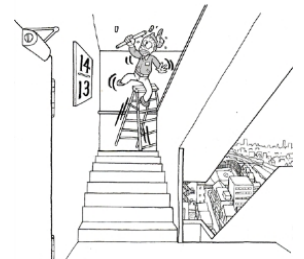


ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!

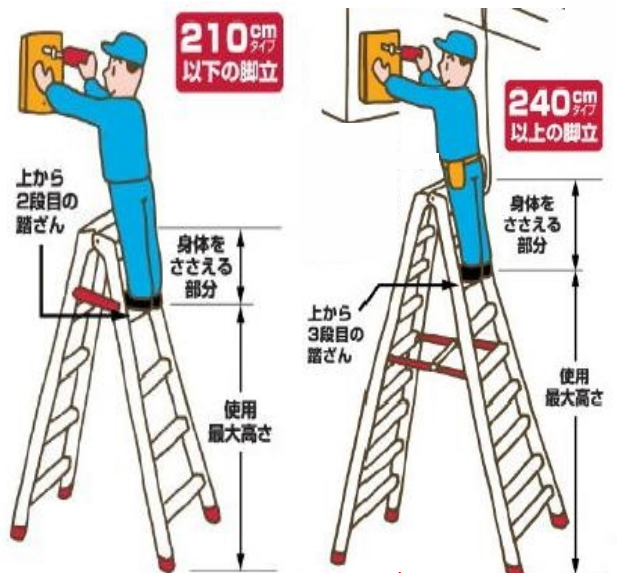
しっかり固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

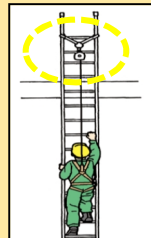
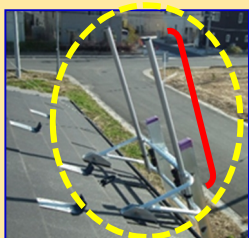
脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））

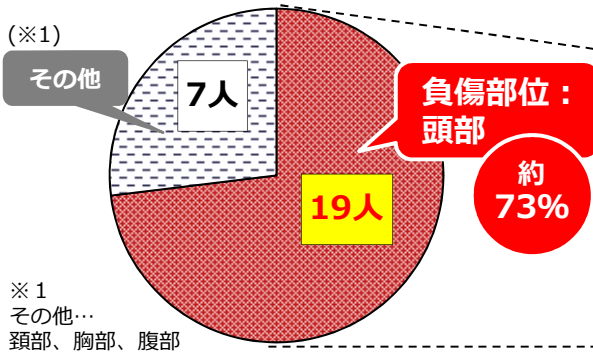


ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

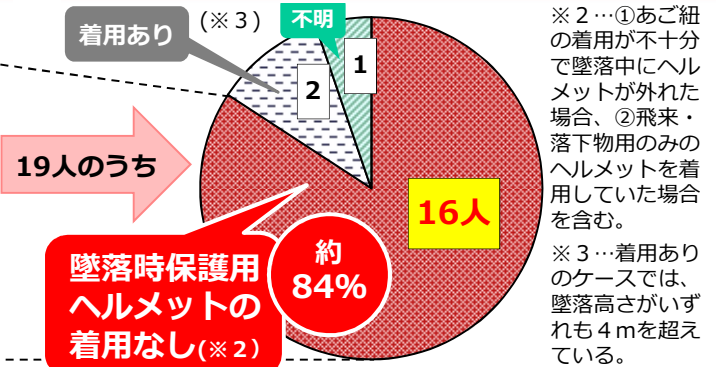
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



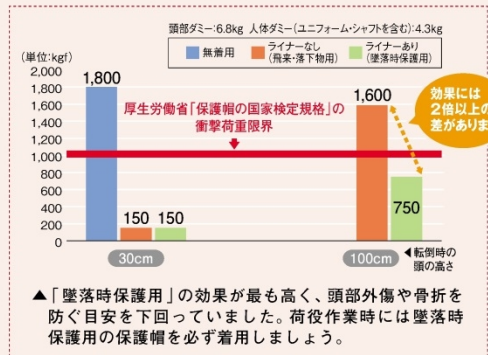
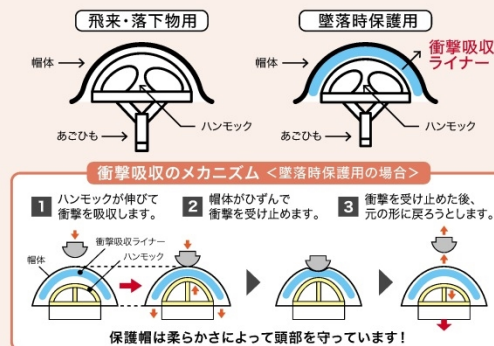
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
 (死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時 5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

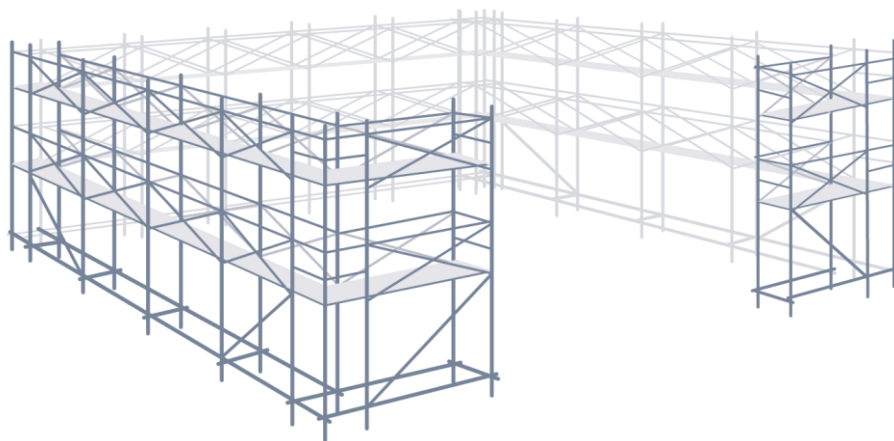
1 要チェック！
 ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
 あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



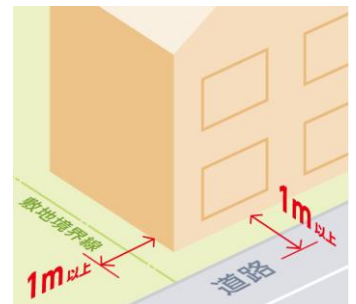
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

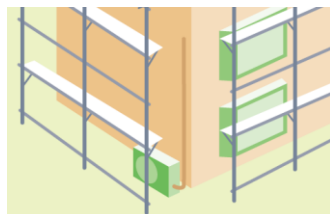
● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

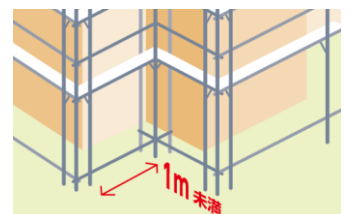


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

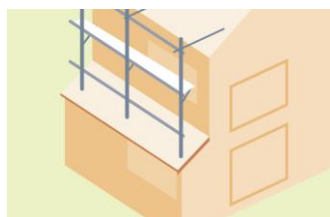
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



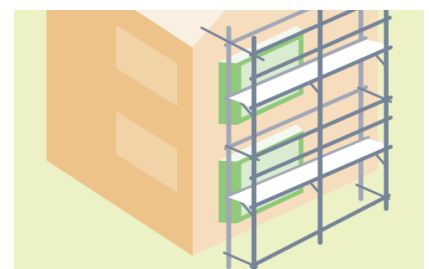
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、
第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの**労働局**又は**労働基準監督署**にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)



建設業の
一人親方等の
みなさまへ

建設現場の災害を なくしましょう！

建設業の労働災害は、一人親方等*1の皆さんや関係者の地道ながら積極的なご努力により、増える年もありましたが、中長期的には着実に減少してきています。

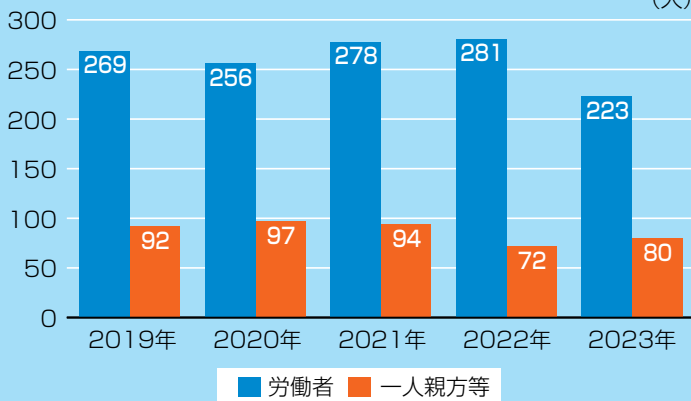
とはいえ、「死亡」災害でみると全産業の約3割、「死傷」災害でみると約1割強と依然として高い割合を占めているうえ、建設業では、労働者が死亡するだけでなく、一人親方の皆さんが死亡する割合も高くなっています。ちなみに、直近5年間（2019～2023）で、労災で亡くなられた建設業の労働者数は平均261人、一人親方等の数は平均87人となっています。

工事関係者による災害防止の努力は言うまでもなく、一人親方の皆さん一人一人の努力と工夫で、皆さん自身と仲間の被災を無くしましょう。

*1 労働者を雇うことなく事業を営む者のほかに、中小事業主、役員、家族従業者を含む。

建設業の死亡災害発生状況

(人)



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

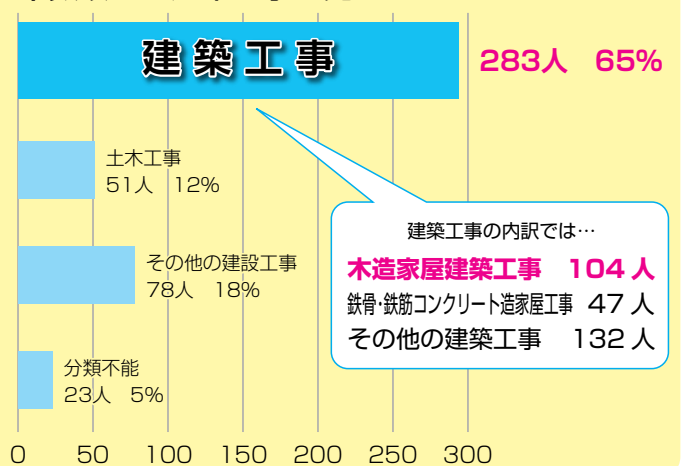
きょうもあしたも安全で健康
これが一番だね！！



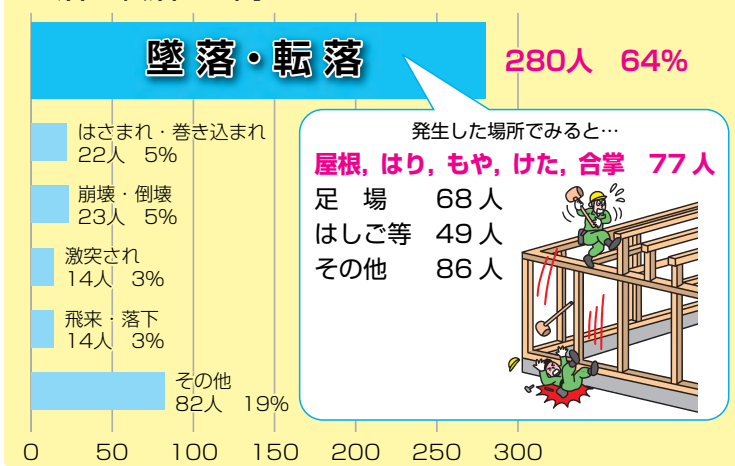
2019～2023年の5年間で435人も一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生

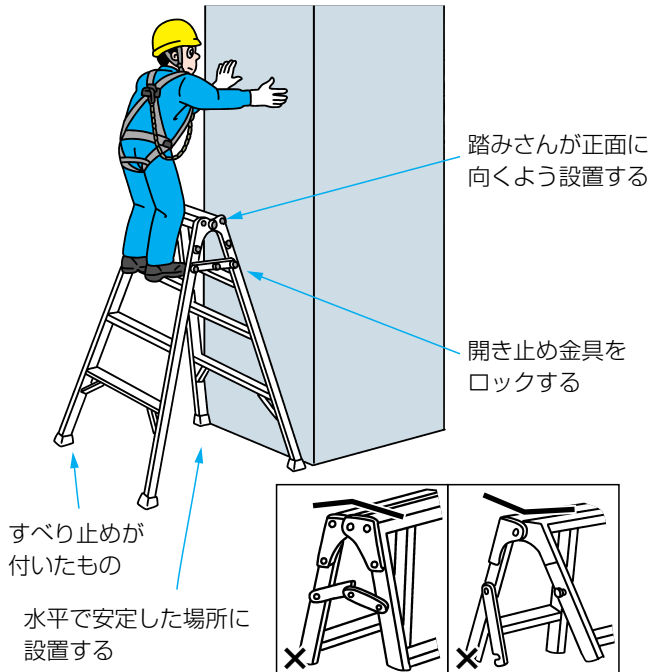


墜落・転落が6割



墜落・転落災害を防ぐためのポイント～ここに特に気をつけよう

1 脚立を使うとき



- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う

不完全な状態のままだと、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

2 はしごを昇降するとき



【移動はしご】

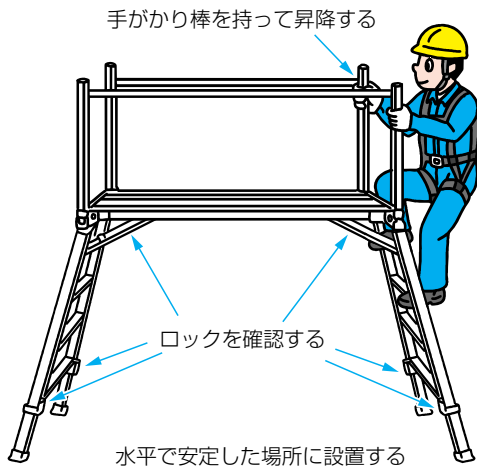
- ① はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

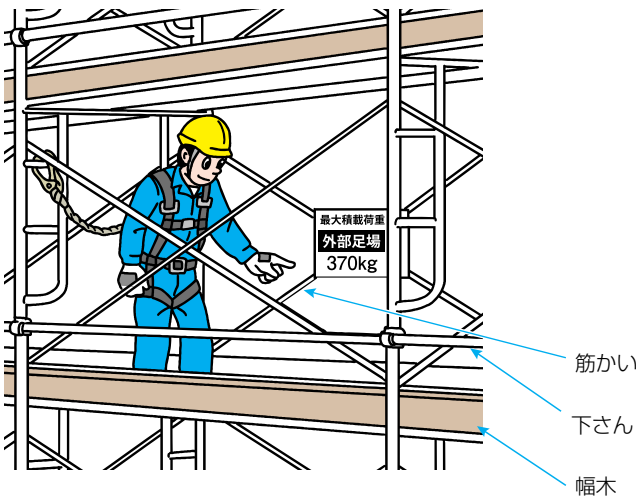
※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

3 可搬式作業台を使うとき



- ① 手がかり棒を立て起こして使用する
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ③ 水平で安定した場所に設置する
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う

4 足場上で作業するとき

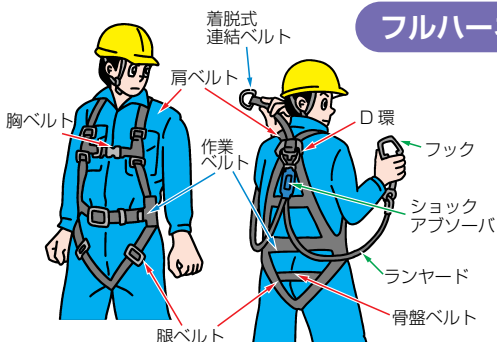


- ① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る
- ② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は必要な作業が終わったら必ず元どおりに取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する
- ④ 狭い場所ではブラケット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落制止用器具を取り付けて作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されました。



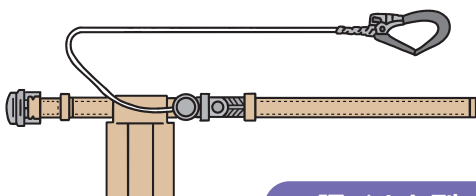
5 墜落制止用器具を使うとき



フルハーネス型

「フルハーネス型安全帯」と「胸ベルト型安全帯」を建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使う。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 責任者を定める等して確実に点検・保守や保管し、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



胸ベルト型

【注意】 フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

電動工具を使うときの注意事項



携帯用丸のこ盤作業



グラインダー作業

石綿健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業では、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付きマスクの例



防じんマスクの例



保護衣の例

労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するには、特別加入団体を経由して、加入を申請します。

万が一の事故の際に確実に補償を受けられます。労災保険の特別加入を積極的に検討のうえ、ご相談は最寄りの労働局又は労働基準監督署まで

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索または、右のQRコードからアクセス!!

([https://www.mhlw.go.jp/new-](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html)

[info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html))



作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化について

2025年4月から、危険箇所等で作業を行う場合、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

法令改正等の主な内容

- ・労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- ・喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- ・事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- ・立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

※必要な措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている労働安全衛生規則、ボイラー及び压力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則で作業場所に起因する危険性に対処するものについて事業者が実施する措置のこと。

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。

お問合せはメールにてお願いします。 hitorioyakata@zenkiren.com

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階

TEL : 03-5283-1030 FAX : 03-5283-1032

URL <https://www.zenkiren.com/>



ストップ！不正軽油

～軽油引取税について～

高知県総務部税務課

不正軽油とは

軽油取引税の脱税

灯油・A重油等を不正に混ぜて、軽油と称して流通

不正軽油の主なパターン



環境汚染の原因に

石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害

不正軽油に関わった場合は罰せられます



軽油取引税全国連合会 高知県
安芸県事務所 TEL 0887-34-1161
中央東部事務所 TEL 088-866-8500
中央西部事務所 TEL 088-821-4957
須崎県事務所 TEL 0889-42-2366
幡豆県事務所 TEL 0880-35-5972
高知県事務所 TEL 088-823-9309



軽油引取税を**脱税**すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、**脱税相当額以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の41)



不正軽油を**製造**すると

知事の承認を受けないで軽油等を製造すると、**違反行為者には10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には3億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に原材料等を**提供・運搬**すると

不正軽油の製造に使用されると知って、原材料、薬品等を提供、運搬すると、**違反行為者には7年以下の拘禁刑**あるいは**700万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には2億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油を**運搬・保管・取得**等すると

不正軽油と知って運搬、保管、取得等すると、**違反行為者には3年以下の拘禁刑**あるいは**300万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には1億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



検査を**拒否**すると

検査拒否等をする、**違反行為者には1年以下の拘禁刑**あるいは**50万円以下の罰金**が科されます。**法人には50万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の12)



不正軽油を**使用**すると

知事の承認を受けないで燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、**2年以下の拘禁刑**あるいは**100万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。 (地方税法第144条の4)

採油調査について

- ◆ 不正軽油防止のため、年間通じて路上等で採油調査を実施
- ◆ 公共工事現場は、土木事務所と共同で車両・重機等を調査



不正軽油防止・採油調査へのご協力をお願いします

高知県建設工事共通仕様書「特記仕様書」（抜粋）

第10条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

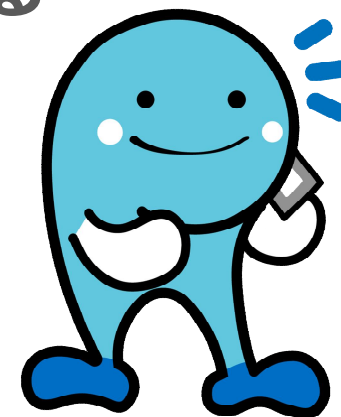
注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
 - ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
 - ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

情報提供について

おかしいな、と思ったら ▶ お近くの県税事務所・税務課までご連絡を

- ◆ 重油や灯油でディーゼル車を走らせているみたい
- ◆ いつもと違う軽油を使ったら、車の調子がおかしい
- ◆ 夜遅く、不審なタンクローリーが出入りしている
- ◆ 空き地や倉庫が塀で囲われており刺激臭がする
- ◆ 軽油と重油（灯油）を混ぜているようだ
- ◆ 重油と灯油を混ぜているようだ
- ◆ 安すぎる軽油を売っている



盛土規制法に基づく高知県内での規制区域の考え方について(高知市除く)

- 盛土規制法では危険な盛土等がされないよう、**2種類の規制区域を指定**することとなっている
 - ・ **宅地造成等工事規制区域** ⇒ 市街地や集落、その周辺など人家等が存在するエリア
 - ・ **特定盛土等規制区域** ⇒ 市街地や集落等から離れているが、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア

「宅地造成等工事規制区域」の範囲

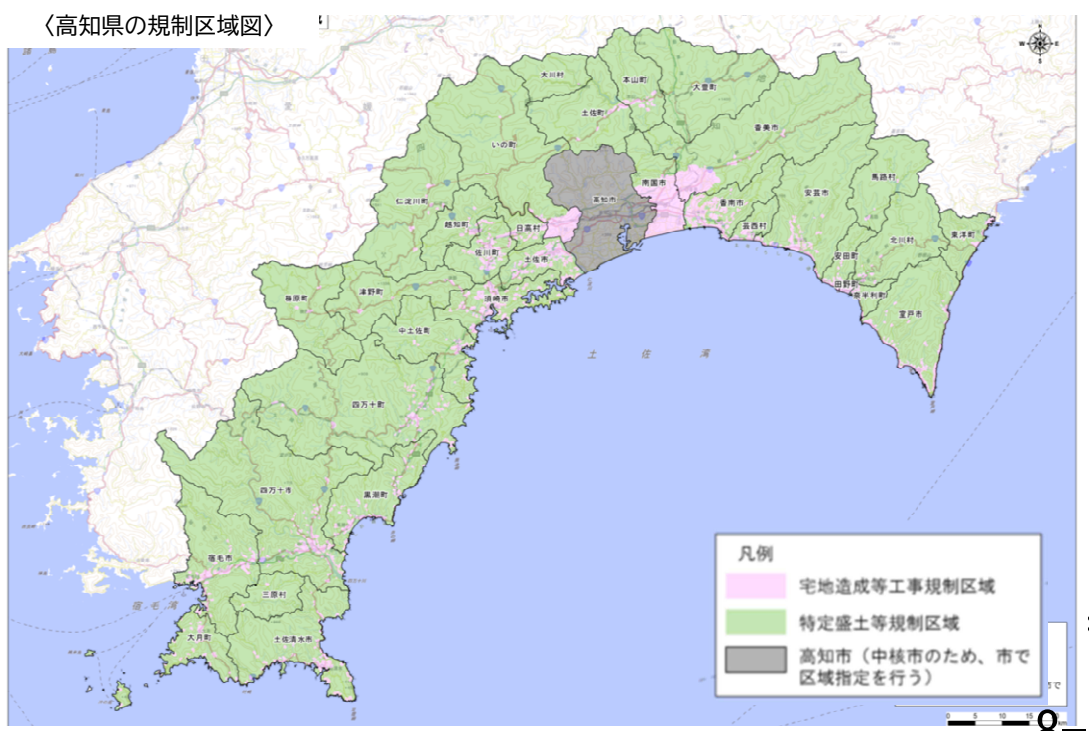
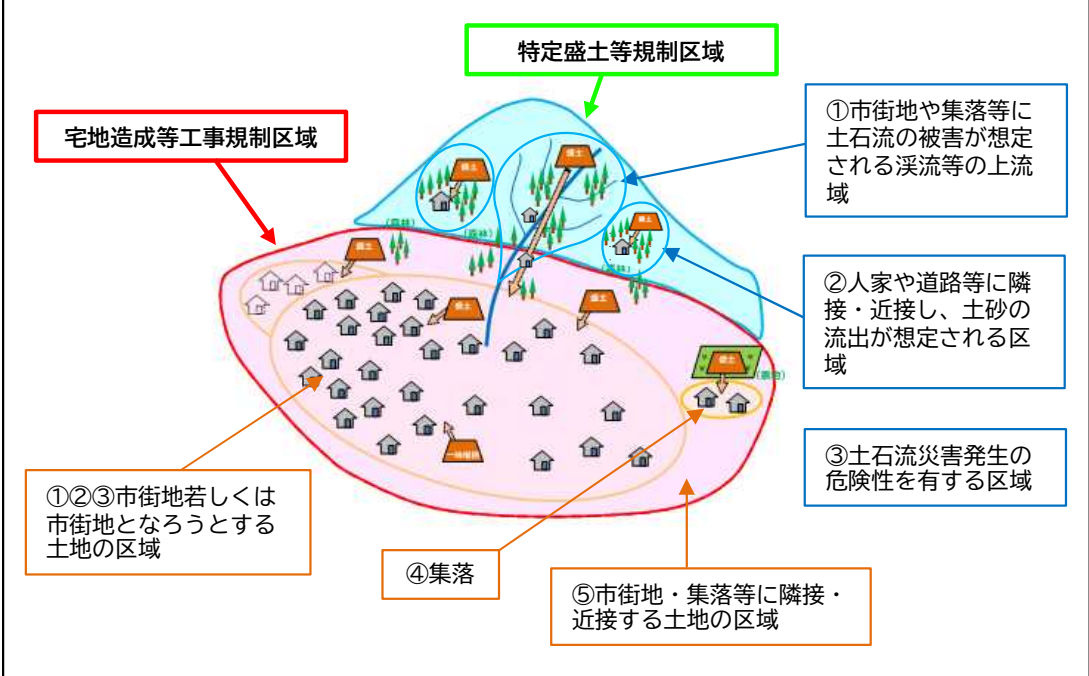
- ①高知広域都市計画区域内全域 (高知市、南国市、香美市、いの町)
 - ※高知市内は別途高知市長が指定します
- ②①以外の都市計画区域については下記の区域
 - ・用途地域(中村及び宿毛の都市計画区域)
 - ・立地適正化計画の各区域(中村、須崎及び土佐の都市計画区域)
- ③大規模盛土造成地
- ④集落の区域 (50戸以上の建築物が概ね50m以内で連たん)
- ⑤上記②～④の区域に隣接・近接する区域

市街地

「特定盛土等規制区域」の範囲

- ①市街地や集落等に土石流の被害が想定される溪流等の上流域
- ②人家や道路等に隣接・近接し、土砂の流出が想定される区域
- ③土砂災害発生の危険性を有する区域 (土砂災害特別警戒区域他)

〈宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ図〉



※高知県全域で宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を設定

高知県では令和7年4月1日から規制を開始しています

盛土等の安全性の確保

許可基準
・手続き

中間検査
完了検査

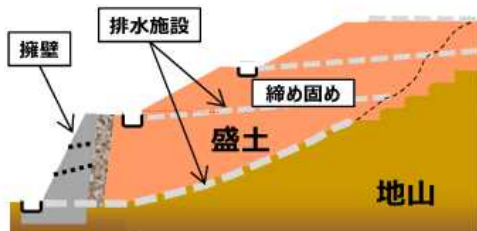
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準**を設定
 - ※許可に当たっては、**工事主の資力・信用**、**工事施行者の能力**についても審査
 - ※工事主とは、盛土等に関する工事の請負契約の注文者（発注者）、又は請負契約によらないで自らその工事をする者
 - ※**資格を有する者の設計**によらなければならない
(高さが5mを超える擁壁の設置時、切盛行為を行う土地の面積が1500m²を超える土地での排水施設の設置)
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

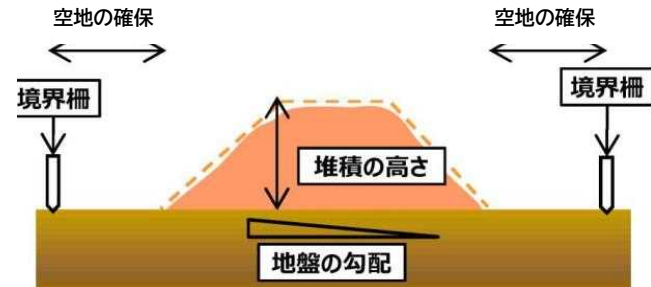
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



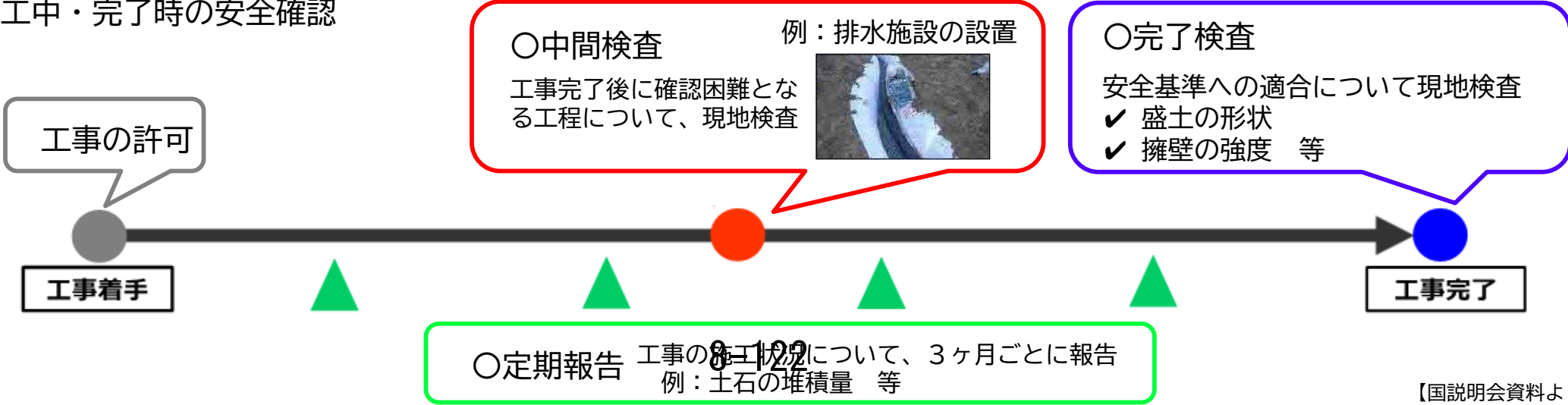
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等

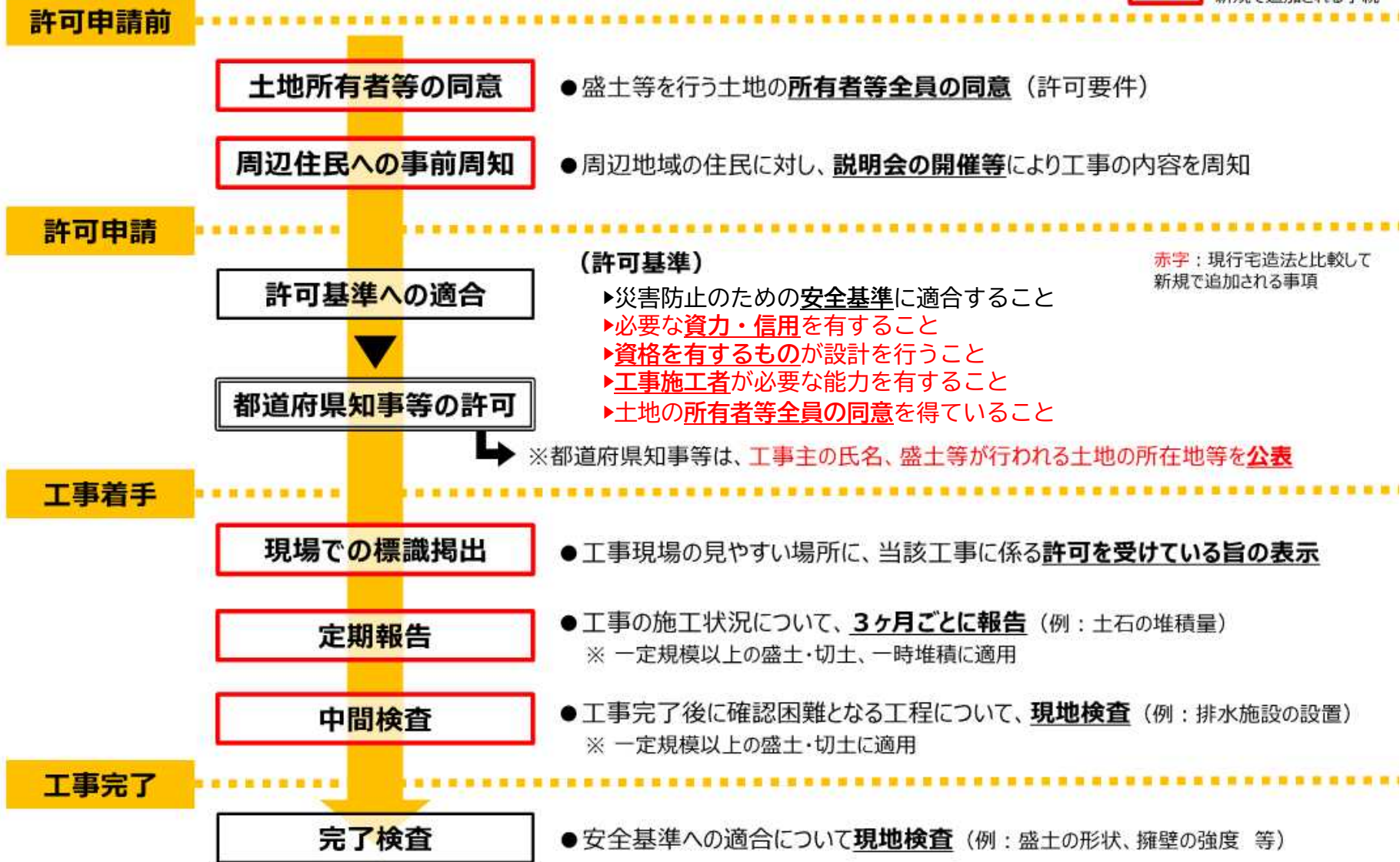


■施工中・完了時の安全確認



手続きの流れ

 現行宅造法と比較して
新規で追加される手続



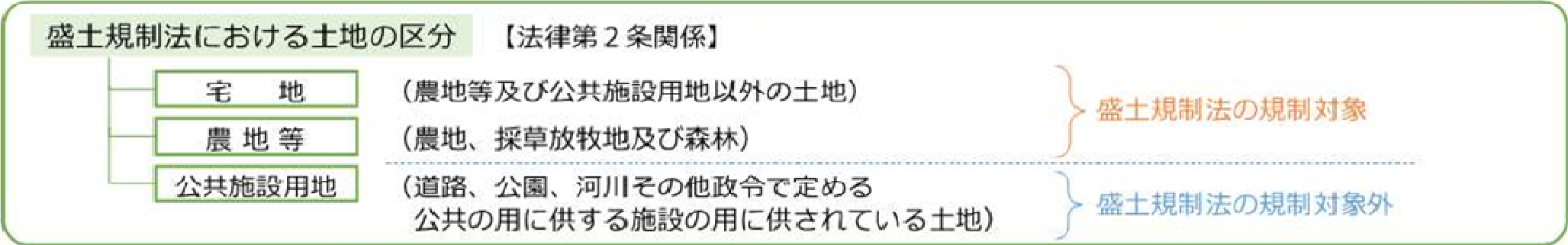
※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

提出先：**高知市内**での工事は**高知市都市計画課**
高知市以外の市町村での工事は**8-123 県都市計画課**になります。

許可・届出・検査・報告の対象行為の規模一覧表

| 区域 | 行為 | 届出 | 許可 | 中間検査 | 定期報告 | 完了検査 |
|-------------|---------------------|---|---|---|---------------------------------------|---------|
| 宅地造成等工事規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | - | ①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く) | ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く) | 同左 | 許可対象すべて |
| | 土石の堆積 一時的な | - | ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 | - | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 | 許可対象すべて |
| 特定盛土等規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | ①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く) | ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く) | 許可対象すべて | 許可対象すべて | 許可対象すべて |
| | 土石の堆積 一時的な | ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 | - | 許可対象すべて | 許可対象すべて |

盛土規制法の規制対象外等について（森林・林業関係）



盛土規制法の許可不要工事 【法律第12条関係】

- ・災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可の対象から除外

(森林・林業関係)

林道施設 林道は、公共施設である道路に含まれるため、本法の規制対象外 【法律第2条】

治山施設 治山施設は、公共施設である林地荒廃防止施設として、本法の規制対象外 【省令第1条】

森林作業道等 森林作業道等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事として、本法の許可不要工事に該当 【省令第8条】
※森林作業道等とは、「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等

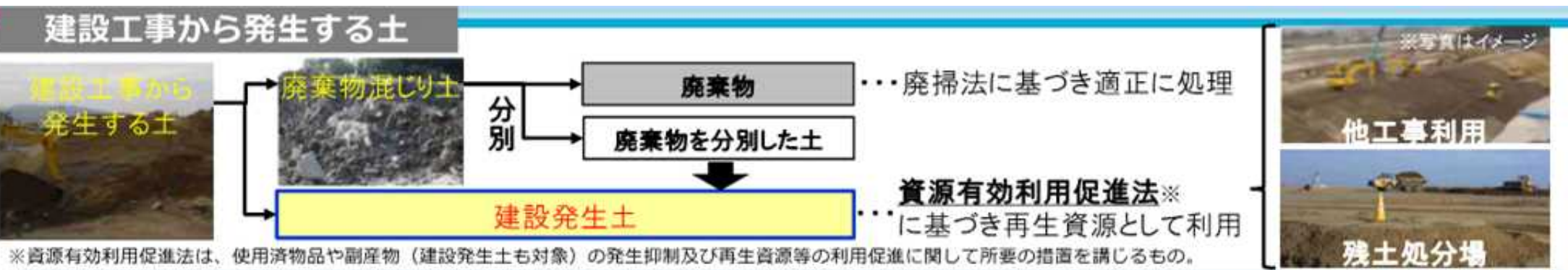


(その他の許可不要工事)

- 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
 - 凸凹な土地の整正など規模が小さいもの
- など

※ 公共事業で発生した残土を処理する施設で、公共施設に該当しないもの（林道や治山などの工事に伴い発生した残土を単に処分する残土処理場）については、本法の規制対象となることに留意

建設工事から発生する土の搬出先の明確化



指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

| | |
|-------------|-------|
| 国 | : 99% |
| 都道府県 | : 88% |
| 政令市 | : 77% |
| 市区町村(政令市除く) | : 69% |

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大 (土砂1,000m³ → 500m³)、保存期間の延長 (1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
 ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
 スtockヤード運営事業者の登録制度の創設により、Stockヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

計画書

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 請負会社 | : ●●株式会社 |
| 工事所在地 | : ●●市●●町●● |
| 建設発生土 | : ●●●● m ³ |
| 搬出先 | : ●●工事 ●●●● m ³ |
| | : ●●処分場 ●●●● m ³ |
| コンクリート | : …………… |
| アスファルト・コンクリート | : …………… |
| 木材 | : …………… |



新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化 (許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における 取扱いに関する説明会

2026年3月

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物の運送を事業として行う場合は、貨物自動車運送事業法の規制の対象となる

➡ 輸送の安全性確保や荷主保護・適正な取引環境確保に係る体制整備が必要

注)このほか、自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法の規制対象とならない

車格ごとの規制の違い

| ～125CC以下 | 125CC超～660CC以下 | 660CC超～ |
|--|--|---|
|    〈徒歩〉 〈自転車〉 〈原動付自転車〉 |   〈二輪自動車〉 〈軽自動車〉 |  〈トラック〉 |
| 規制の対象外 ※活動範囲や輸送能力が限定的であり、「営業の自由」による利益等に比して、社会・経済活動全体に与える影響が軽微である。 | 貨物軽自動車運送事業 届出制 | 一般貨物自動車運送事業 許可制 (不特定多数の者の需要に対応) 特定貨物自動車運送事業 許可制 (特定の者の需要に対応) |

一般貨物自動車運送事業の許可(法第3条)とその基準(法第6条)

- ✓ 事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なもの
- ✓ 事業用自動車の数、自動車車庫の規模等に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するもの
- ✓ 事業を自ら適格に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するもの

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者[※]に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

令和8年4月1日施行

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施



100万円以下の罰金

8-130

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

■ 以下の場合には貨物自動車運送事業法の許可等は不要です。

① 建設関連会社等が**自ら所有する貨物を自ら運送**する場合

自ら所有する貨物を自ら運送する場合には、自社のニーズや発意に応じて運送が行われることが通常であり、運送行為の対価も発生しないことから、他人の需要に応じ有償で貨物の運送を事業として行うに該当せず、法の許可は不要となります。

<具体例>

・土砂等販売業者が、販売するために購入した土砂等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合

② 建設関連会社等の**生業と密接不可分**であり、その**業務に付帯**するものとして運送行う場合

他者が所有する貨物であっても、下記 i) ~ iii) のいずれにも該当する場合には、業としての運送を行っているとは言えず、有償で貨物の運送を事業として行うには該当しないと整理できることから、法の許可は不要となります。

i) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であること

ii) 上記 i) の生業に付帯して行われる運送と認められるための具備要件として、当該生業を営む建設関連会社等が自ら運送行為を行うこと（同一の者が当該生業と当該運送行為とを一貫して行うこと）

iii) 名目の如何を問わず、運送行為の対価としての有償性がないこと

<具体例>

・建設工事を請け負った建設関連会社等が、自社の行う建設工事に付帯する業務として、当該建設工事で発生する残土等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合

・土砂等販売を代行する個人事業主が、当該個人事業主の行う土砂等販売代行に付帯する業務として、販売する土砂等を当該個人事業主が運搬する場合

自ら運送を行っていると思われるための具備要件

建設関連会社等が自ら運送を行っていると思われるためには、**当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要**です。

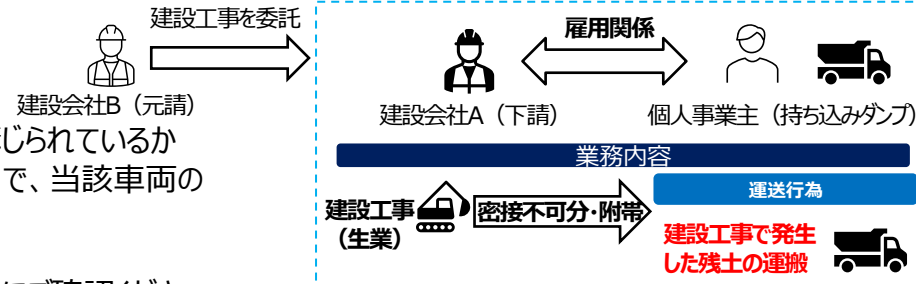
雇用関係があるか否かについては、**契約等の形態のみならず、使用従属性等の実態も踏まえて判断**されることとなります。

<主な判断基準>

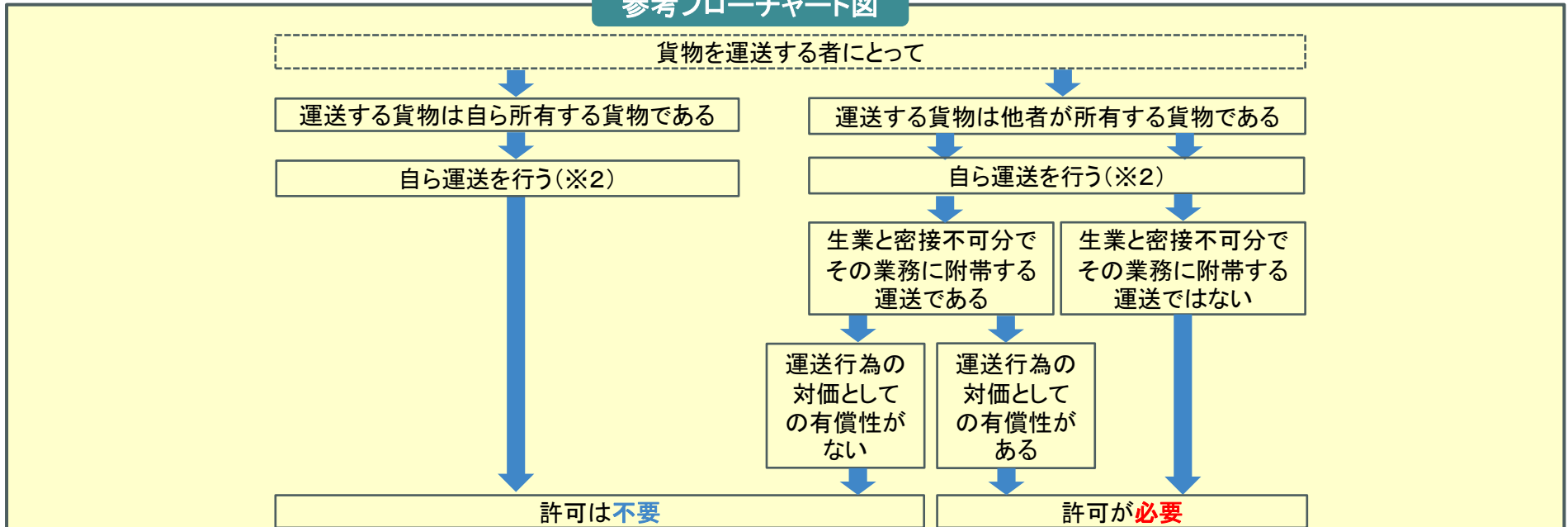
- ・建設関連会社等と運転者との間で労働契約が締結されているか
- ・運転者に対して労働条件通知書の交付がなされているか
- ・運転者に対する報酬が給与として支払われているか
- ・社会保険等の加入が必要な場合に社会保険等の加入や支払い等の適切な措置が講じられているか
- ・運転者が持ち込む自家用ダンプカーを使用する場合、運転者と建設関連会社等との間で、当該車両の業務上使用契約書の締結等の適切な措置が講じられているか
- ・運転者が当該建設関連会社等の指揮命令下にあるか 等

※労働契約や労働条件通知書等に関する詳細は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認ください。

<自家用ダンプカーの使用が認められる事例>



参考フローチャート図



※1 当フローチャートは、自家用ダンプカーを使用した一般的な運送行為に対する許可の必要性の判断フローを示したものであり、その他の運送行為に関する許可の必要性の判断フローを網羅的に示したものではありません。

※2 当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要

令和7年11月21日

物流・自動車局貨物流通事業課

違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます

～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

2. 概要**(1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**

改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。

① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

② 委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

- (1)③に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

3. スケジュール

公 布：令和7年11月27日（木）

施 行：令和8年4月1日（水）

【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先：03-5253-8111（内線41-324）、03-5253-8575（直通）

荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は

100万円以下の罰金

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない^{※注}ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口 **8-135** お問い合わせください。

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

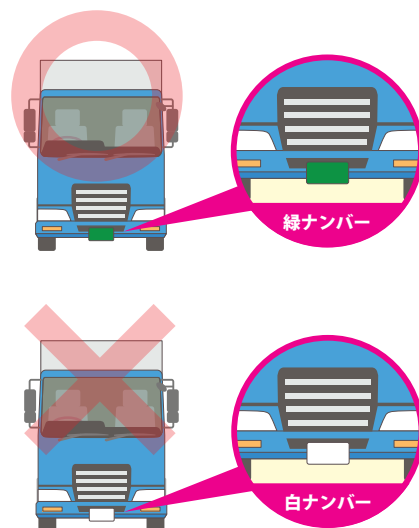
1 白トラ利用の罰則強化

POINT! いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等(自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送)は許可不要です。

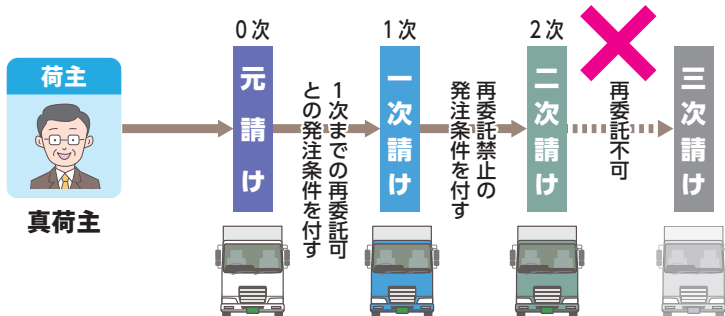


2 委託回数の制限

POINT! 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

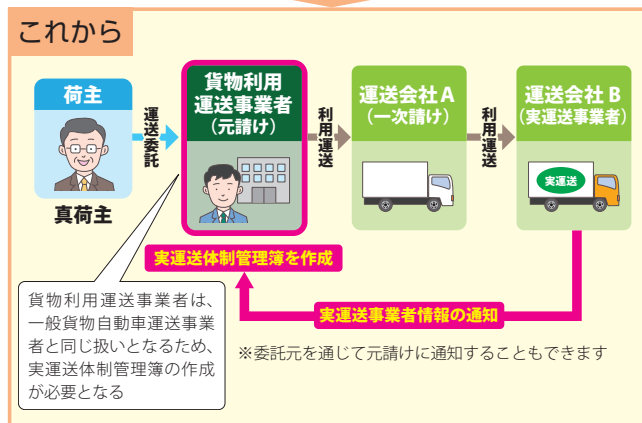
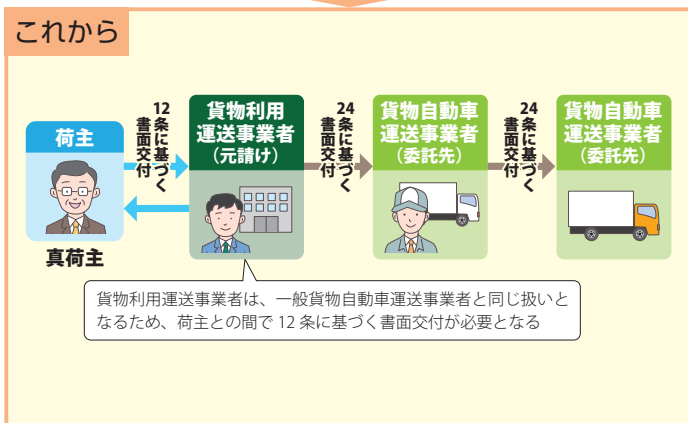
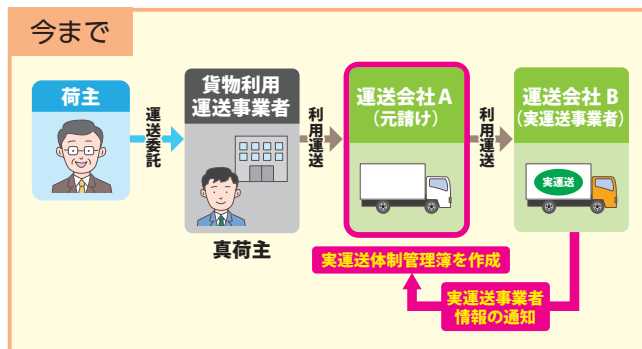
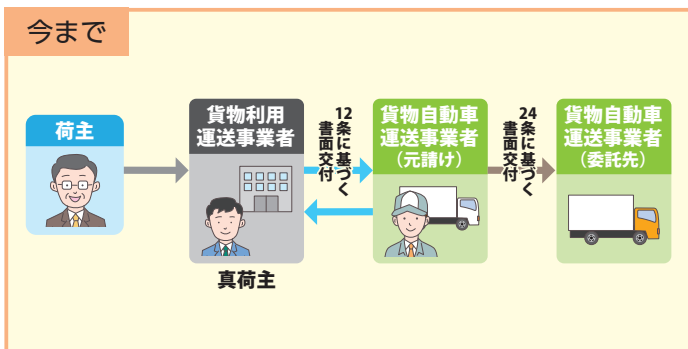
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

